

裁判員等経験者に対するアンケート  
調査結果報告書  
(令和5年度)

令和6年3月

最高裁判所事務総局

### **\* 本報告書を読む際の注意**

1. 「n」は質問に対する総回答数であり、%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
2. 質問の種類を示す記号は次のとおりである。  
M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answers の略)。  
通常、各比率の合計は100%を超える。
3. 集計値 (比率) は小数点第二位を四捨五入しているため、
  - a) 単数回答の質問であっても、各比率の合計は100%にならない場合がある。
  - b) 小数点第二位が4以下の数値の場合、「0.0%」と表記されている。
4. 集計結果上、表記している「不明」とは、無回答や回答拒否等により質問選択肢での回答を得られなかった場合を示す。

# 目 次

## I 調査概要

1. 調査目的・・ 1
2. 本アンケート調査の基礎となるデータ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 調査対象事件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 調査対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## II 調査結果の要約

1. 裁判員に対するアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 補充裁判員に対するアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 裁判員候補者に対するアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## III 調査結果の詳細

1. 裁判員に対するアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (1) 審理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
    - (i) 審理内容のわかりやすさ (問1)
    - (ii) 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ (問2)
    - (iii) 検察官の法廷活動に対して感じられた印象 (問3-1)
    - (iv) 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象 (問3-2)
    - (v) 検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等 (問3-3)
    - (vi) 裁判官の説明のわかりやすさ (問4)
  - (2) 評議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
    - (i) 評議における話しやすさ (問5)
    - (ii) 評議における議論の充実度 (問6)
    - (iii) 評議の進め方(裁判官の進行、裁判官の説明、評議の時間、休憩の取り方など)についての意見や感想など (問7)
  - (3) 審理・評議の日程の組み方について (問8)・・・・・・・・・・・・ 45
  - (4) 裁判所の対応(裁判所からの情報の提供、裁判所職員の対応、裁判所の設備など)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
    - (i) 全体的な印象 (問9-1)
    - (ii) 裁判所の対応について感じたこと (問9-2)
      - ア 「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届いてから裁判員等選任手続期日の前日まで
      - イ 裁判員等選任手続期日当日
      - ウ 裁判員に選任されてから本日まで
  - (5) 裁判員を務めた感想等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
    - (i) 裁判員に選ばれる前の気持ち (問10)
    - (ii) 問10で答えた理由 (問11)
    - (iii) 裁判員として裁判に参加した感想 (問12)
    - (iv) 問12で答えた理由 (問13)
  - (6) その他の全般的な意見や感想など (問14)・・・・・・・・・・・・ 55

2. 補充裁判員に対するアンケート結果	56
(1) 審理について	56
(i) 審理内容のわかりやすさ (問1)	
(ii) 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ (問2)	
(iii) 検察官の法廷活動に対して感じられた印象 (問3-1)	
(iv) 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象 (問3-2)	
(v) 検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等 (問3-3)	
(vi) 裁判官の説明のわかりやすさ (問4)	
(2) 評議について	76
(i) 評議における話しやすさ (問5)	
(ii) 評議の進め方(裁判官の進行、裁判官の説明、評議の時間、休憩の取り方など)についての意見や感想など (問6)	
(3) 審理・評議の日程の組み方について (問7)	80
(4) 裁判所の対応(裁判所からの情報の提供、裁判所職員の対応、裁判所の設備など)について	83
(i) 全体的な印象 (問8-1)	
(ii) 裁判所の対応について感じたこと (問8-2)	
ア 「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届いてから裁判員等選任手続期日の前日まで	
イ 裁判員等選任手続期日当日	
ウ 補充裁判員に選任されてから本日まで	
(5) 補充裁判員を務めた感想等について	85
(i) 補充裁判員に選ばれる前の気持ち (問9)	
(ii) 問9で答えた理由 (問10)	
(iii) 補充裁判員として裁判に参加した感想 (問11)	
ア 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じた理由 (問12-1)	
イ 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じなかった理由 (問12-2)	
(6) その他の全般的な意見や感想など (問13)	91
3. 裁判員候補者に対するアンケート結果	92
(1) 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)について	92
(i) 全体的な印象 (問1-1)	
(ii) 裁判所の対応について「不適切な対応があった」と答えた理由 (問1-2)	
(iii) 裁判所の対応について感じたこと (問1-3)	
ア 「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届いてから裁判員等選任手続期日の前日まで	
イ 裁判員等選任手続期日当日	
(2) 裁判員として選ばれることについての気持ち (問2)	96
(3) 裁判員に選ばれなかった感想及び「不満である」と答えた理由 (問3)	98
(4) その他の全般的な意見や感想など (問4)	99

## 資料編

1. 調査票（付：単純集計結果）	
(1) 裁判員アンケート	100
(2) 補充裁判員アンケート	104
(3) 裁判員候補者アンケート	108
2. 集計表（クロス集計結果）	
(1) 裁判員アンケートの集計結果	110
(2) 補充裁判員アンケートの集計結果	142
(3) 裁判員候補者アンケートの集計結果	170
3. 自由記載分類・整理表	
(1) 裁判員アンケートの集計結果	175
(2) 補充裁判員アンケートの集計結果	195
(3) 裁判員候補者アンケートの集計結果	212

# I 調査概要

## 1. 調査目的

---

本アンケート調査は、裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対し、意見・要望など主観的要素を調査・把握し、その結果を集計・分析して、裁判員制度の運用等の改善につなげることを目的とするものである。

## 2. 本アンケート調査の基礎となるデータ

---

### (1)調査対象事件について

本報告書は、令和5年1月以降、同年12月末日までに全国60の裁判員裁判実施庁に提出された裁判員等アンケートの結果を取りまとめたものである（図表1「庁別対象事件数と回収票数」参照。なお、対象事件数は、調査対象期間中に提出のあったアンケートを基にしており、かつ、複数の被告人の弁論を併合して審理が行われた裁判では事件数を1件と計上しているため、同期間内に実施した終局人員数とは一致しない場合がある。）。

対象事件を審理の実日数別にみると、「3日」が33.4%を占め、最も多い実日数となっている。次いで、「4日」が22.7%、「6日以上」が17.8%となり、「1日又は2日」は14.3%、「5日」は11.8%である（図表2「(1)審理の実日数」参照。）。

また、自白・否認別にみると、「否認」事件が53.9%を占め、「自白」事件は46.1%である（図表2「(2)自白・否認の別」参照。）。

※「審理の実日数」は、実際に審理を行った日のみ（同一日に審理及び評議を行った日を含む。）を計上したものであり、裁判員等選任手続、評議、判決宣告のみを行った日は含まない。

※「自白・否認の別」にいう「否認」には、一部否認も含む。

※「審理の実日数」、「自白・否認の別」に係る数値は、いずれも本アンケート調査において用いたアンケート用紙の「裁判所記入欄」の記載に基づく集計による。

### (2)調査対象者について

裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対し、本アンケート調査の協力を求めたところ、調査対象期間中、合計19,655名から回答が得られた。その内訳をみると、裁判員が4,525名、補充裁判員が1,357名、裁判員候補者が13,773名である（図表1参照。なお、当初補充裁判員に選任され、その後、裁判員に選任された者については、裁判員として回答を依頼した。）。調査対象期間中にアンケート用紙を配布した人数を分母とした場合の回収率は、裁判員が99.7%、補充裁判員が98.0%、裁判員候補者が98.6%である。

これら調査対象者の属性をみると、性別については、「男性」が54.0%、「女性」が45.4%となっている。年齢については、法改正により令和5年1月から18歳、19歳の方が裁判員に選ばれるようになり、10代から70歳以上までの幅広い年代にわたっている（なお、「70歳以上」の割合が少ないのは、法律上、70歳以上は希望すれば辞退することができるためではないかと思われる。）。職業別では、「お勤め（正規の職員・従業員。役員を含む）」が57.0%と最も多い層となっており、「パート・アルバイト」、「無職」、「専業主婦・専業主夫」、「自営・自由業」がこれに続いている。「育児」や「介護」をしている人については、育児・介護のいずれか、又は、その双方をしている人の割合が、調査対象者全体の23.7%を占めている（図表3「対象者属性」参照。）。

図表1 庁別対象事件数と回収票数

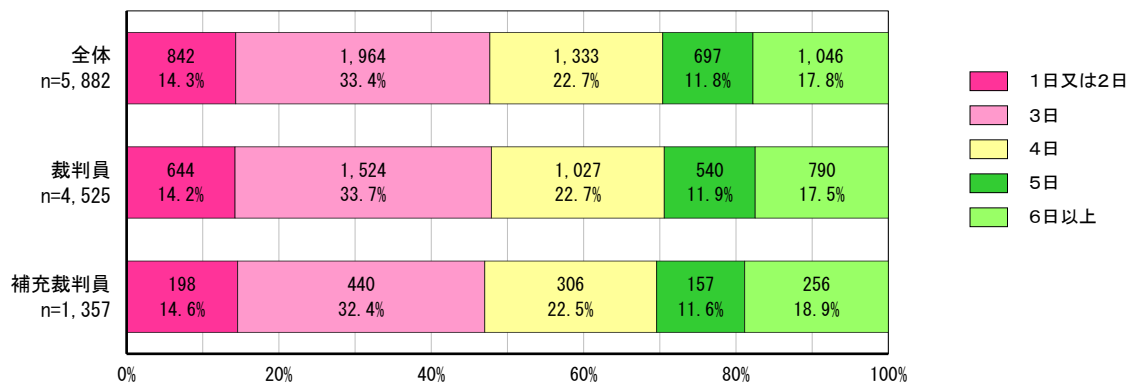
	対象事件数	裁判員	補充裁判員	裁判員候補者	合計
東京地方裁判所	84	504	161	1,323	1,988
東京地方裁判所立川支部	18	108	35	345	488
横浜地方裁判所	36	216	65	663	944
横浜地方裁判所小田原支部	5	30	8	83	121
さいたま地方裁判所	38	228	65	674	967
千葉地方裁判所	82	490	148	1,415	2,053
水戸地方裁判所	22	132	43	436	611
宇都宮地方裁判所	9	78	19	222	319
前橋地方裁判所	9	54	21	169	244
静岡地方裁判所	4	24	7	67	98
静岡地方裁判所沼津支部	9	54	16	147	217
静岡地方裁判所浜松支部	3	18	6	61	85
甲府地方裁判所	2	12	4	43	59
長野地方裁判所	6	36	11	84	131
長野地方裁判所松本支部	2	12	5	52	69
新潟地方裁判所	8	47	13	146	206
大阪地方裁判所	68	408	104	1,362	1,874
大阪地方裁判所堺支部	11	66	17	226	309
京都地方裁判所	16	102	34	316	452
神戸地方裁判所	16	93	29	294	416
神戸地方裁判所姫路支部	9	60	18	160	238
奈良地方裁判所	6	36	8	141	185
大津地方裁判所	10	60	19	157	236
和歌山地方裁判所	5	30	9	105	144
名古屋地方裁判所	29	174	57	596	827
名古屋地方裁判所岡崎支部	8	53	17	161	231
津地方裁判所	16	90	28	313	431
岐阜地方裁判所	5	30	9	111	150
福井地方裁判所	4	24	7	97	128
金沢地方裁判所	3	18	6	120	144
富山地方裁判所	6	36	10	151	197
広島地方裁判所	17	101	29	277	407
山口地方裁判所	8	54	19	161	234
岡山地方裁判所	17	101	32	267	400
鳥取地方裁判所	1	6	1	16	23
松江地方裁判所	7	42	12	122	176
福岡地方裁判所	30	180	51	508	739
福岡地方裁判所小倉支部	7	42	12	130	184
佐賀地方裁判所	2	12	3	33	48
長崎地方裁判所	4	25	7	70	102
大分地方裁判所	4	24	6	67	97
熊本地方裁判所	7	42	13	141	196
鹿児島地方裁判所	7	42	13	132	187
宮崎地方裁判所	5	30	10	101	141
那覇地方裁判所	6	34	11	98	143
仙台地方裁判所	17	108	30	322	460
福島地方裁判所	3	18	6	58	82
福島地方裁判所郡山支部	5	30	9	134	173
山形地方裁判所	2	12	5	38	55
盛岡地方裁判所	5	30	7	88	125
秋田地方裁判所	1	6	2	20	28
青森地方裁判所	3	18	4	58	80
札幌地方裁判所	11	66	21	162	249
函館地方裁判所	2	12	4	43	59
旭川地方裁判所	3	18	4	59	81
釧路地方裁判所	7	42	14	106	162
高松地方裁判所	3	18	5	54	77
徳島地方裁判所	5	30	10	109	149
高知地方裁判所	1	6	2	17	25
松山地方裁判所	9	53	16	142	211
全 体	748	4,525	1,357	13,773	19,655

(注) 対象事件数は、令和5年1月以降、同年12月末日までに提出のあったアンケートを基にしており、かつ、複数の被告人の弁論を併合して審理が行われた裁判では事件数を1件と計上しているため、同期間内に実施した終局人員数とは一致しない場合がある。

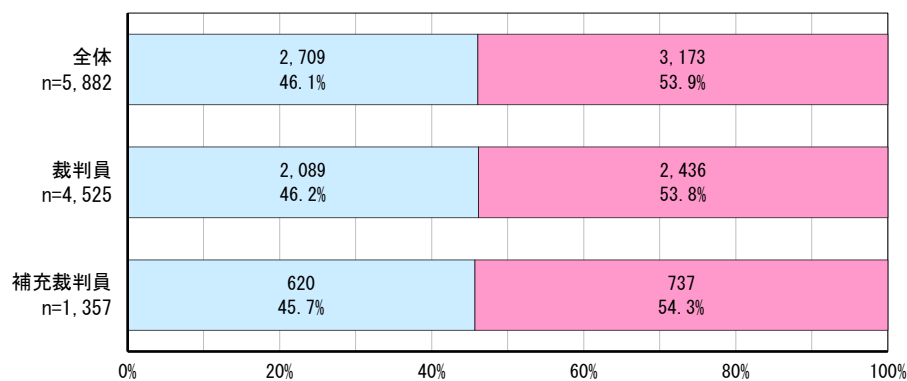


図表2 対象事件について（審理の実日数及び自白・否認の別）

(1) 審理の実日数（裁判員、補充裁判員のみ）

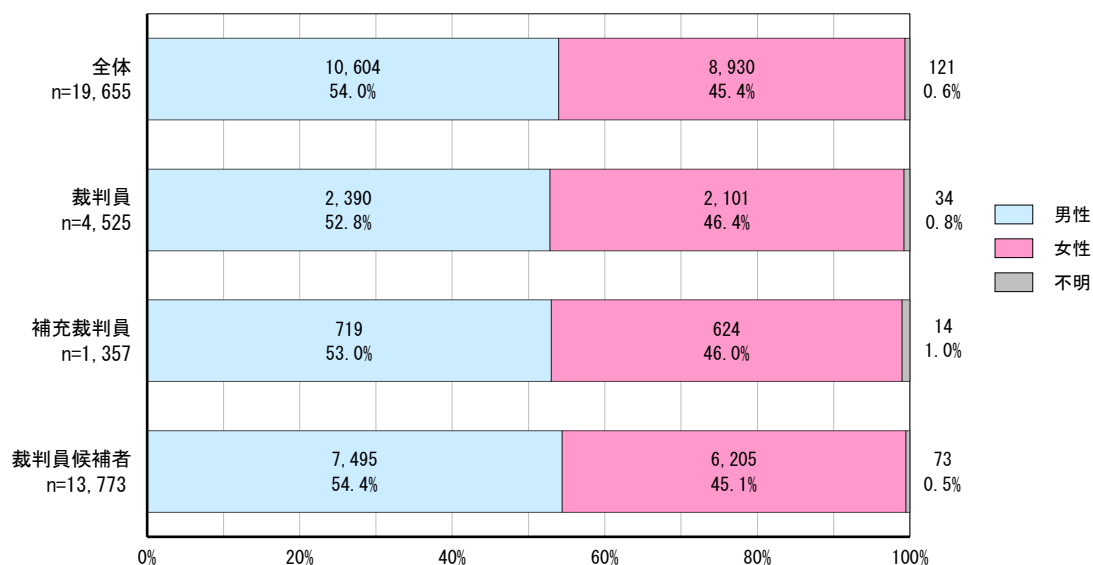


(2) 自白・否認の別（裁判員、補充裁判員のみ）

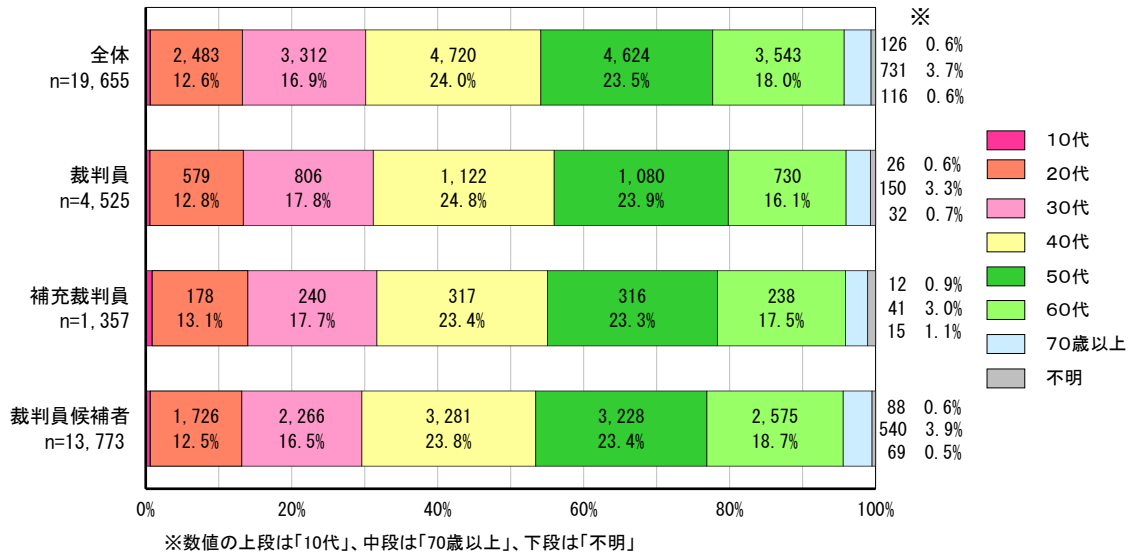


図表3 対象者属性

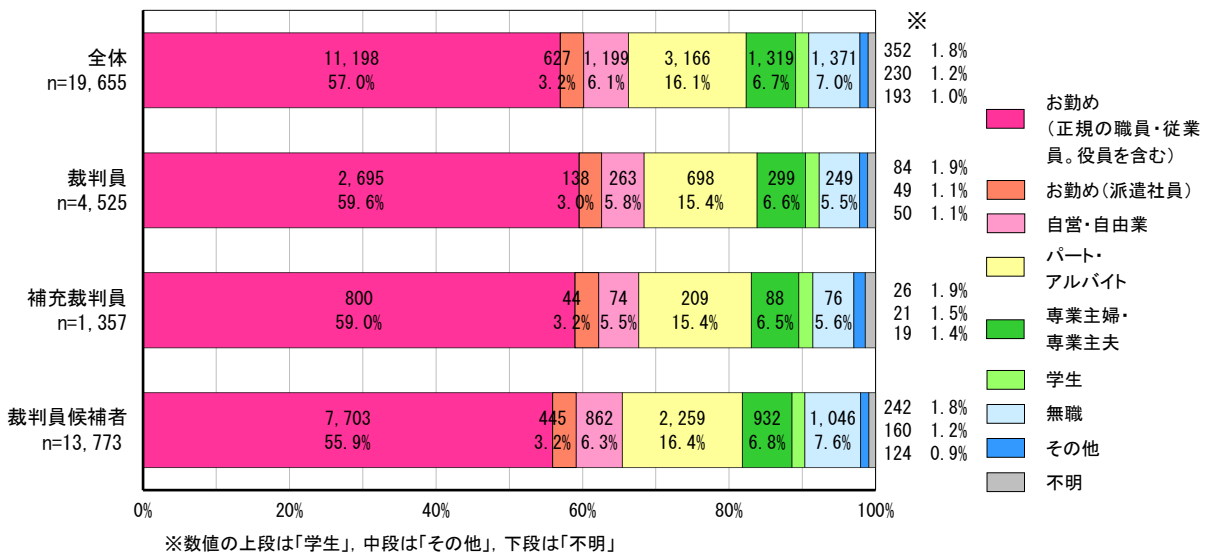
(1) 性別



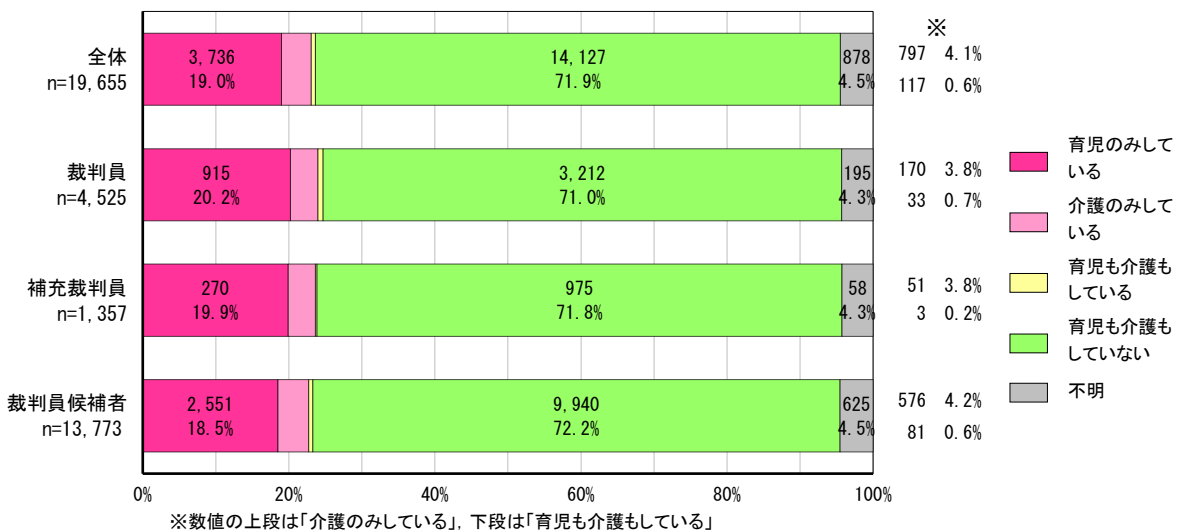
(2) 年 齢



(3) 職 業



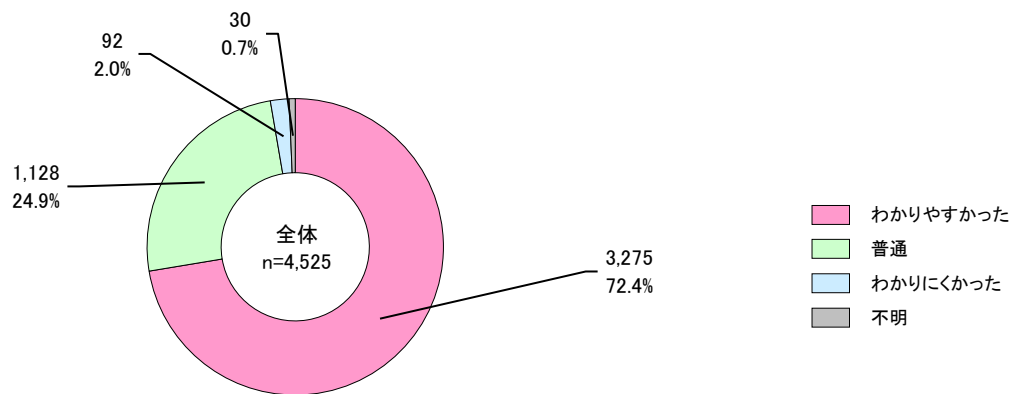
(4) 育児・介護



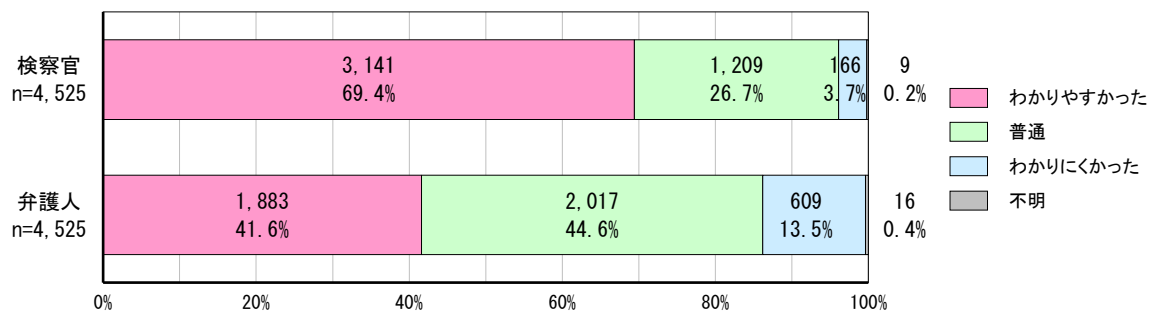
## Ⅱ 調査結果の要約

# 1. 裁判員に対するアンケート結果

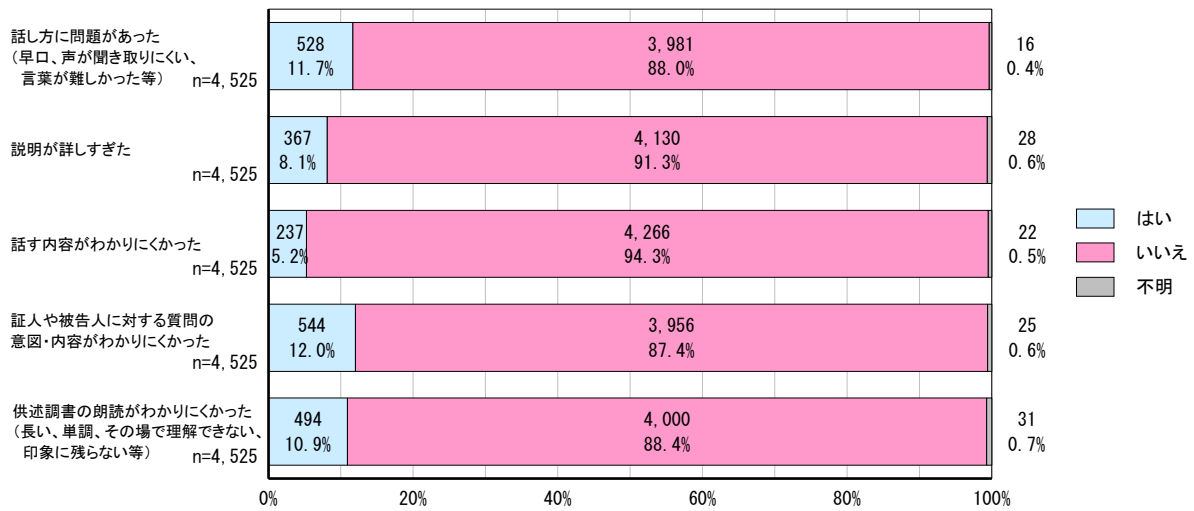
## 問1. 審理内容のわかりやすさ



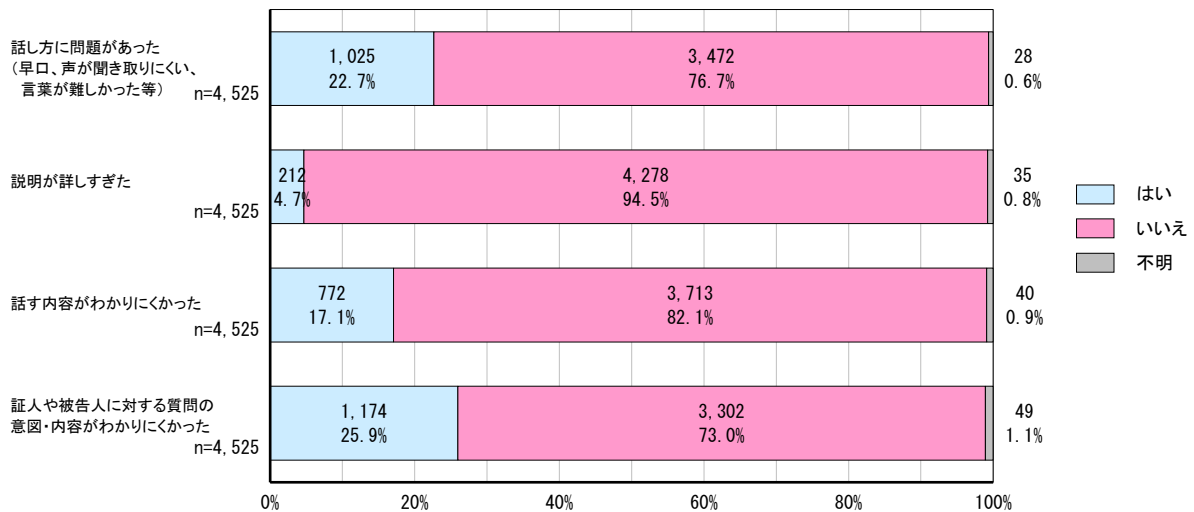
## 問2. 法廷での説明等のわかりやすさ



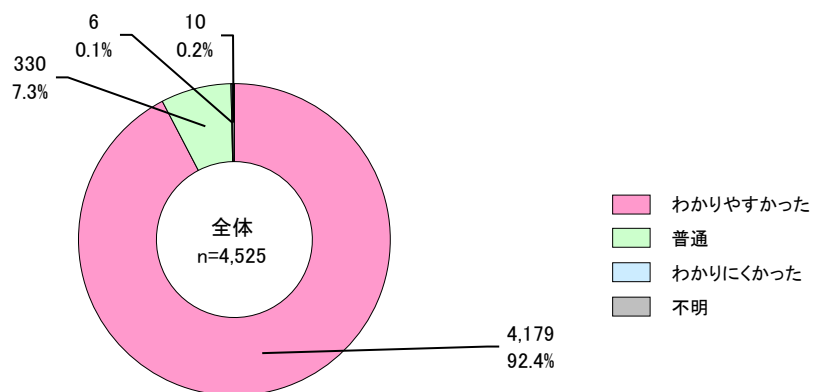
### 問3-1. 検察官の法廷活動に対して感じられた印象



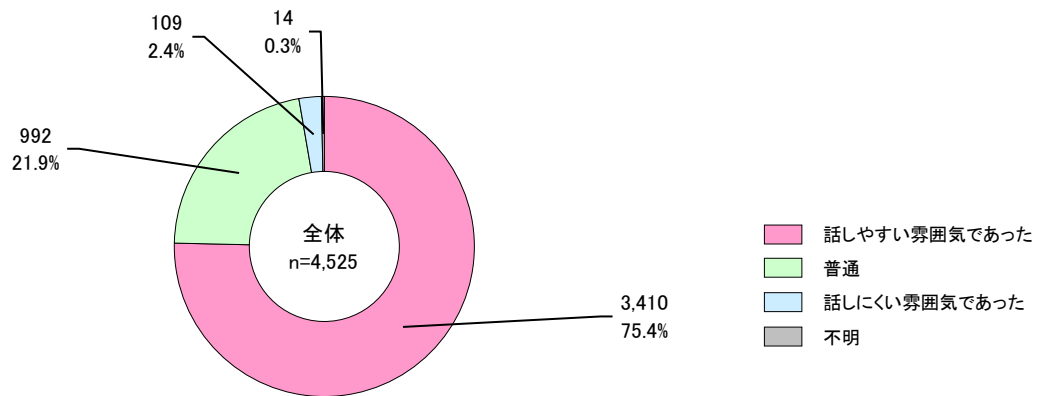
### 問3-2. 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象



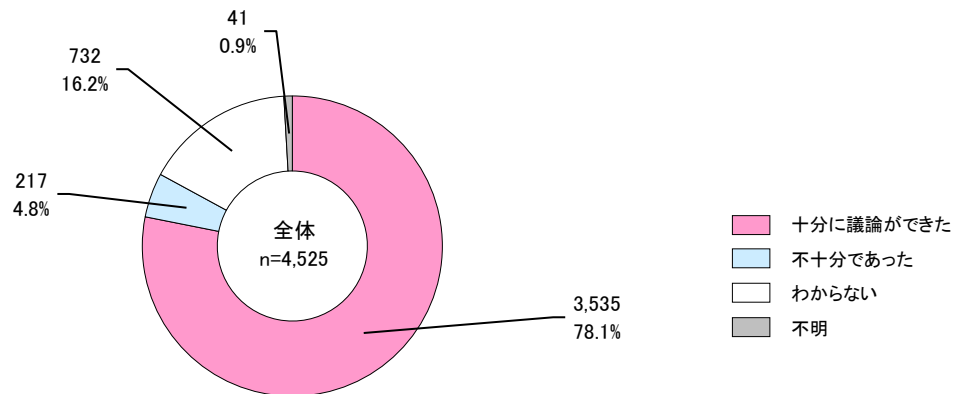
### 問4. 裁判官の説明のわかりやすさ



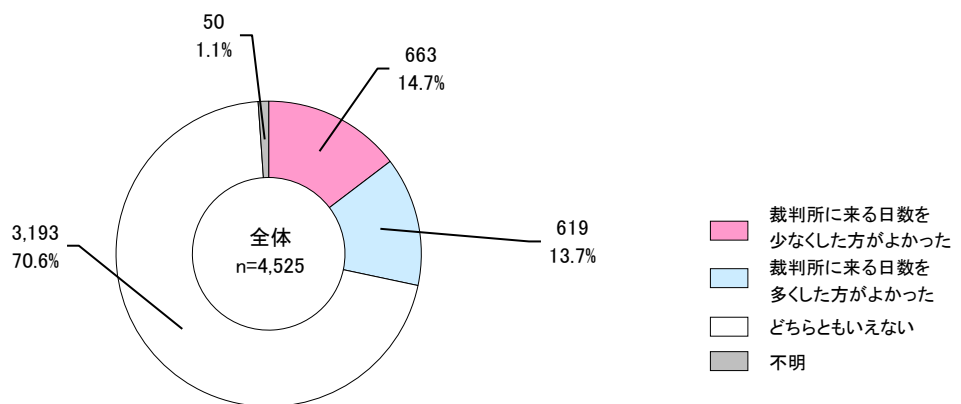
問5. 評議における話しやすさ



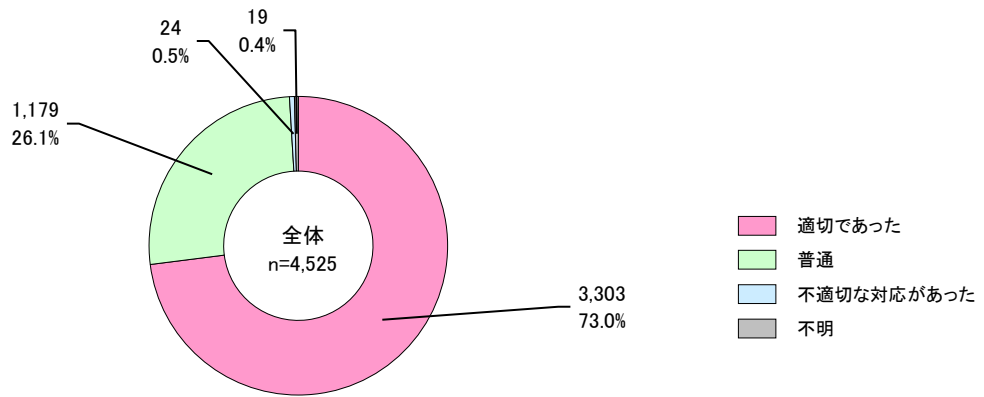
問6. 評議における議論の充実度



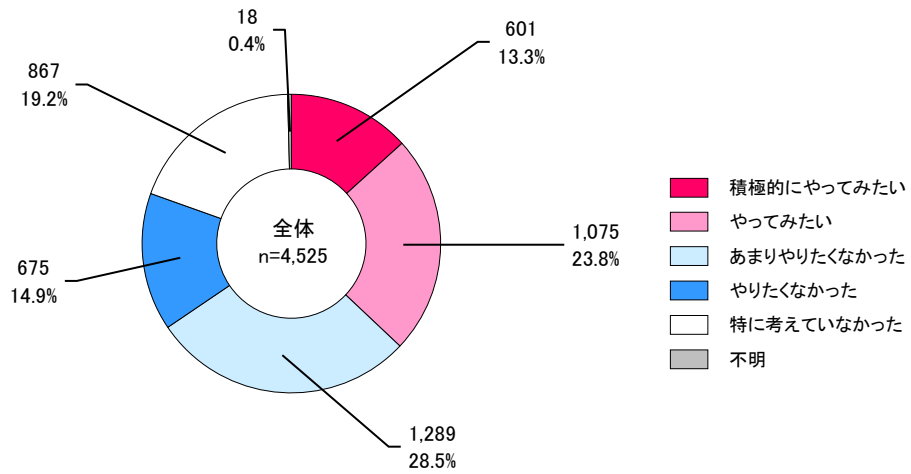
問8. 審理・評議の日程の組み方



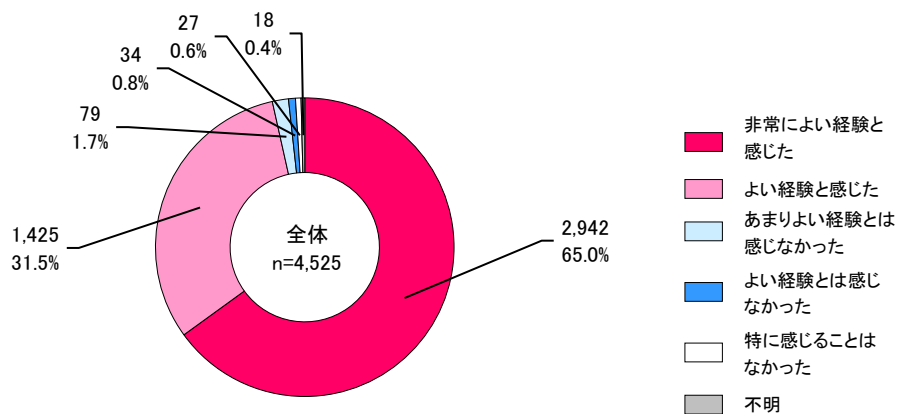
問9-1. 裁判所の対応に対する全体的な印象



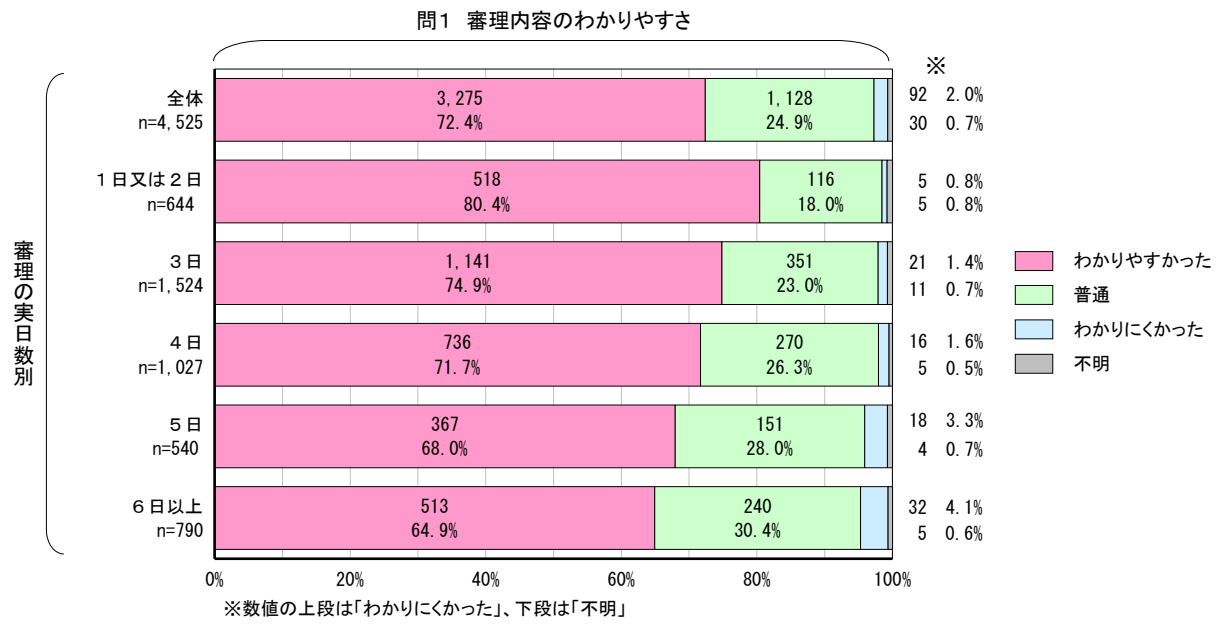
問10. 裁判員に選ばれる前の気持ち



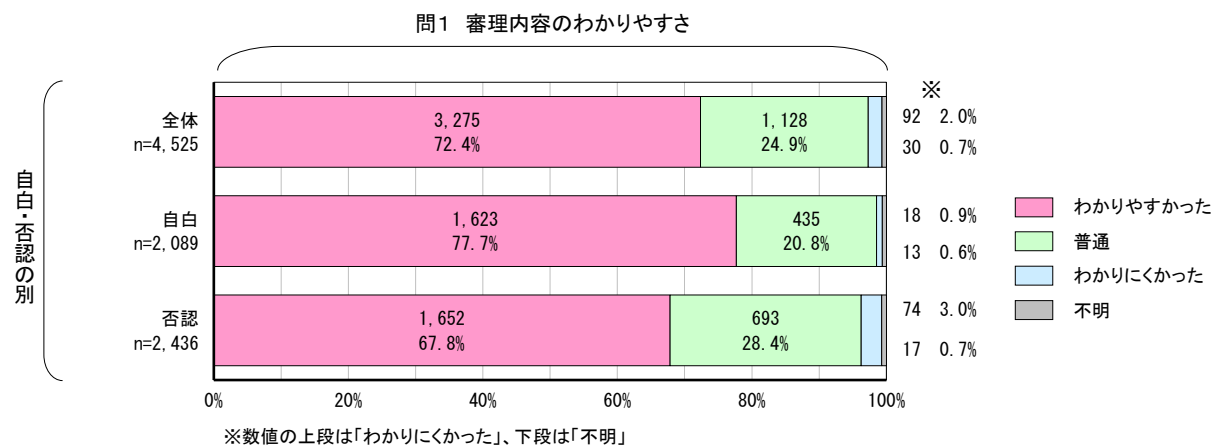
問12. 裁判員として裁判に参加した感想



審理の実日数別 × 問1. 審理内容のわかりやすさ

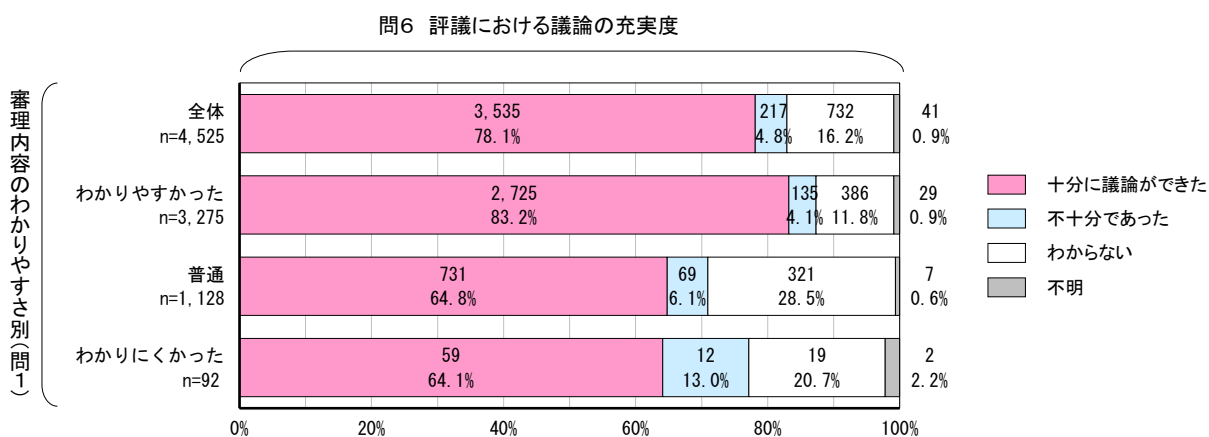


自白・否認の別 × 問1. 審理内容のわかりやすさ

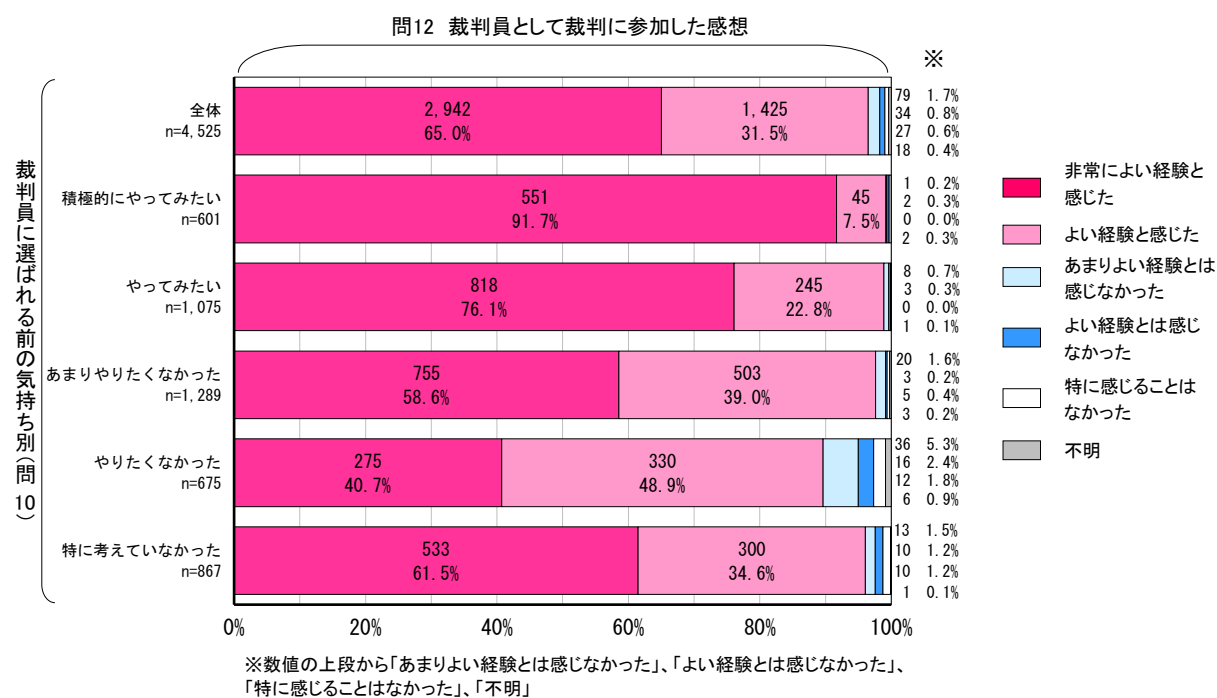




問1. 審理内容のわかりやすさ別 × 問6. 評議における議論の充実度

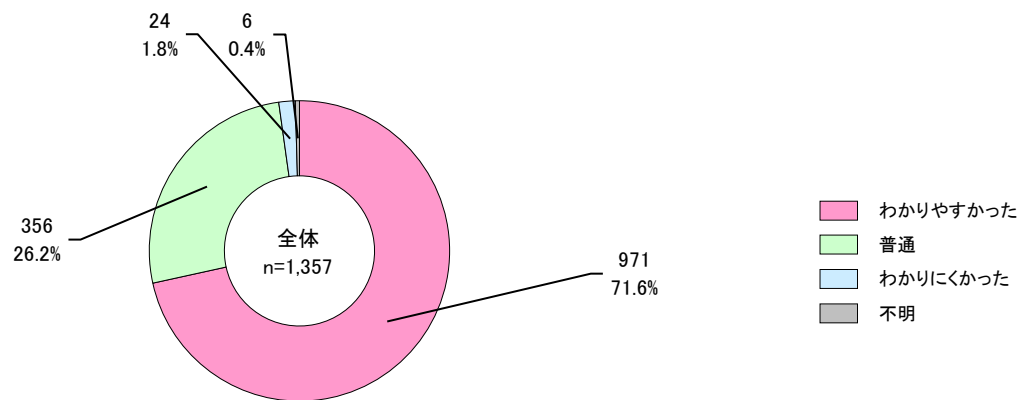


問10. 裁判員に選ばれる前の気持ち別 × 問12. 裁判員として裁判に参加した感想

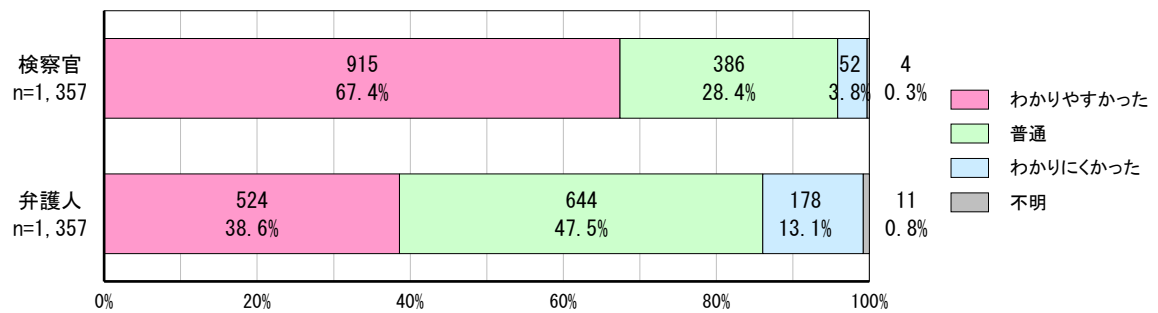


## 2. 補充裁判員に対するアンケート結果

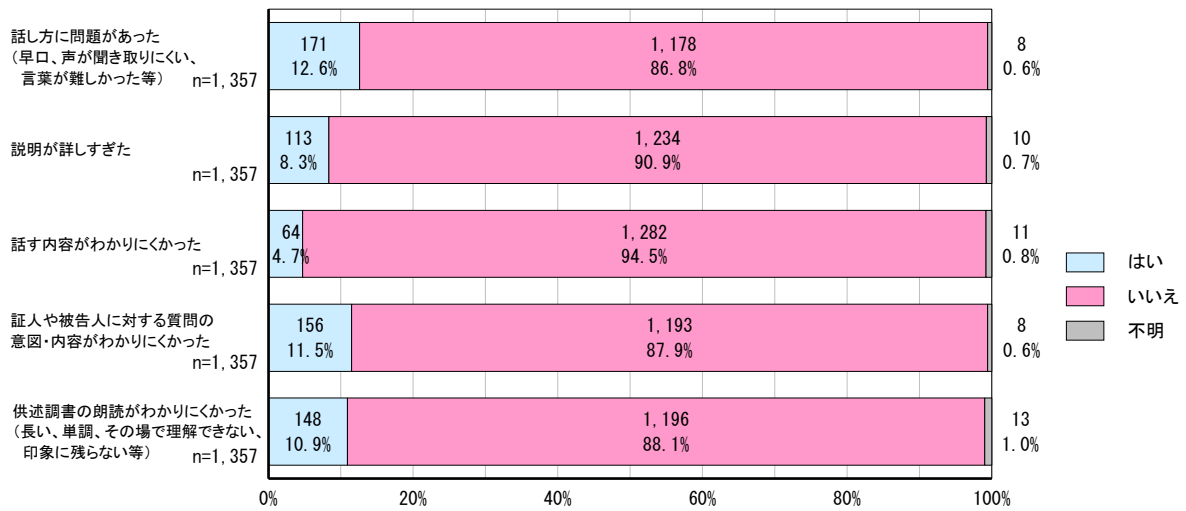
### 問1. 審理内容のわかりやすさ



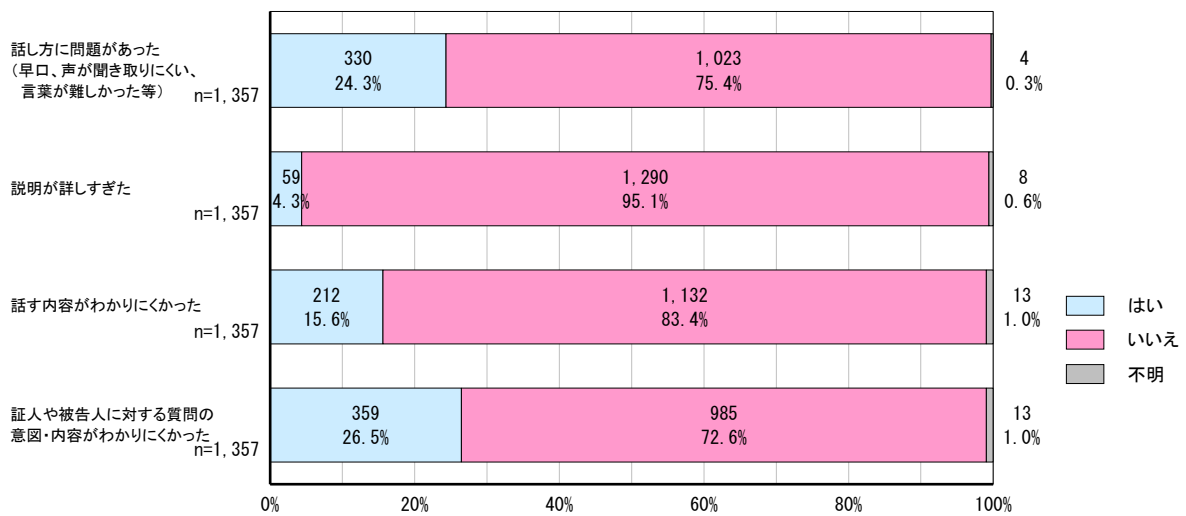
### 問2. 法廷での説明等のわかりやすさ



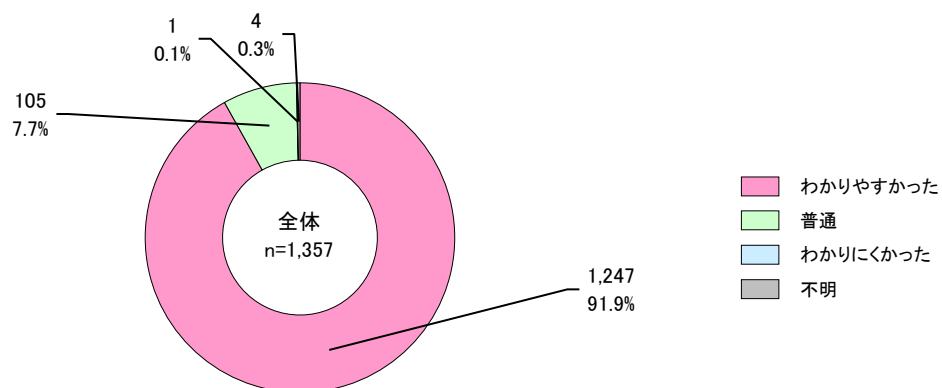
### 問3-1. 検察官の法廷活動に対して感じられた印象



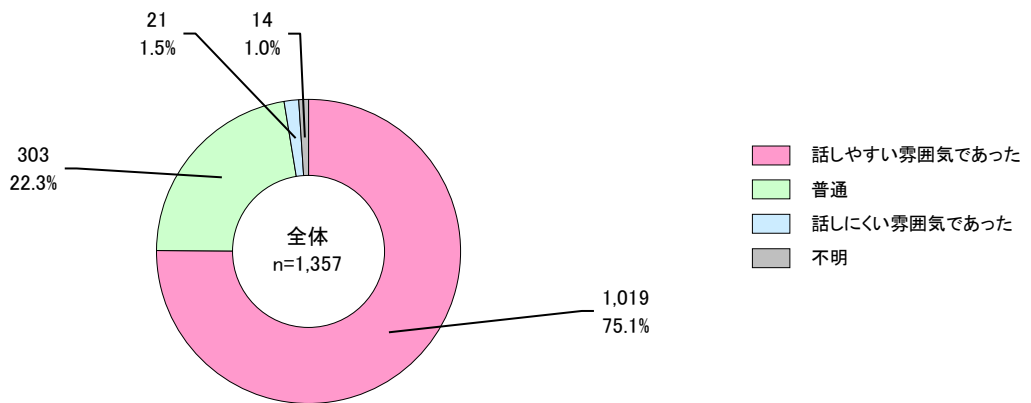
### 問3-2. 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象



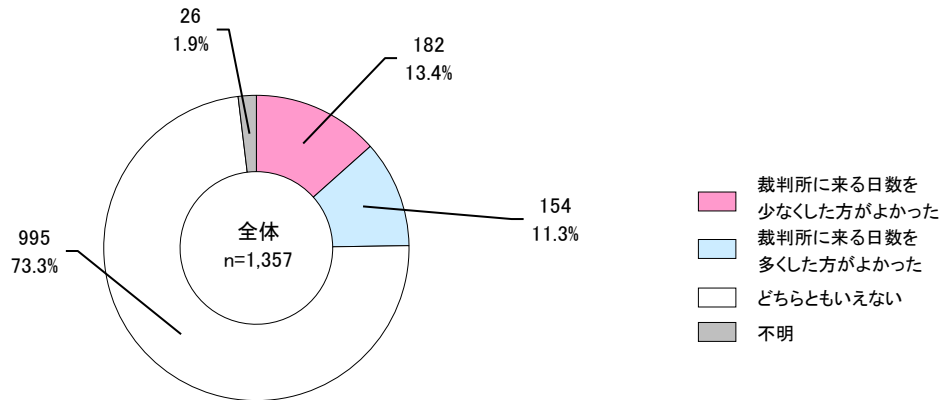
### 問4. 裁判官の説明のわかりやすさ



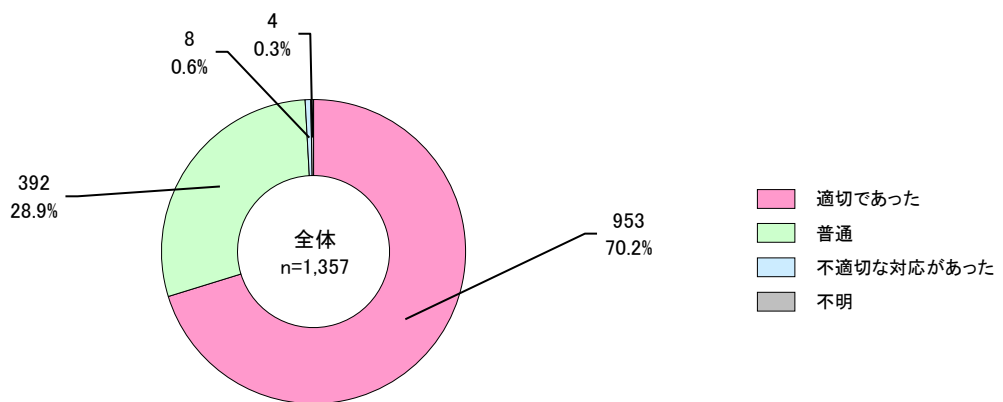
問5. 評議における話しやすさ



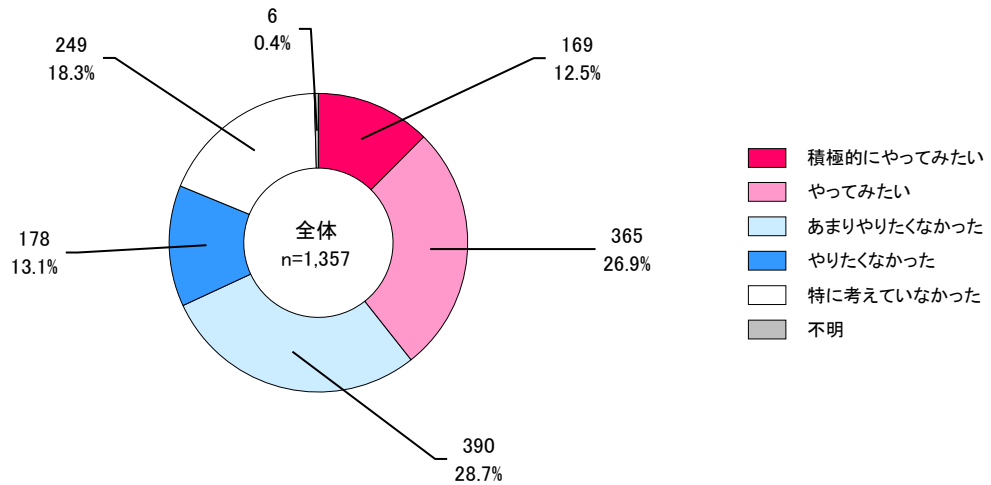
問7. 審理・評議の日程の組み方



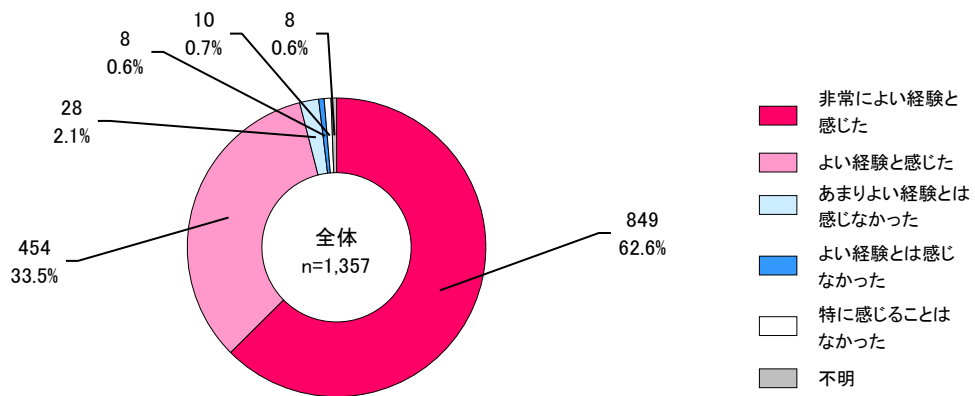
問8-1. 裁判所の対応に対する全体的な印象



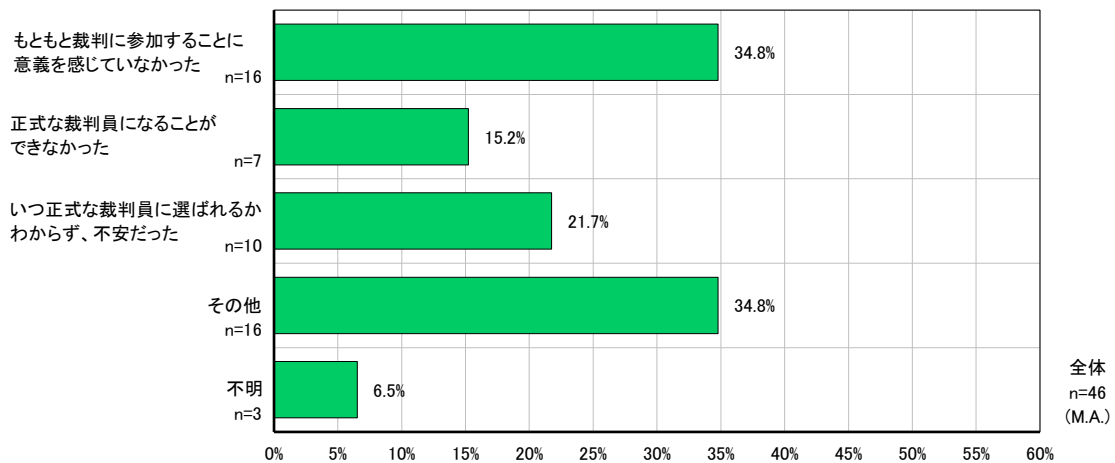
問 9. 補充裁判員に選ばれる前の気持ち



問 11. 補充裁判員として裁判に参加した感想

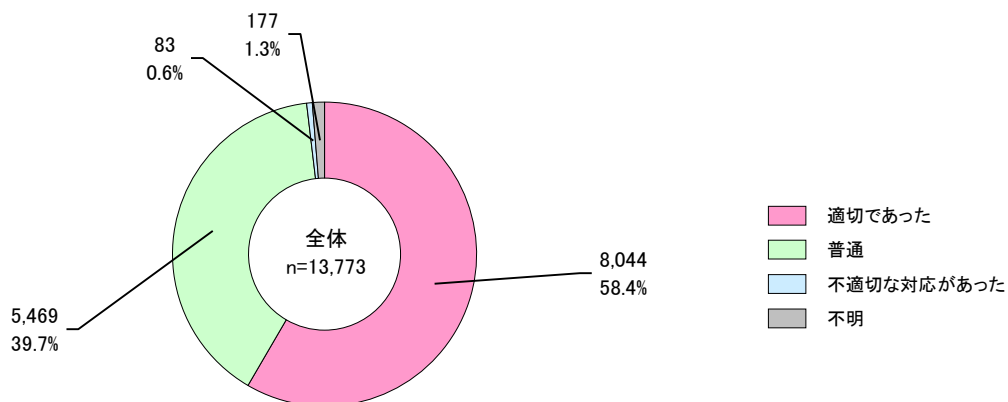


問 12-2. 「(あまり) よい経験」とは感じなかった・特に感じることはなかった理由

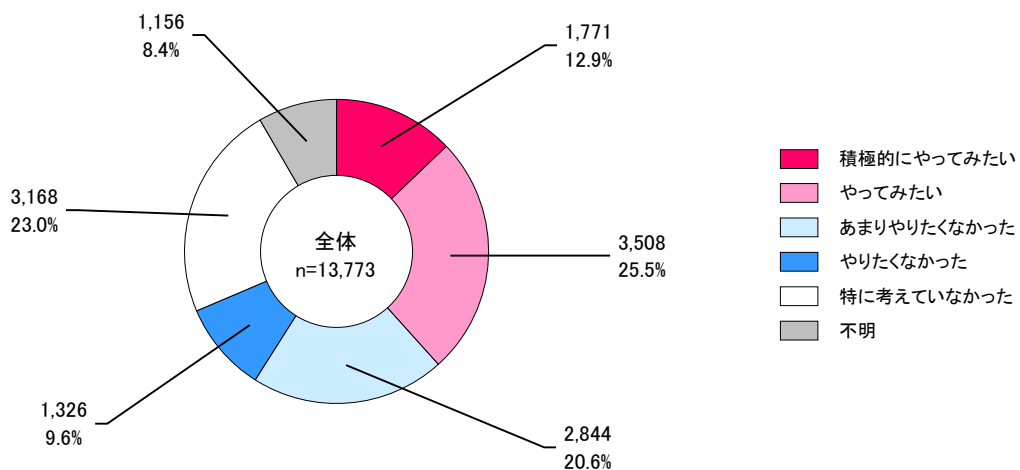


### 3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

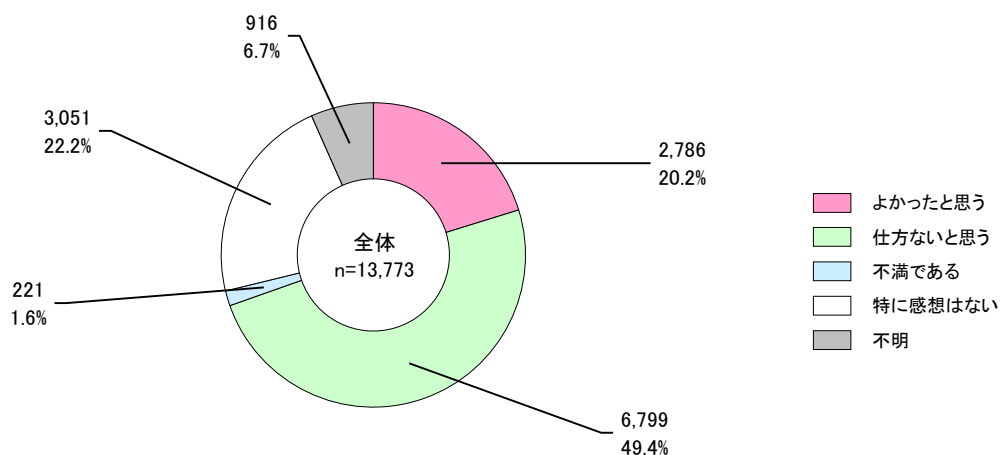
#### 問1-1. 裁判所の対応に対する全体的な印象



#### 問2. 裁判員として選ばれることについての気持ち



#### 問3. 裁判員に選ばれなかった感想



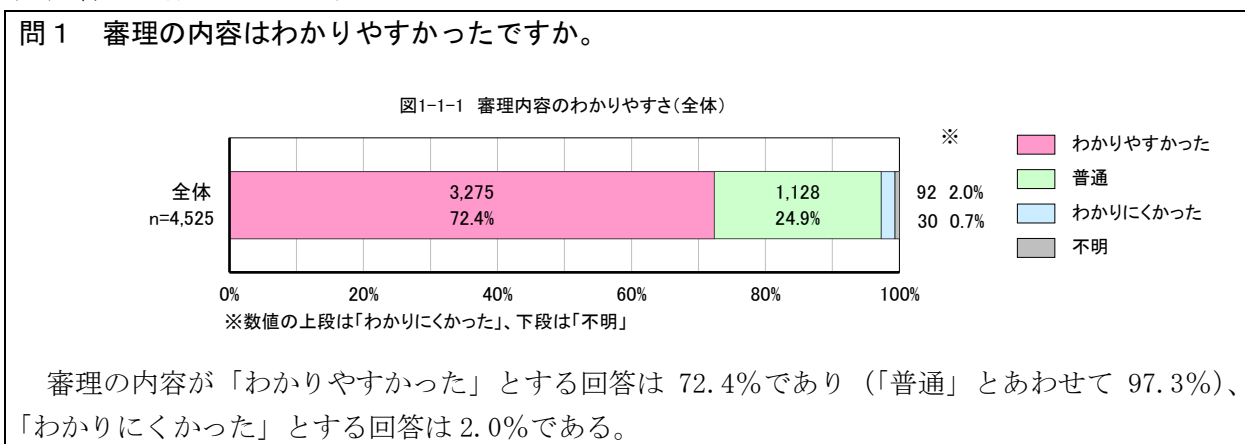
## Ⅲ 調査結果の詳細

# 1. 裁判員に対するアンケート結果

## (1) 審理について

### (i) 審理内容のわかりやすさ

問1 審理の内容はわかりやすかったですか。

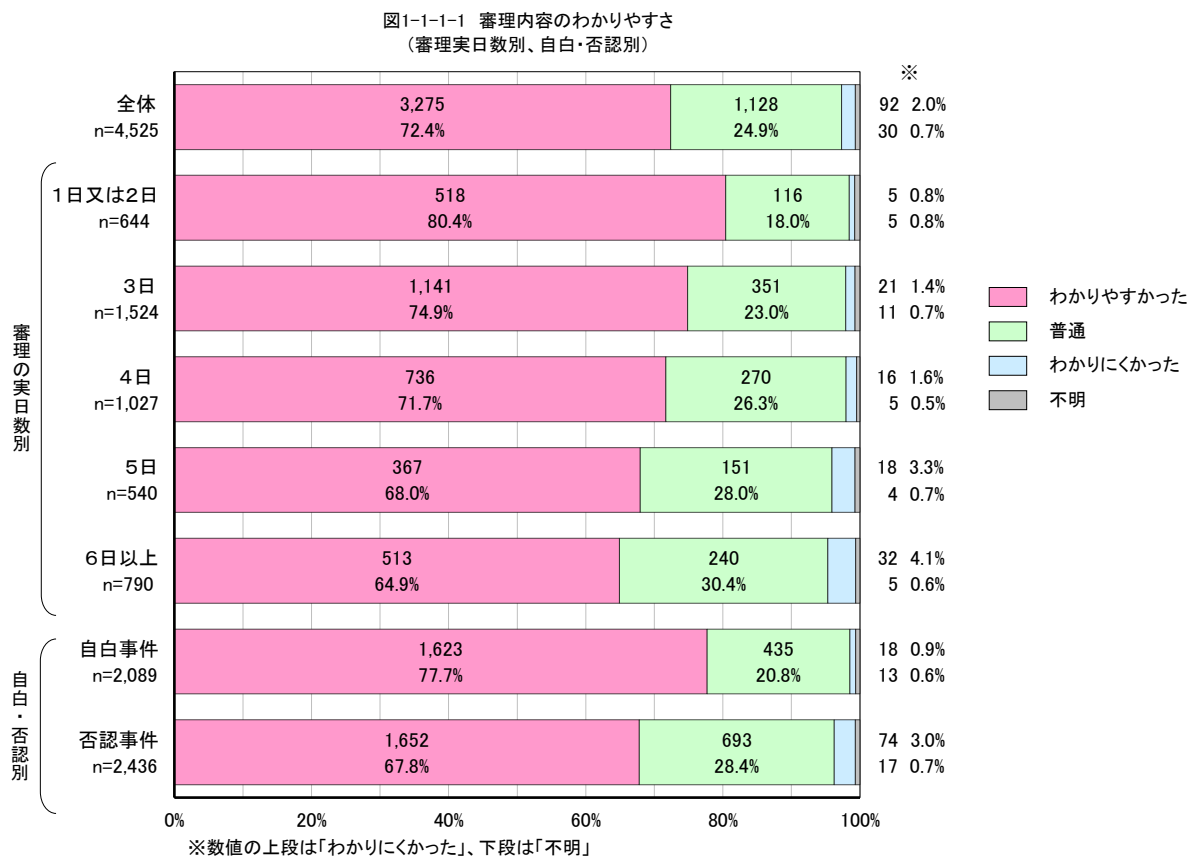


### 【他のデータとのクロス集計】

『審理内容のわかりやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図1-1-1-1である。

「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数1日又は2日の場合が80.4%と最も高く、審理実日数6日以上の場合が64.9%と最も低くなっており、審理実日数が長くなるほど「わかりやすかった」と回答した者の割合が低下する傾向がみられる。

自白・否認別では、「わかりやすかった」と回答した者の割合が、自白事件において、77.7%であり、否認事件（67.8%）を上回っている。

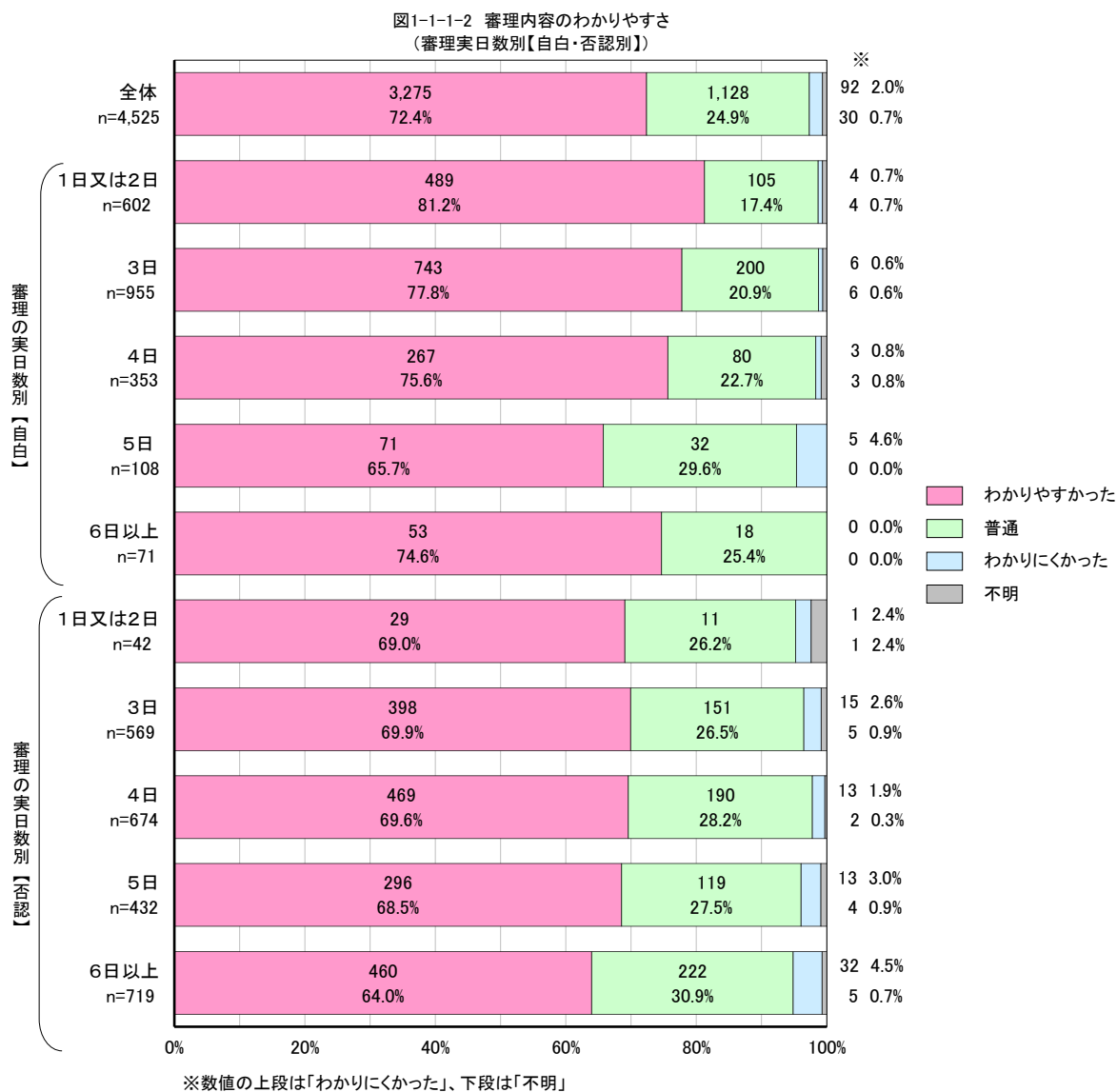




『審理内容のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図1-1-1-2である。

自白事件において、「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数1日又は2日の場合が81.2%と最も高く、審理実日数5日の場合が65.7%と最も低くなっている。

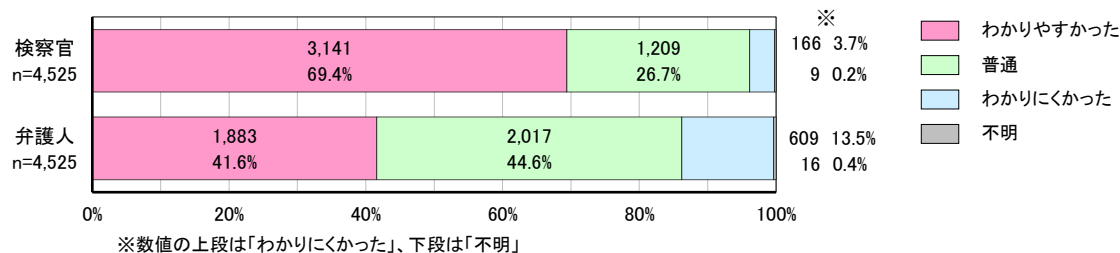
否認事件においては、「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数3日の場合が69.9%と最も高く、審理実日数6日以上の場合が64.0%と最も低くなっている。



(ii) 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ

問2 検察官や弁護人の法廷での説明や証拠調べは、わかりやすかったですか。検察官、弁護人それぞれについて、お答えください。

図1-1-2 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ(全体)

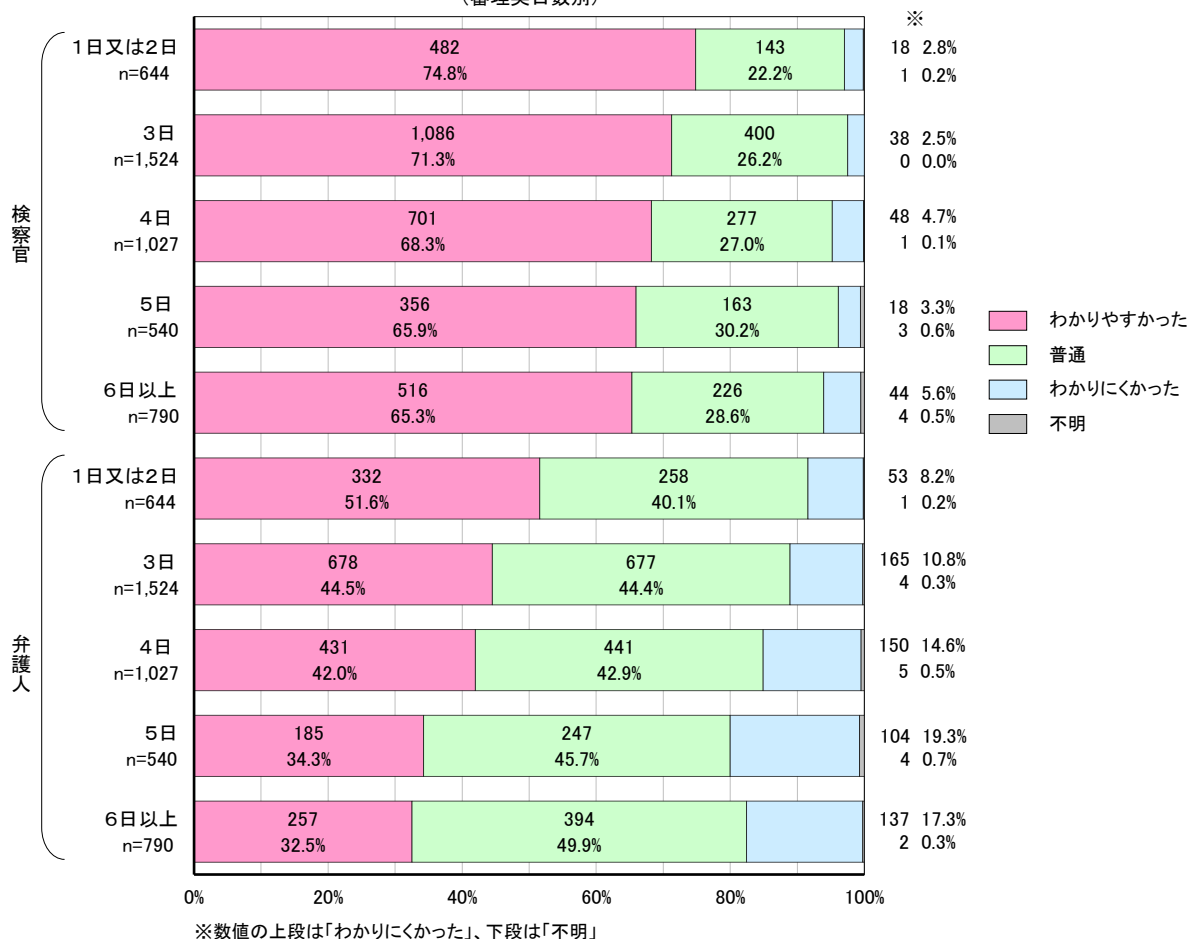


検察官、弁護人の法廷での説明等について「わかりやすかった」とする回答は、検察官が69.4%、弁護人が41.6%である（「普通」とあわせて、検察官が96.1%、弁護人が86.2%）。

【他のデータとのクロス集計】

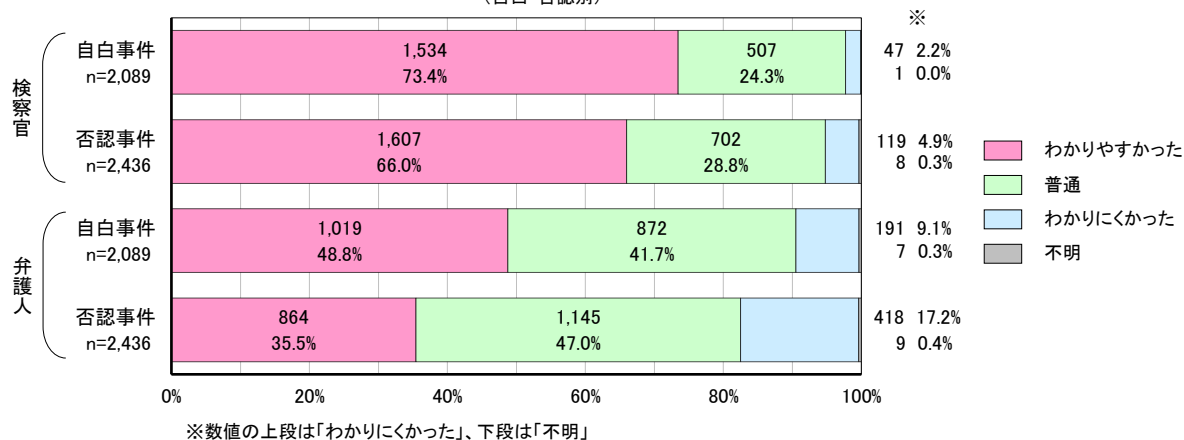
『検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を審理実日数別でみたのが、図1-1-2-1である。「わかりやすかった」と回答した者の割合は、検察官については、1日又は2日の場合が74.8%と最も高く、6日以上の場合が65.3%と最も低くなっている。弁護人についても、1日又は2日の場合が51.6%と最も高く、6日以上の場合が32.5%と最も低くなっている。検察官についても弁護人についても、審理実日数が長くなるほど「わかりやすかった」と回答した者の割合が低下する傾向にある。

図1-1-2-1 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ (審理実日数別)



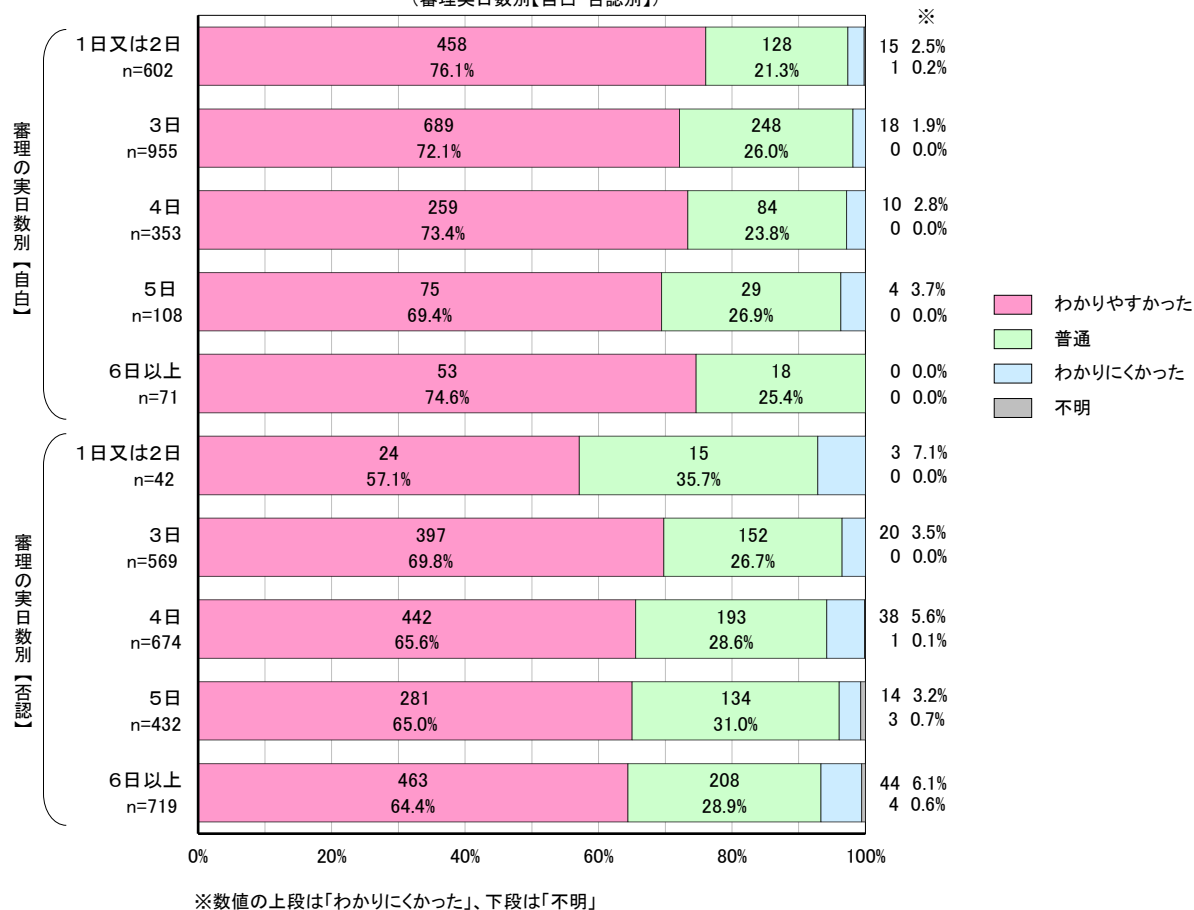
『検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を自白・否認別で区分したのが、図 1-1-2-2 である。両者（検察官及び弁護人のこと。以下同じ。）とも否認事件より自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図1-1-2-2 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ  
(自白・否認別)

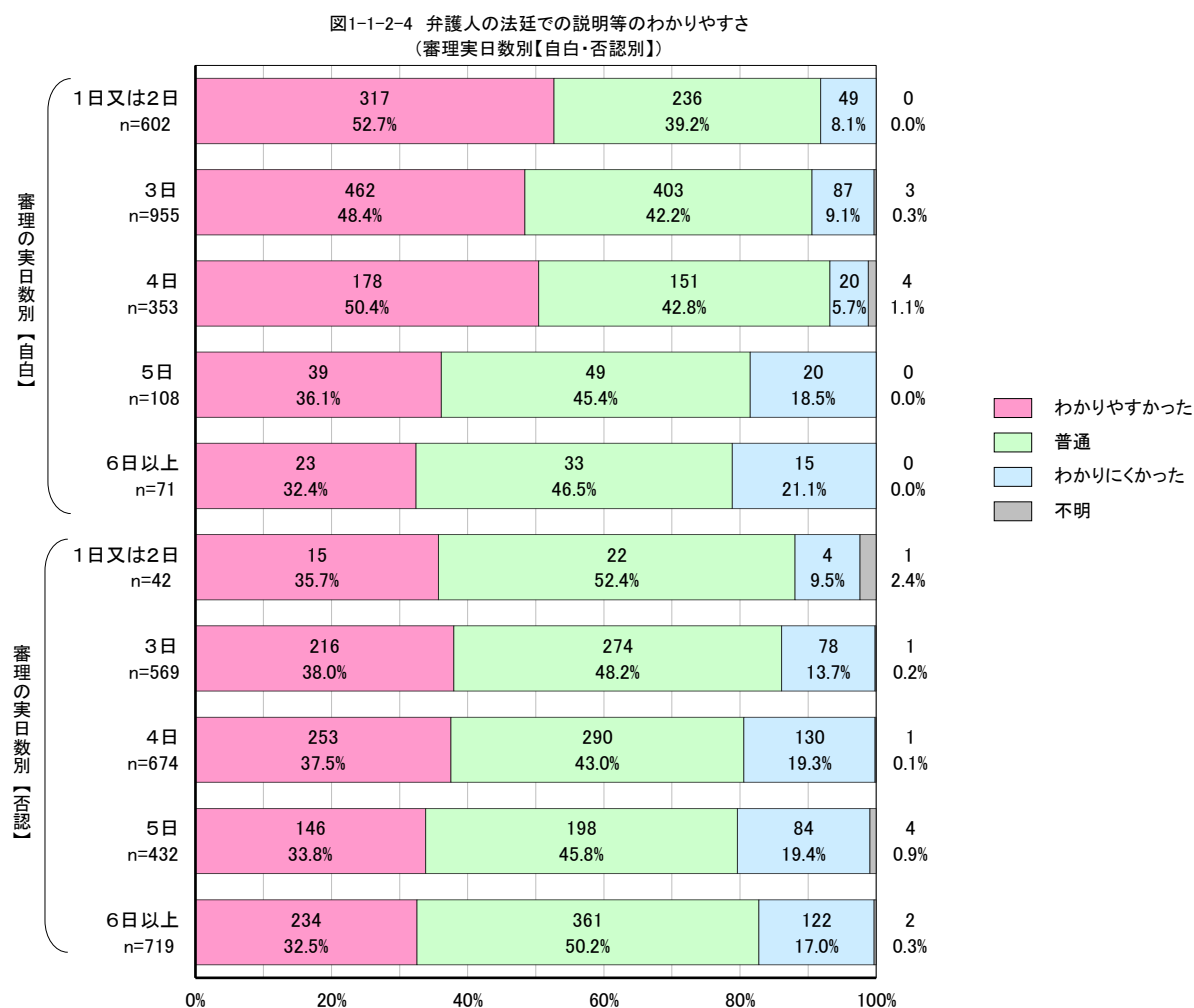


『検察官の法廷での説明等のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図 1-1-2-3 である。「わかりやすかった」と回答した割合は、自白事件においては、審理実日数1日又は2日の場合が76.1%と最も高く、5日の場合が69.4%と最も低くなっている。否認事件においては、審理実日数3日の場合が69.8%と最も高く、1日又は2日の場合が57.1%と最も低くなっている。

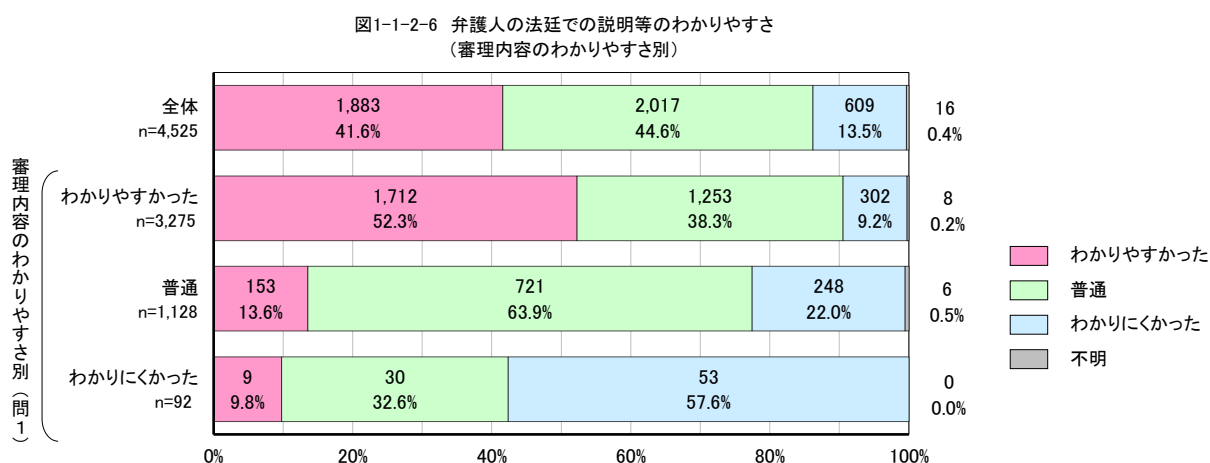
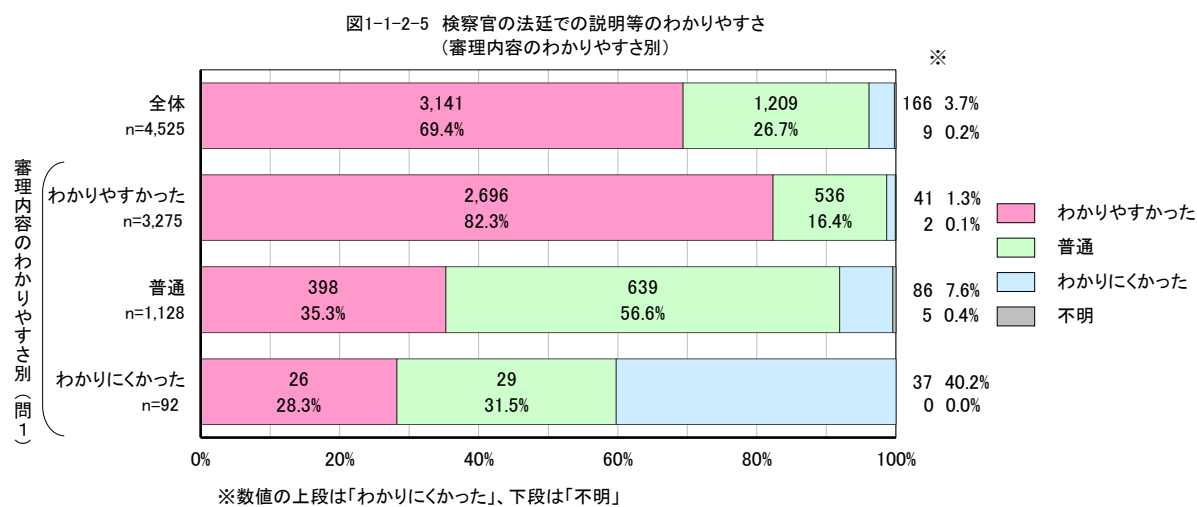
図1-1-2-3 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ  
(審理実日数別【自白・否認別】)



『弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図 1-1-2-4 である。「わかりやすかった」と回答した割合は、自白事件においては、審理実日数 1 日又は 2 日の場合が 52.7%と最も高く、6 日以上の場合が 32.4%と最も低くなっている。否認事件においては、審理実日数 3 日の場合が 38.0%と最も高く、6 日以上の場合が 32.5%と最も低くなっている。

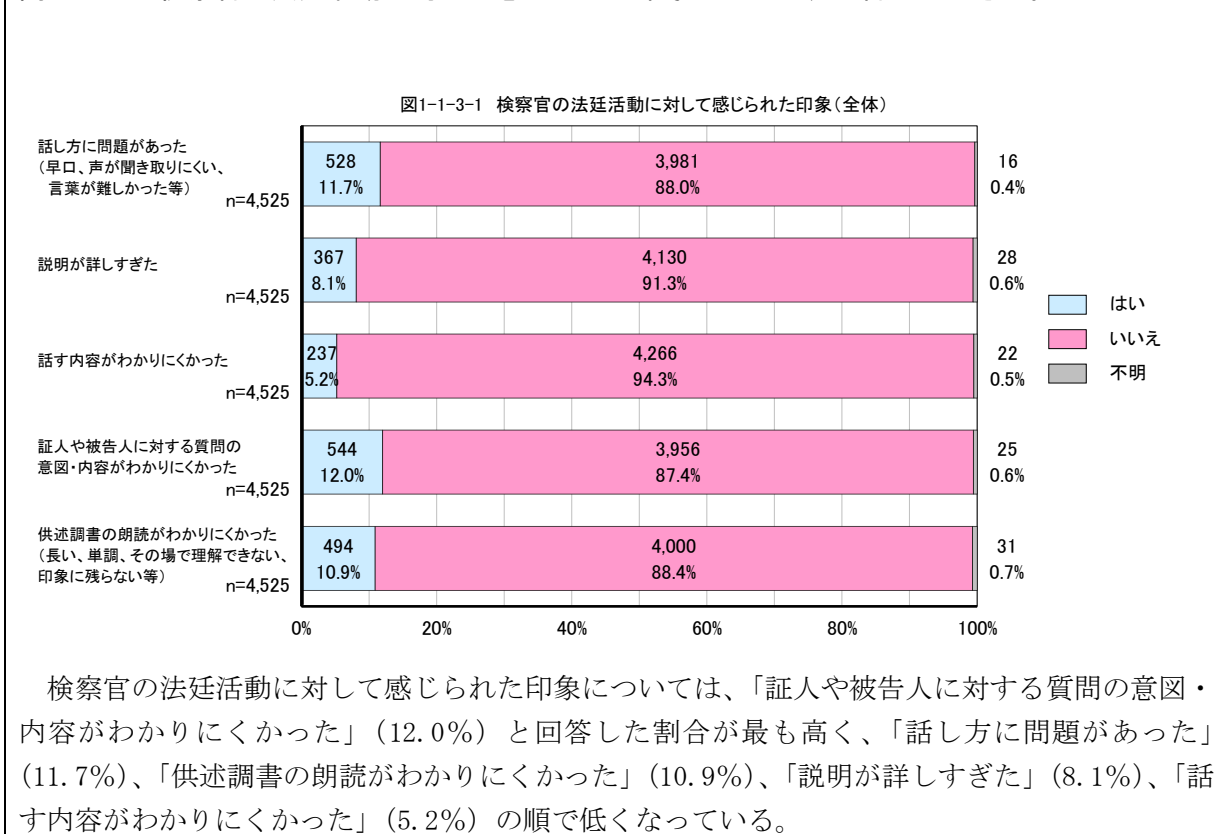


『検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を審理内容のわかりやすさ別でみたのが、図 1-1-2-5 及び図 1-1-2-6 である。審理内容が「わかりやすかった」と回答した層において検察官・弁護人の説明等が「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。



(iii) 検察官の法廷活動に対して感じられた印象

問3-1 検察官の法廷活動に対して感じられた印象について、お答えください。

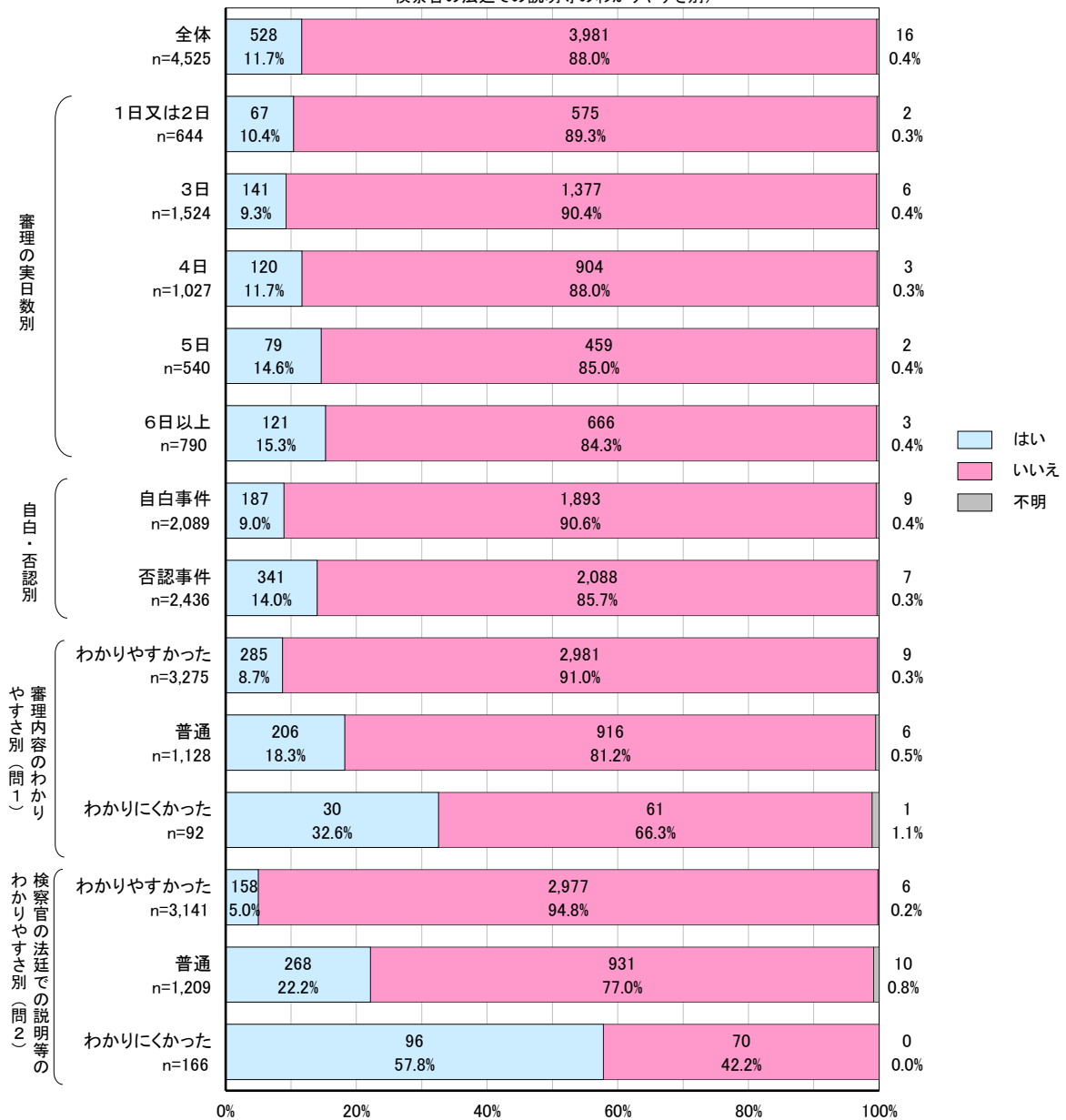


【他のデータとのクロス集計】

上記5つの評価軸を審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図1-1-3-2から図1-1-3-6である。特に「検察官の法廷での説明等のわかりやすさ」に関して「わかりにくかった」と回答した層において、上記各印象について「はい」と回答した者の割合が高い。

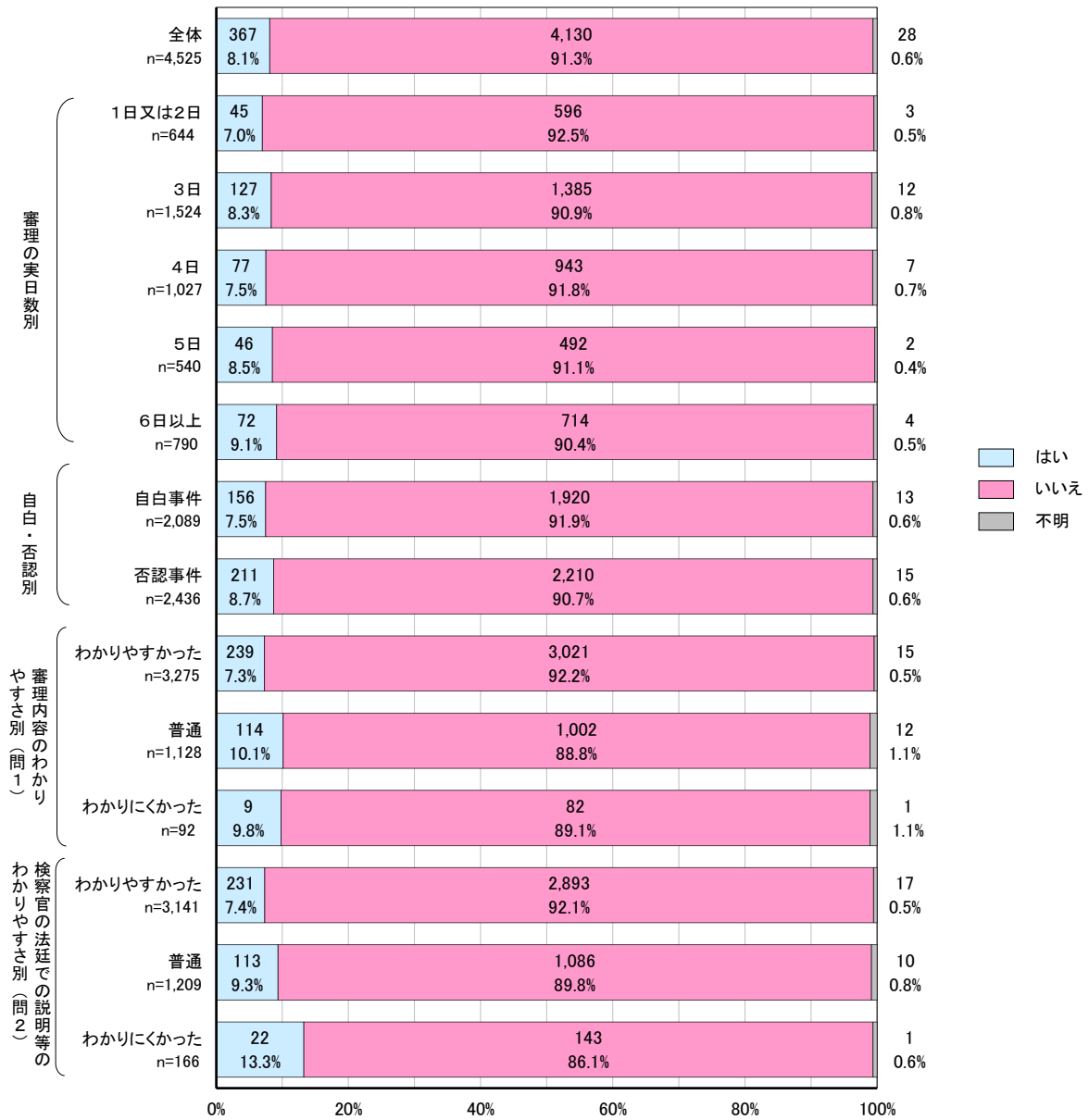
①検察官の話し方に問題があった（早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）

図1-1-3-2 検察官の話し方に問題があった  
 （早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）  
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、  
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別）



②検察官の説明が詳しすぎた

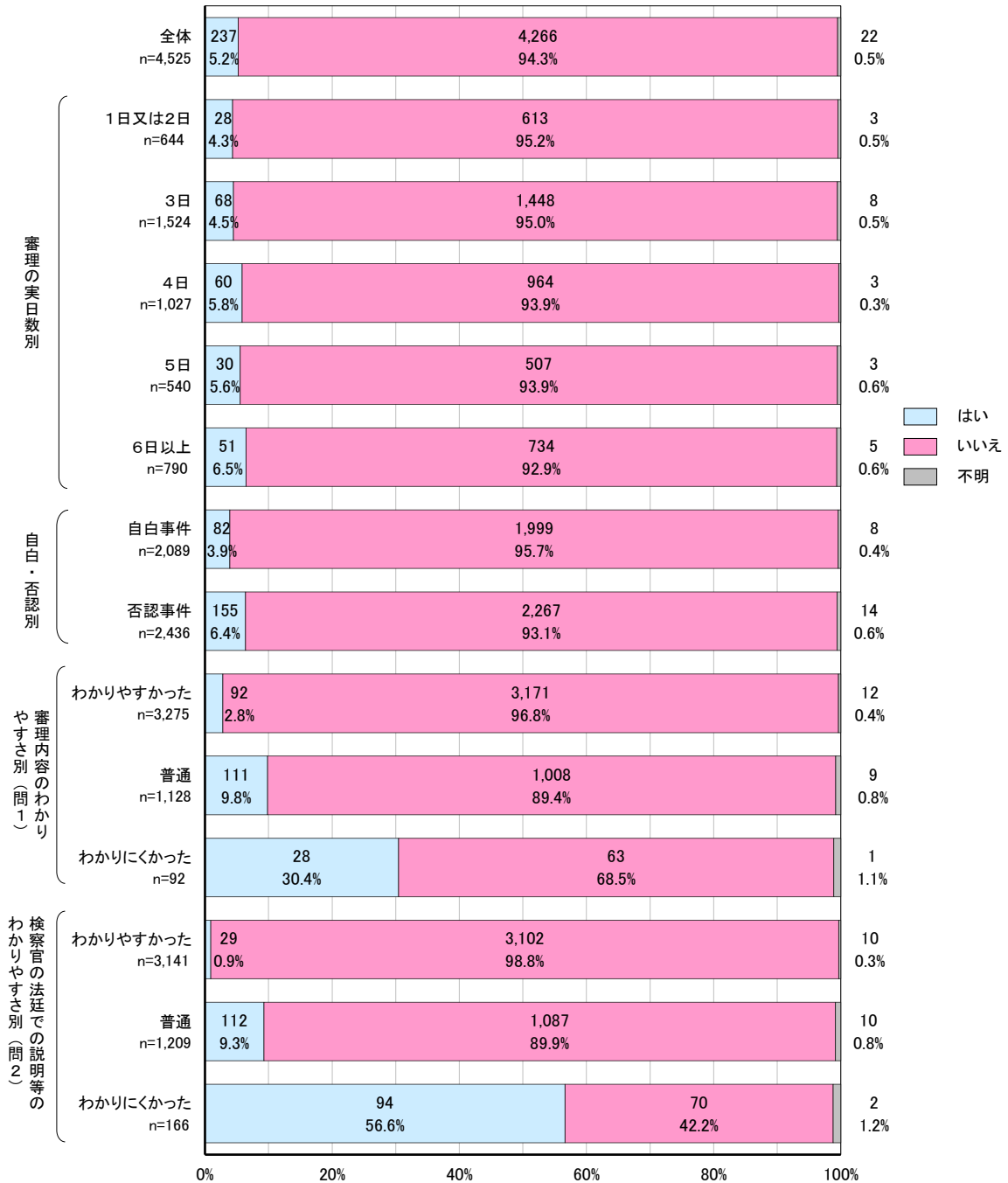
図1-1-3-3 検察官の説明が詳しすぎた  
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、  
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)





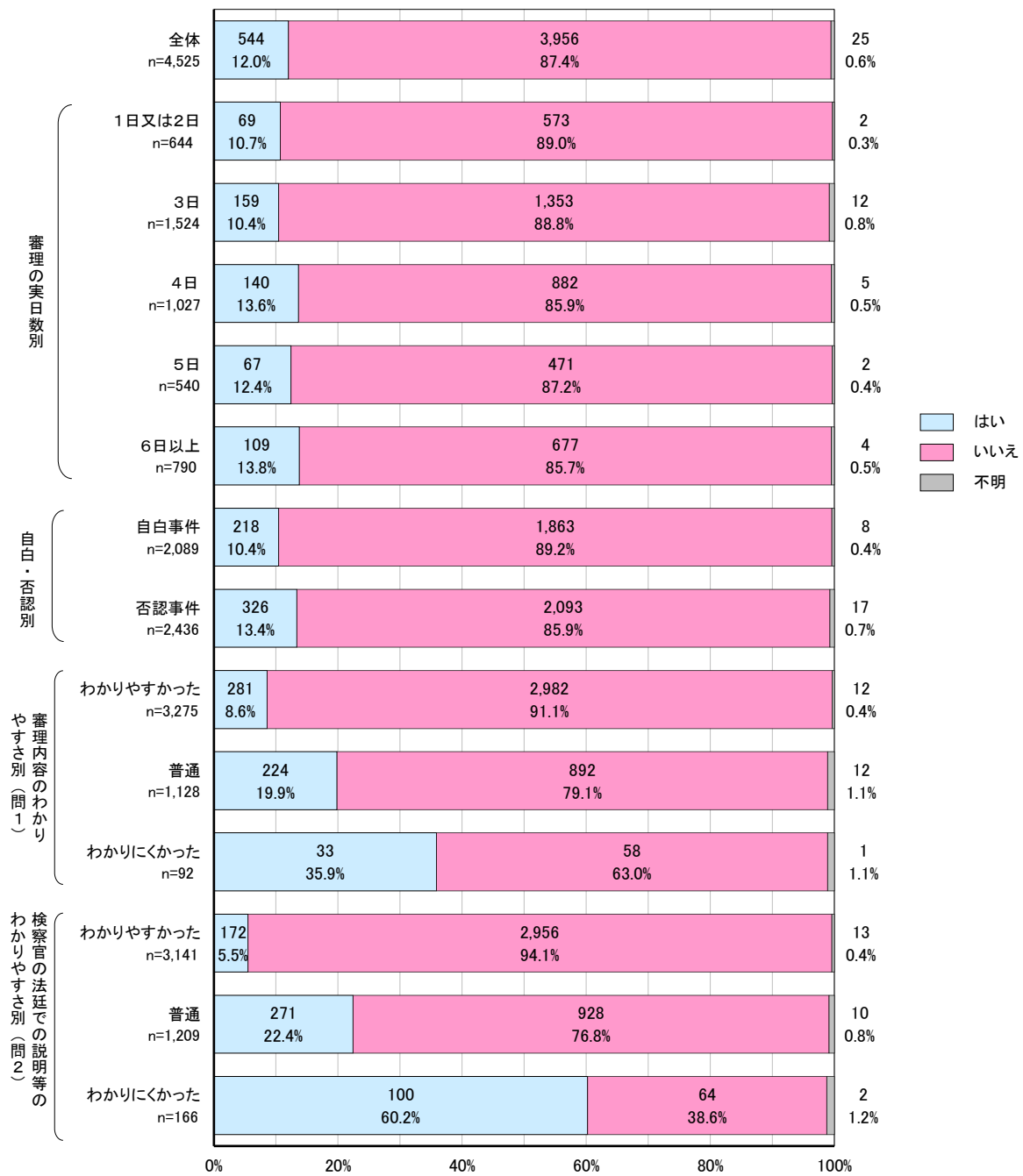
③ 検察官が話す内容がわかりにくかった

図1-1-3-4 検察官が話す内容がわかりにくかった  
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、  
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)



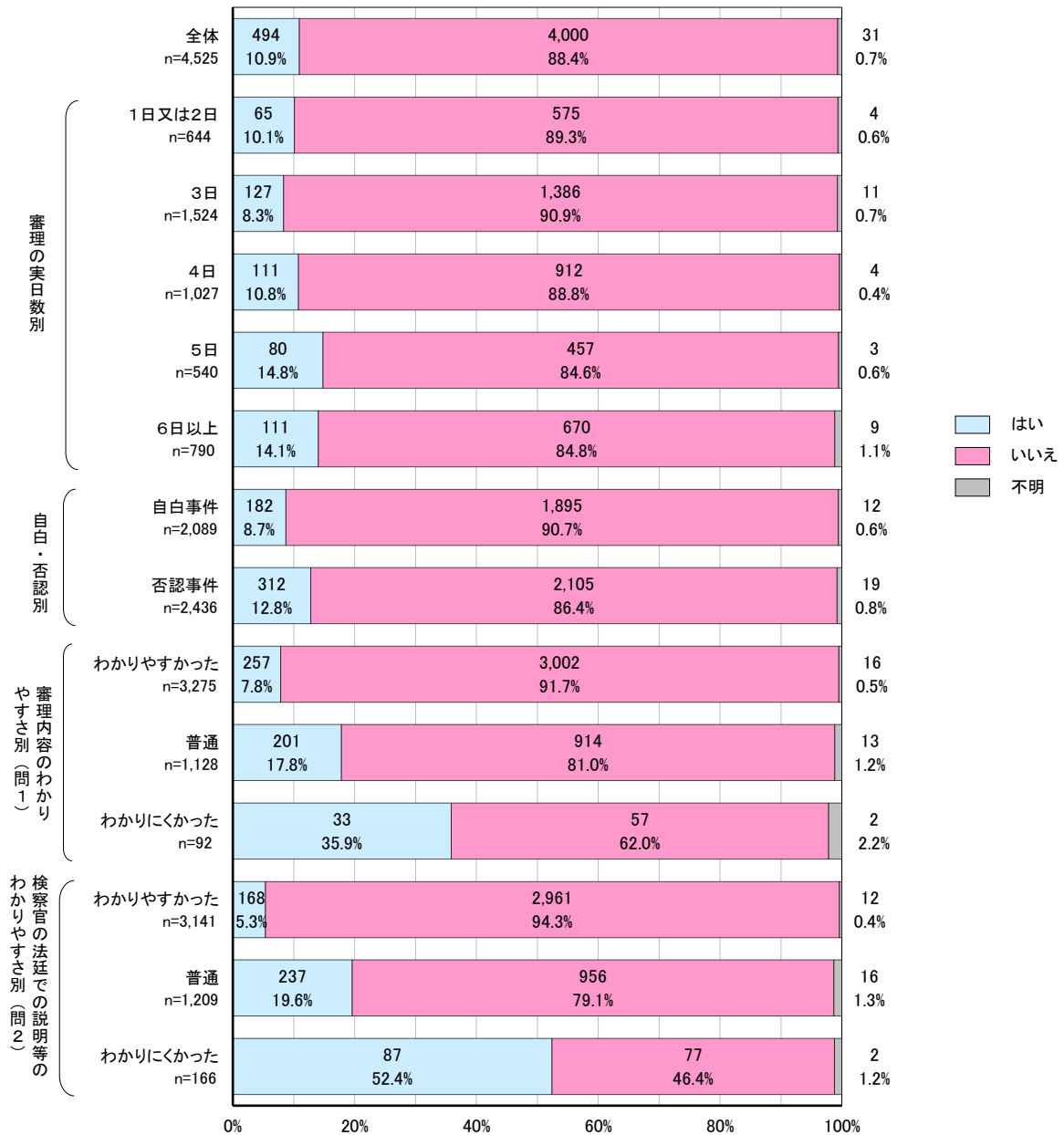
④証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった

図1-1-3-5 証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった  
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、  
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)



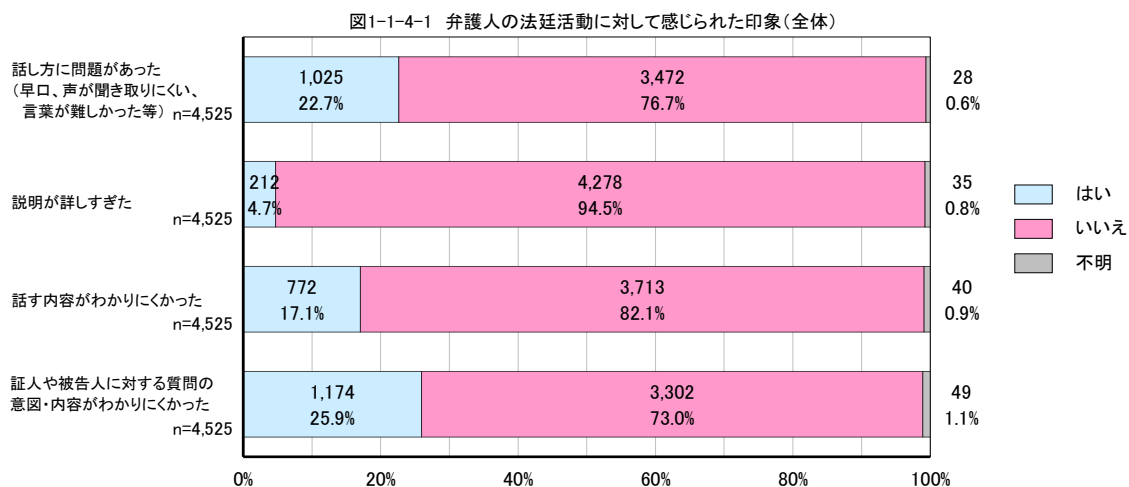
⑤供述調書の朗読がわかりにくかった（長い、単調、その場で理解できない、印象に残らない等）

図1-1-3-6 供述調書の朗読がわかりにくかった  
 （長い、単調、その場で理解できない、印象に残らない等）  
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、  
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別）



(iv) 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象

問3-2 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象について、お答えください。



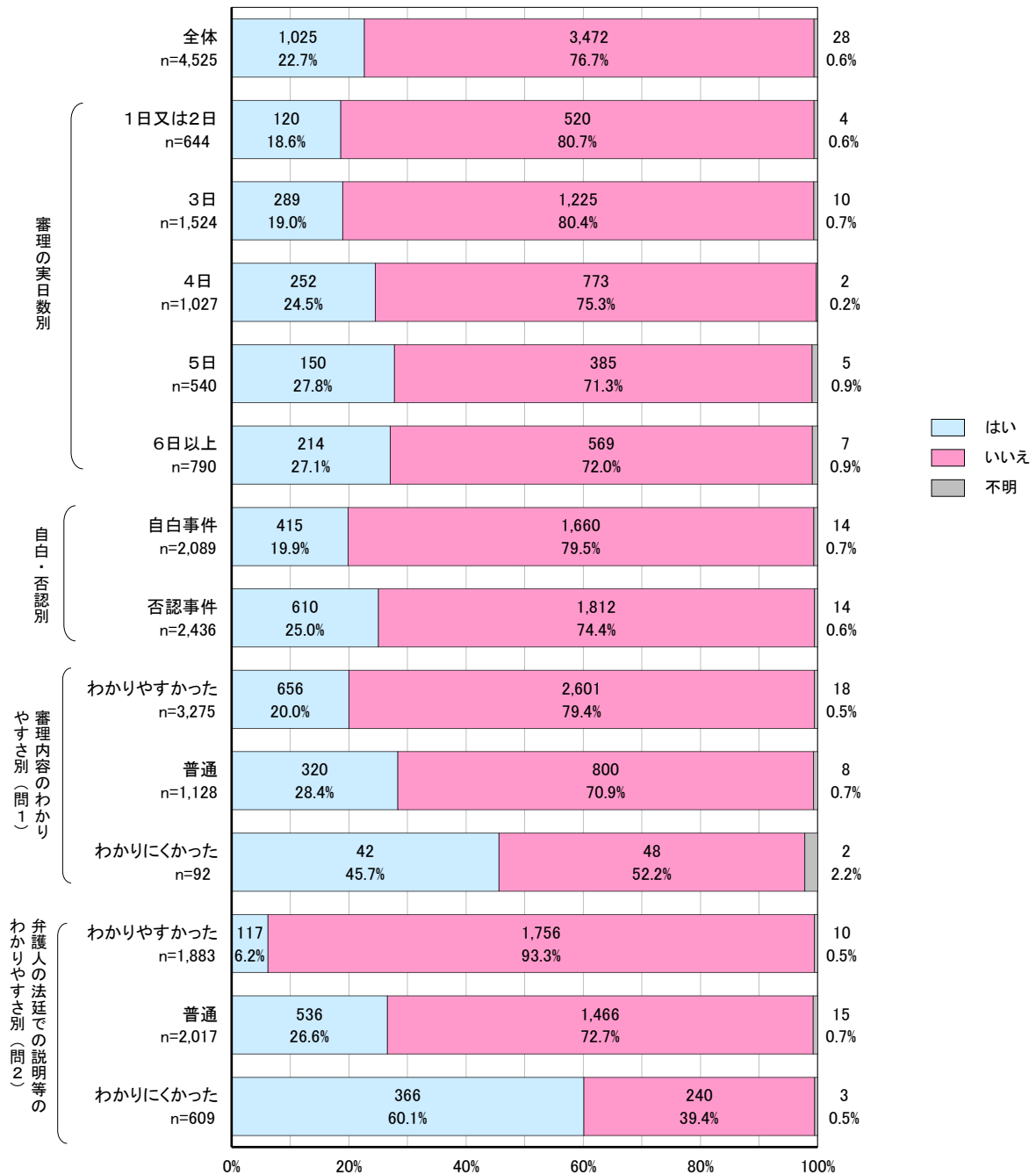
弁護人の法廷活動に対して感じられた印象については、「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」(25.9%)と回答した割合が最も高く、「話し方に問題があった」(22.7%)、「話す内容がわかりにくかった」(17.1%)、「説明が詳しすぎた」(4.7%)の順で低くなっている。

【他のデータとのクロス集計】

上記4つの評価軸を審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図1-1-4-2から図1-1-4-5である。特に「弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ」に関して「わかりにくかった」と回答した層において、上記各印象について「はい」と回答した者の割合が高い。

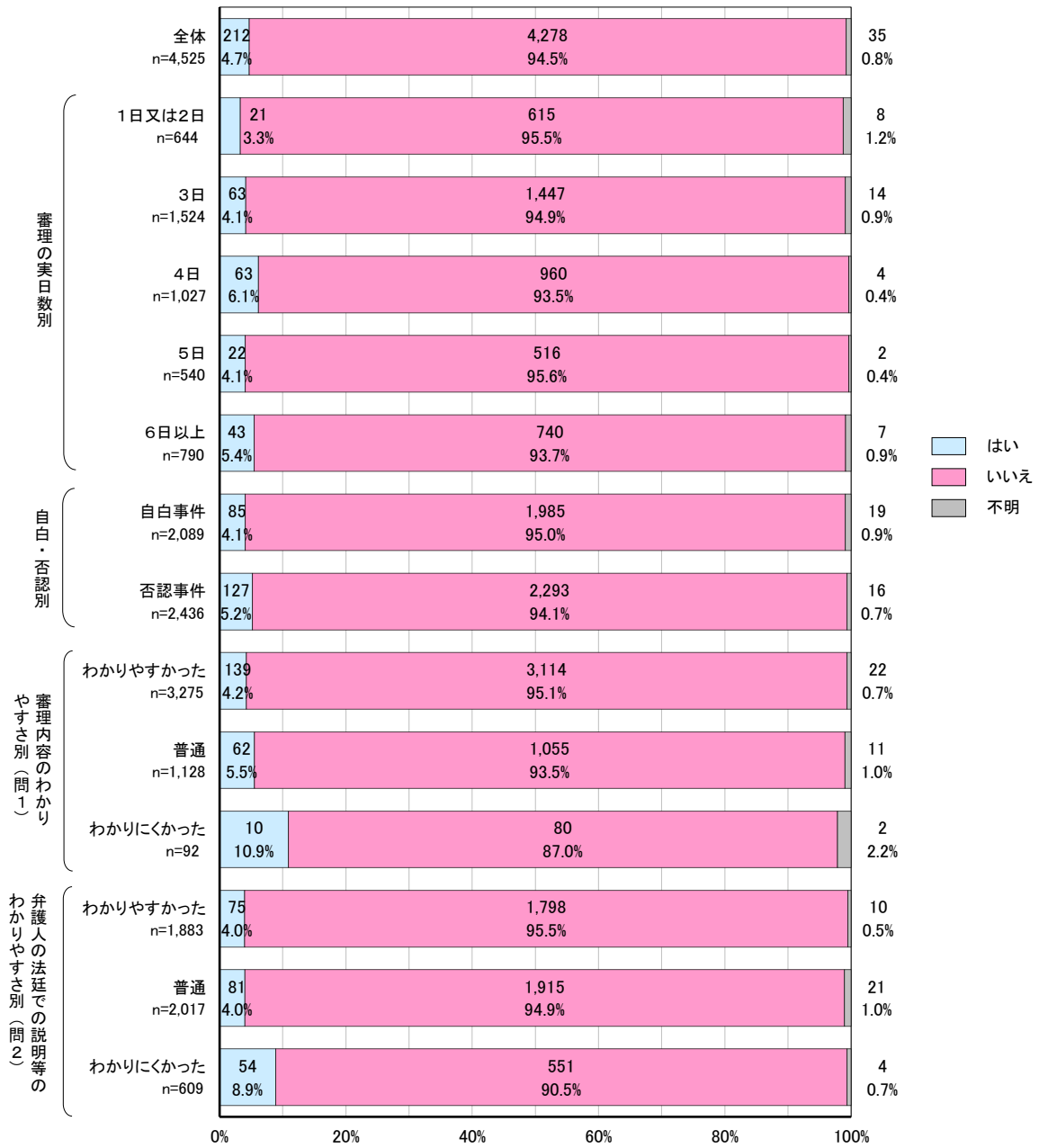
①弁護人の話し方に問題があった（早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）

図1-1-4-2 弁護人の話し方に問題があった  
 （早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）  
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、  
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別）



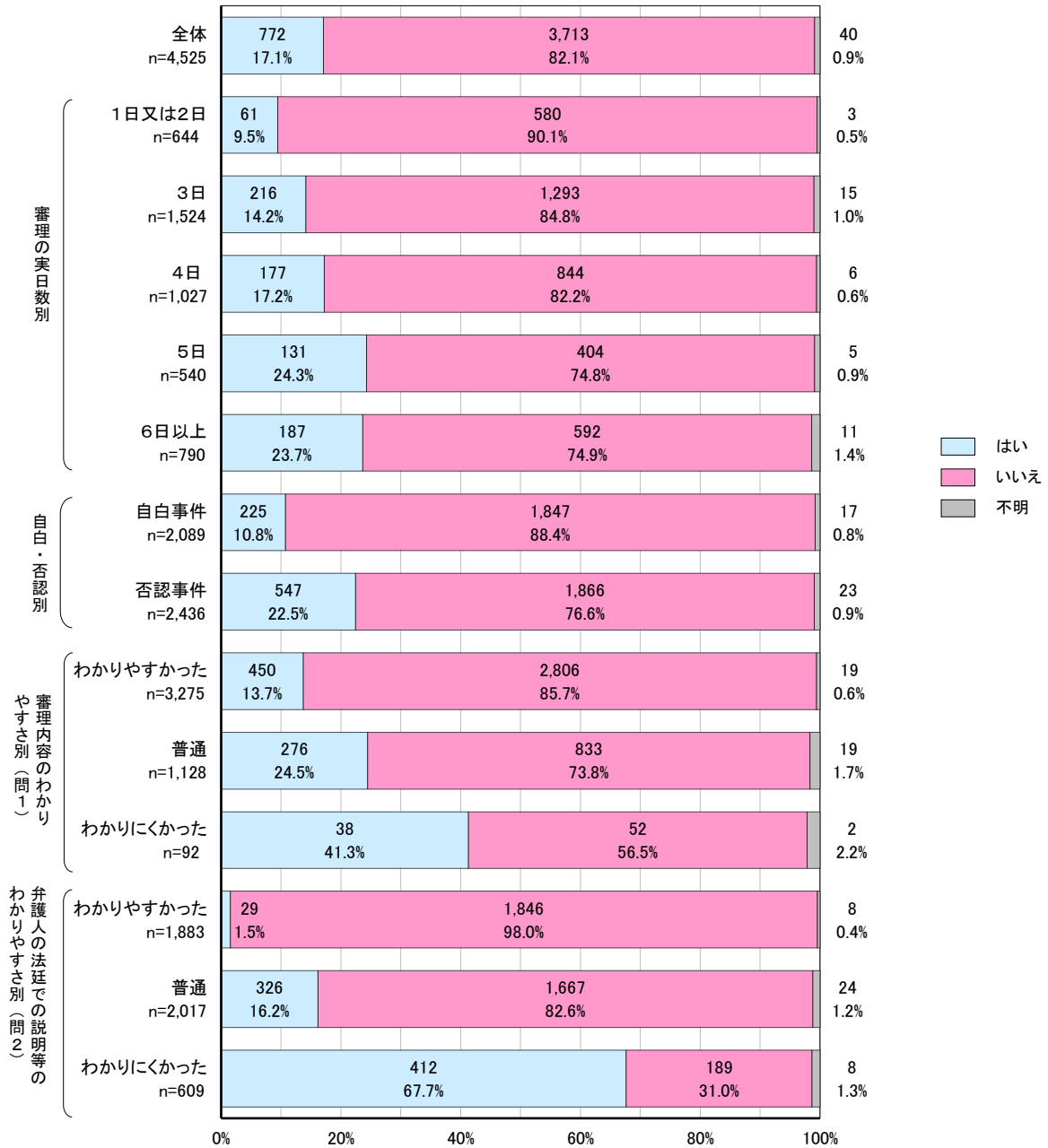
②弁護人の説明が詳しすぎた

図1-1-4-3 弁護人の説明が詳しすぎた  
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、  
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



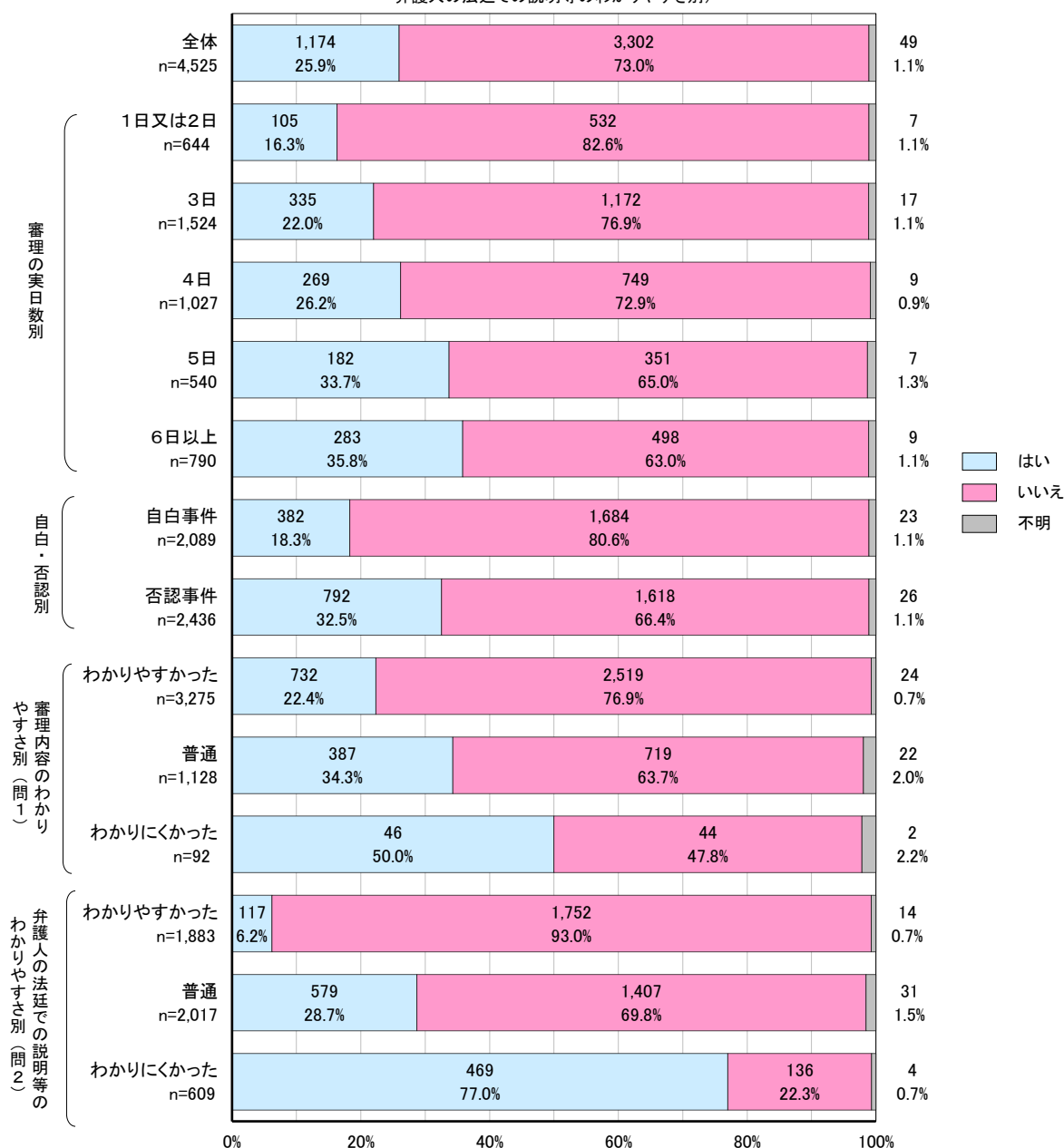
③弁護人が話す内容がわかりにくかった

図1-1-4-4 弁護人が話す内容がわかりにくかった  
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、  
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



④証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった

図1-1-4-5 証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった  
(審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、  
弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



(v) 検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等(問3-3)

検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等について、気づいた点を自由に記載してもらったところ、全4,525名中、2,160名から回答があった。

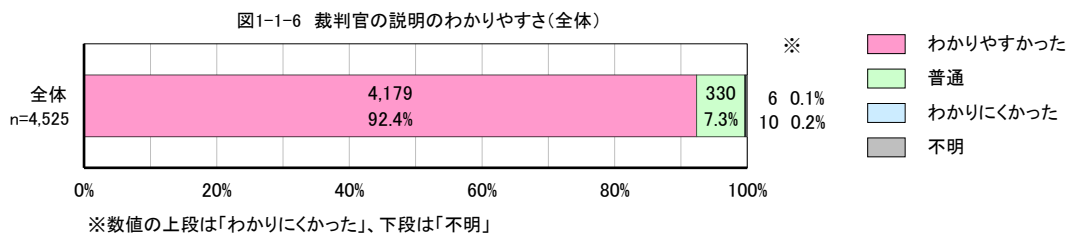
記述内容を資料編の自由記載分類・整理表(175頁以下)記載の項目別に分類したところ、検察官の活動に感じられた問題点の中で最も多かったのは「声が聞き取りにくかった」であり、「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」がそれに続いている。弁護人の活動に感じられた問題点の中で最も多かったのは「主張がわかりにくかった」であり、「声が聞き取りにくかった」がそれに続いている。

詳しくは、上記自由記載分類・整理表を参照されたい。



(vi) 裁判官の説明のわかりやすさ

問4 裁判官の説明はわかりやすかったですか。

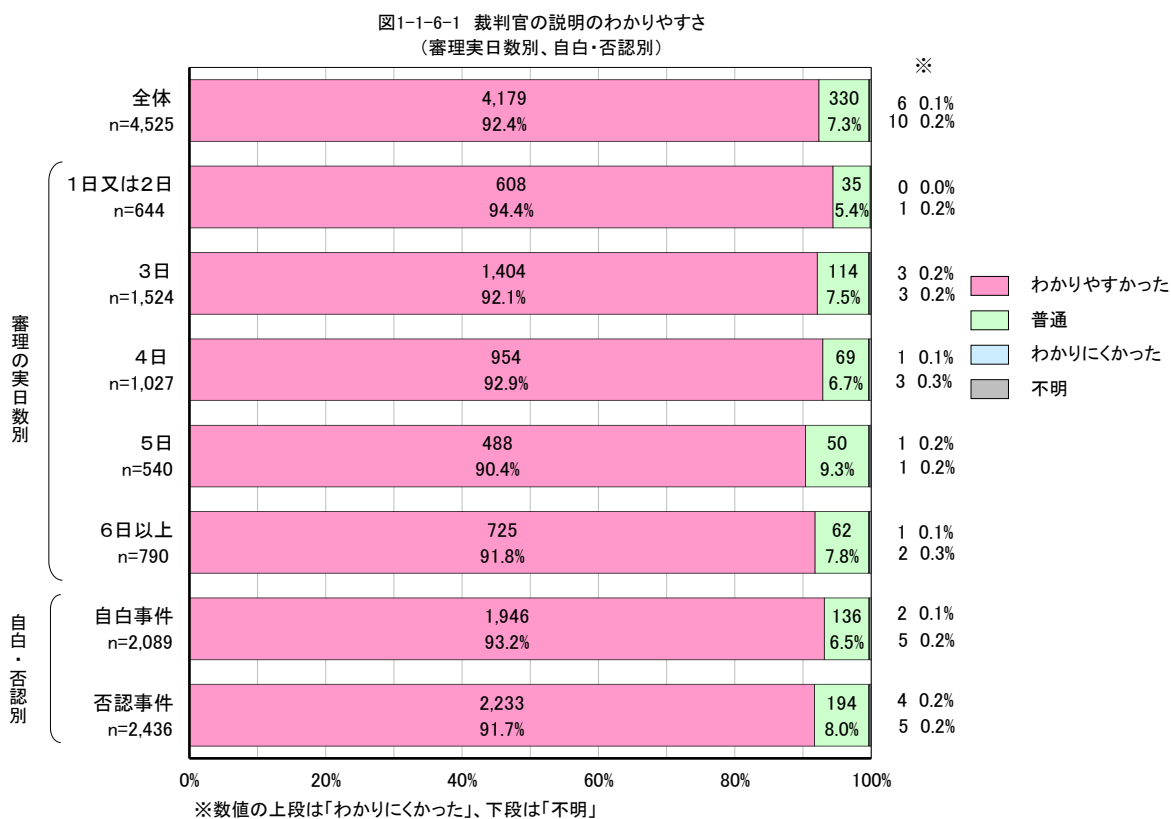


裁判官の説明について「わかりやすかった」とする回答は 92.4%であり（「普通」とあわせて 99.7%）、「わかりにくかった」とする回答は 0.1%である。

【他のデータとのクロス集計】

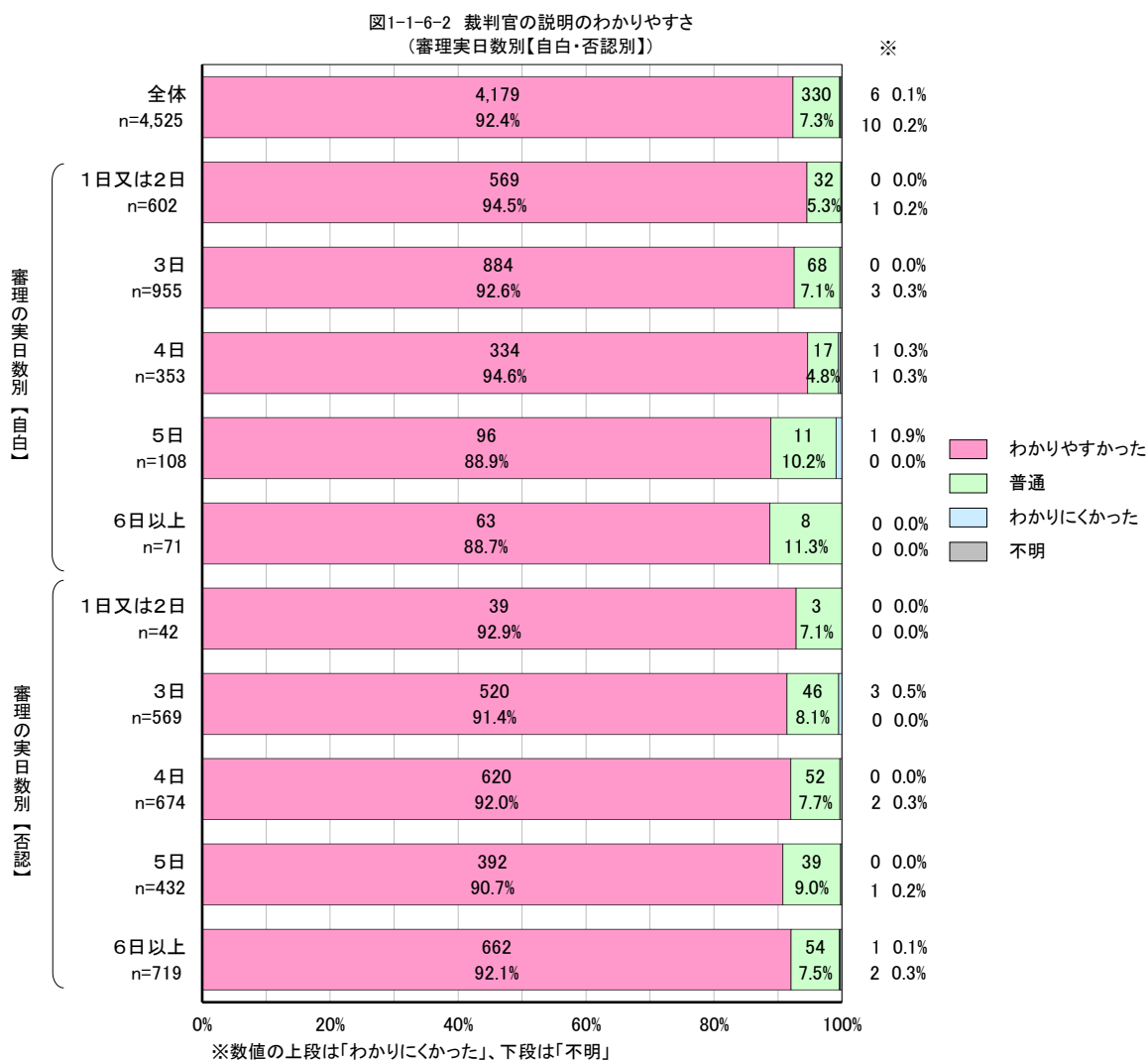
『裁判官の説明のわかりやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 1-1-6-1 である。

「わかりやすかった」と回答した割合については、審理実日数の長短や自白・否認の差による大きな違いはみてとれない。



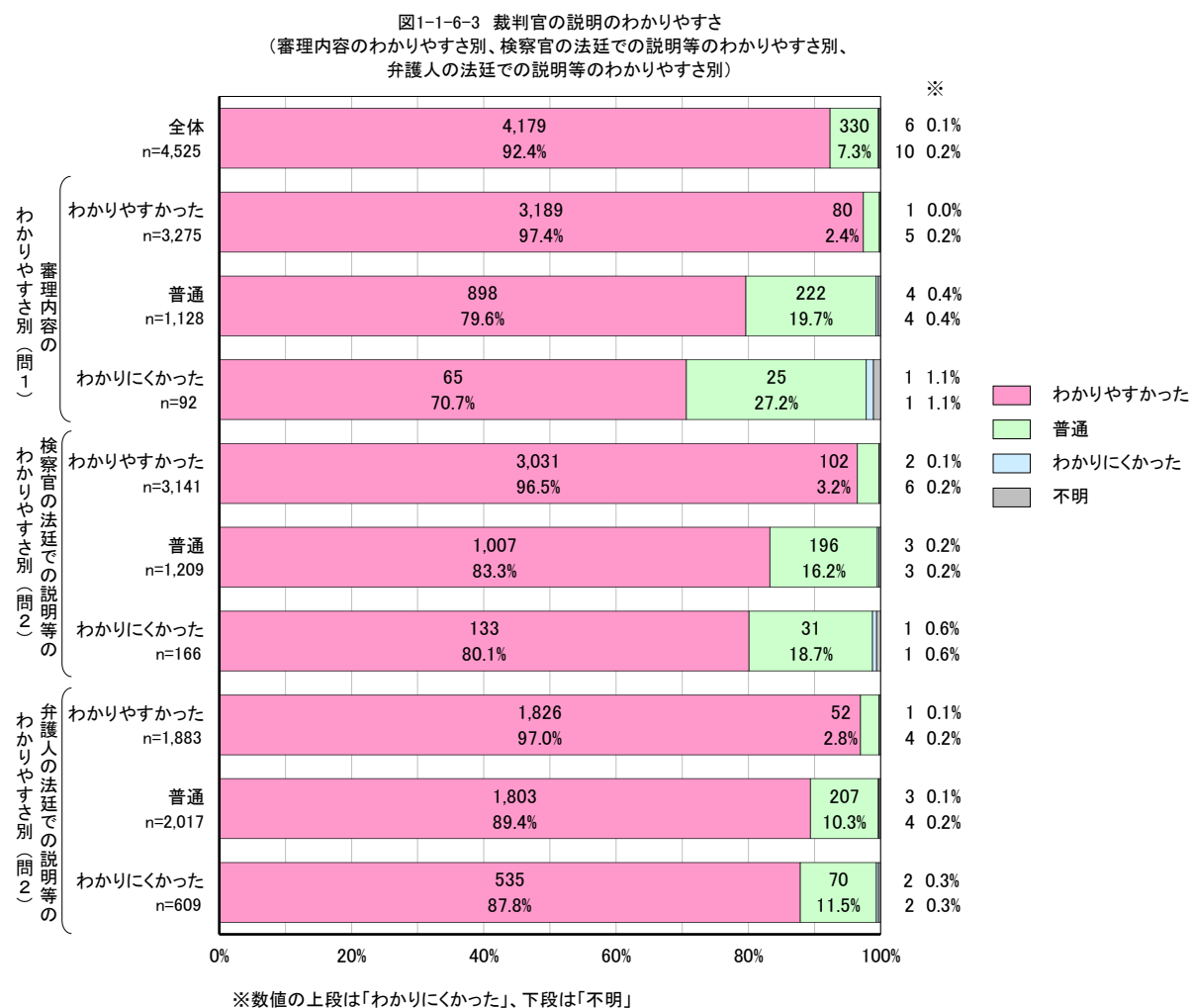
『裁判官の説明のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図 1-1-6-2 である。

自白事件・否認事件ともに、「わかりやすかった」と回答した割合について、審理実日数の長短による大きな違いはない。



『裁判官の説明のわかりやすさ』について、審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別で区分したのが、図1-1-6-3である。

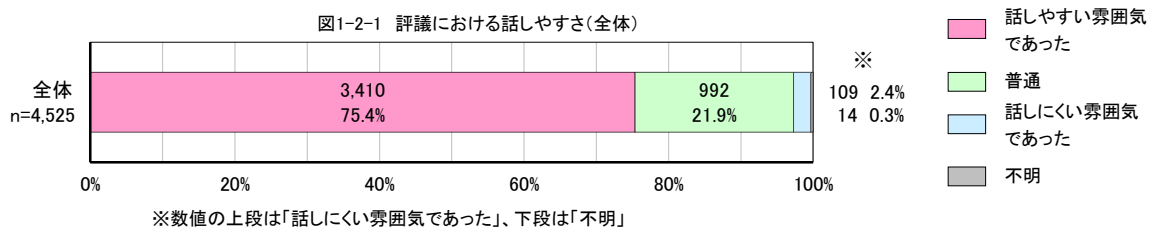
いずれの区分でも「わかりやすかった」と回答した層において、裁判官の説明が「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。



## (2) 評議について

### (i) 評議における話しやすさ

問5 評議は話しやすい雰囲気でしたか。

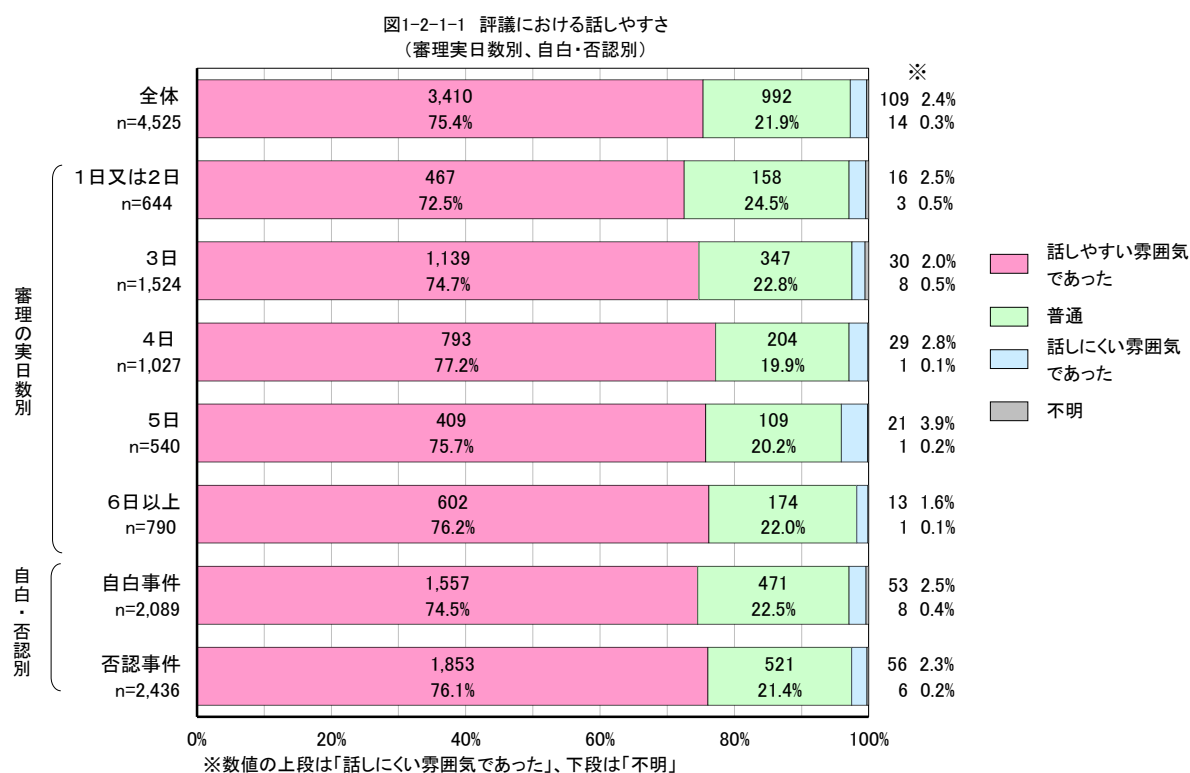


評議について「話しやすい雰囲気であった」との回答が75.4%（「普通」とあわせて97.3%）であるのに対し、「話しにくい雰囲気であった」との回答は2.4%である。

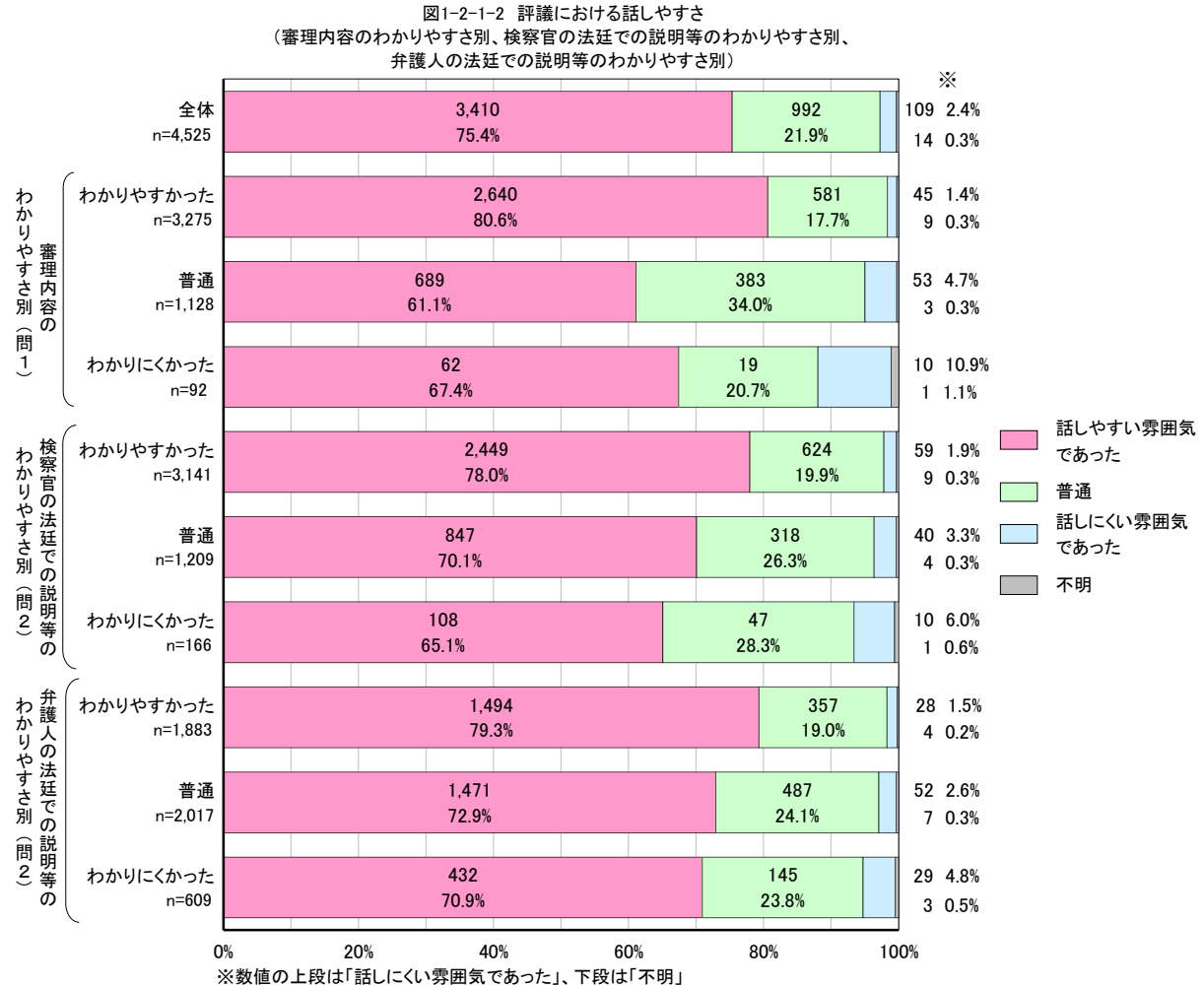
### 【他のデータとのクロス集計】

『評議における話しやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図1-2-1-1である。

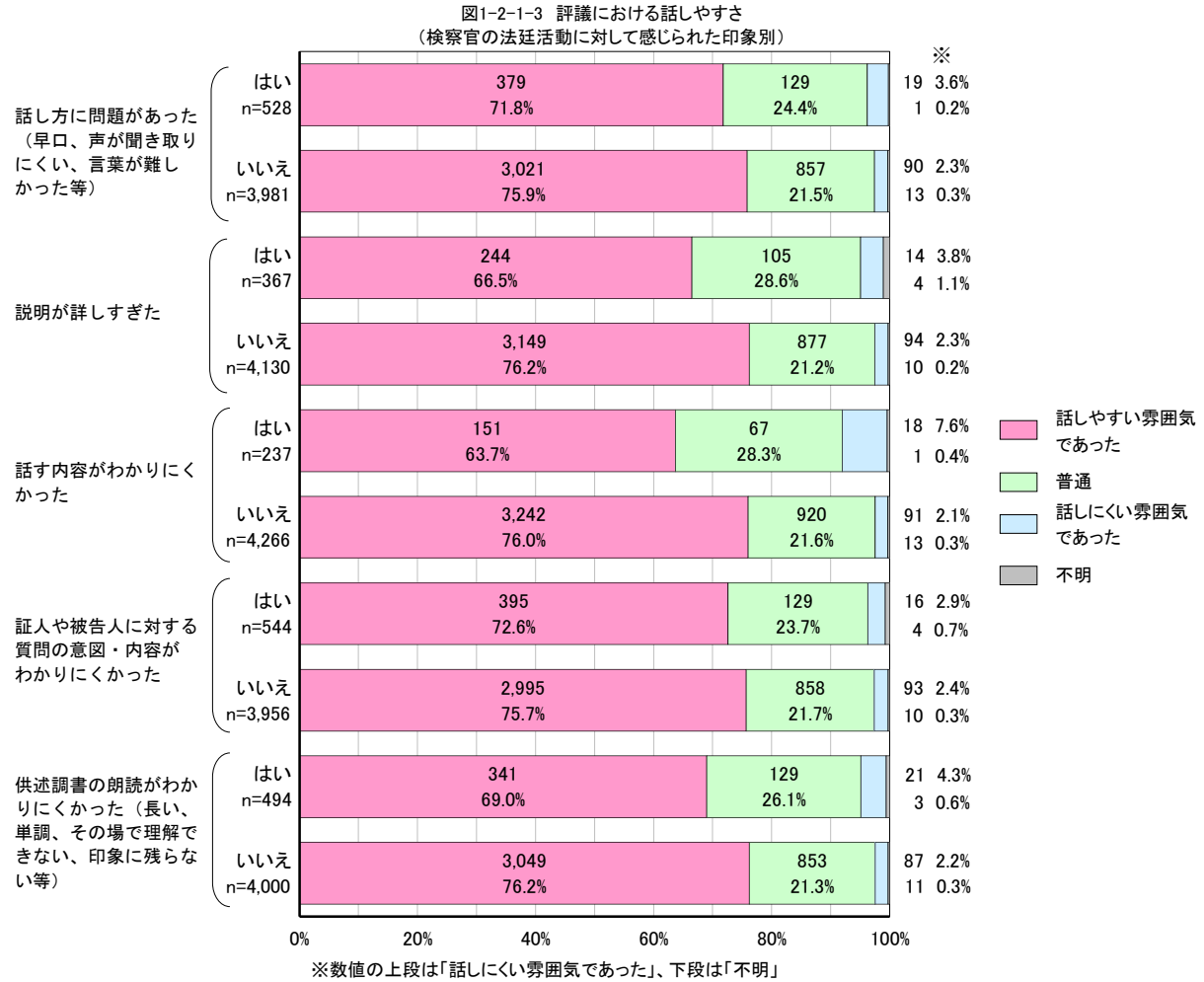
審理実日数別、自白・否認別にかかわらず、いずれも各回答の割合に大きな違いはみとれない。



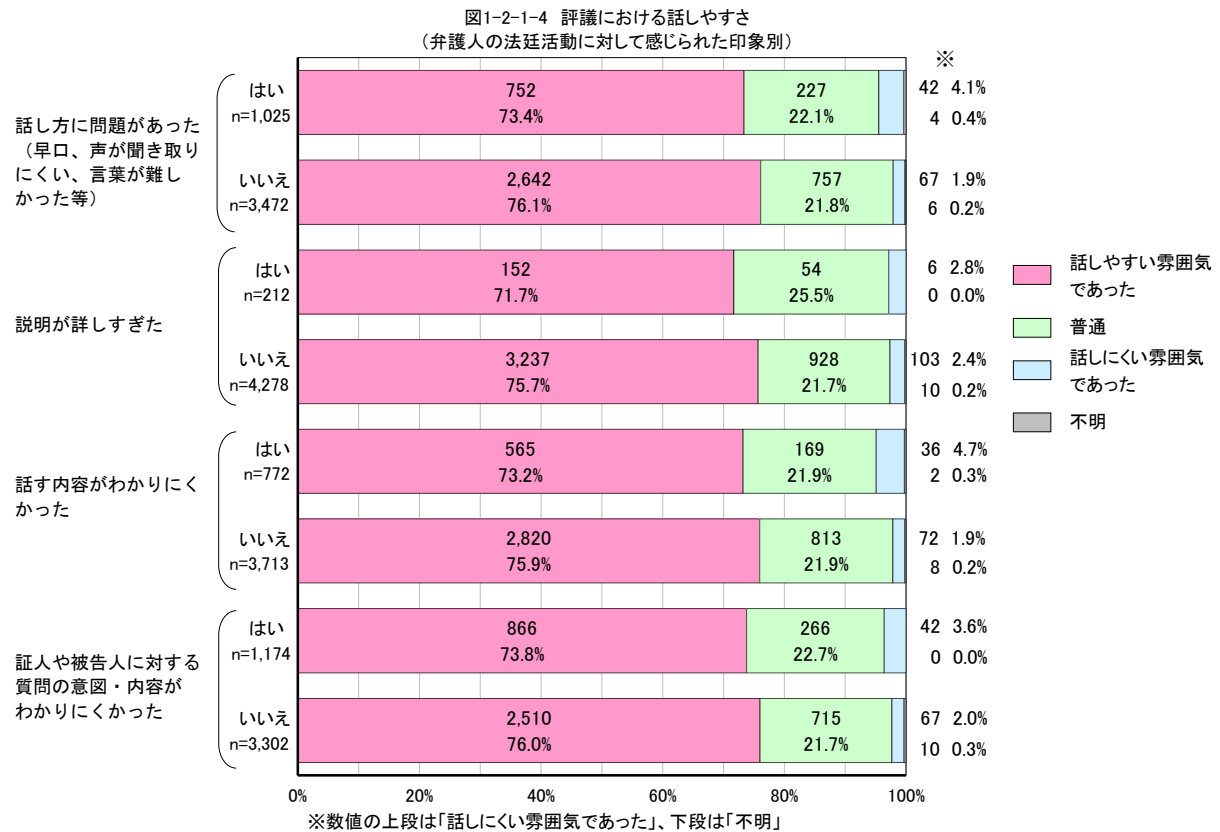
『評議における話しやすさ』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図 1-2-1-2 である。いずれの区分でも「わかりやすかった」と回答した層において、「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が高くなっている。



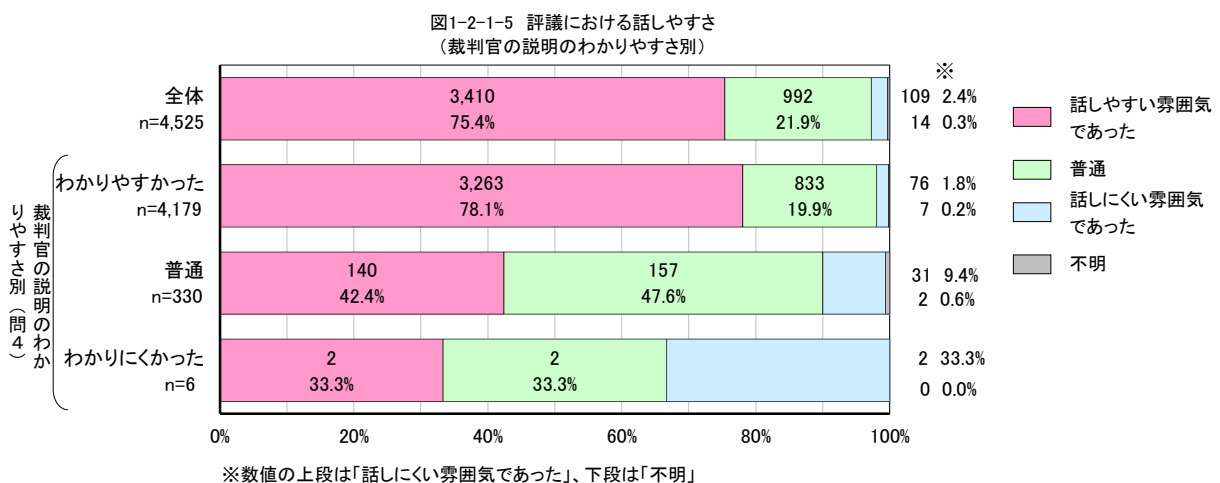
『評議における話しやすさ』を検察官の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図1-2-1-3である。いずれの区分でも「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が60%以上となっている。いずれの区分でも「いいえ」と回答した層において、「はい」と回答した層に比べ、「話しやすい雰囲気であった」と回答した者の割合が高い。



『評議における話しやすさ』を弁護人の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図1-2-1-4である。いずれの区分でも「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が70%以上となっている。いずれの区分でも「いいえ」と回答した層において、「はい」と回答した層に比べ、「話しやすい雰囲気であった」と回答した者の割合が高い。

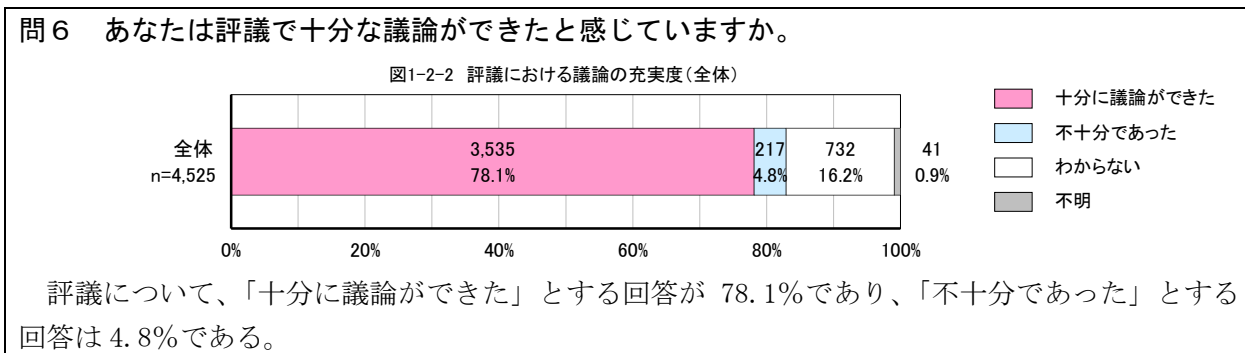


『評議における話しやすさ』を裁判官の説明のわかりやすさ別にみたのが、図1-2-1-5である。裁判官の説明が「わかりやすかった」と回答した層で、「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が顕著に高くなっている。



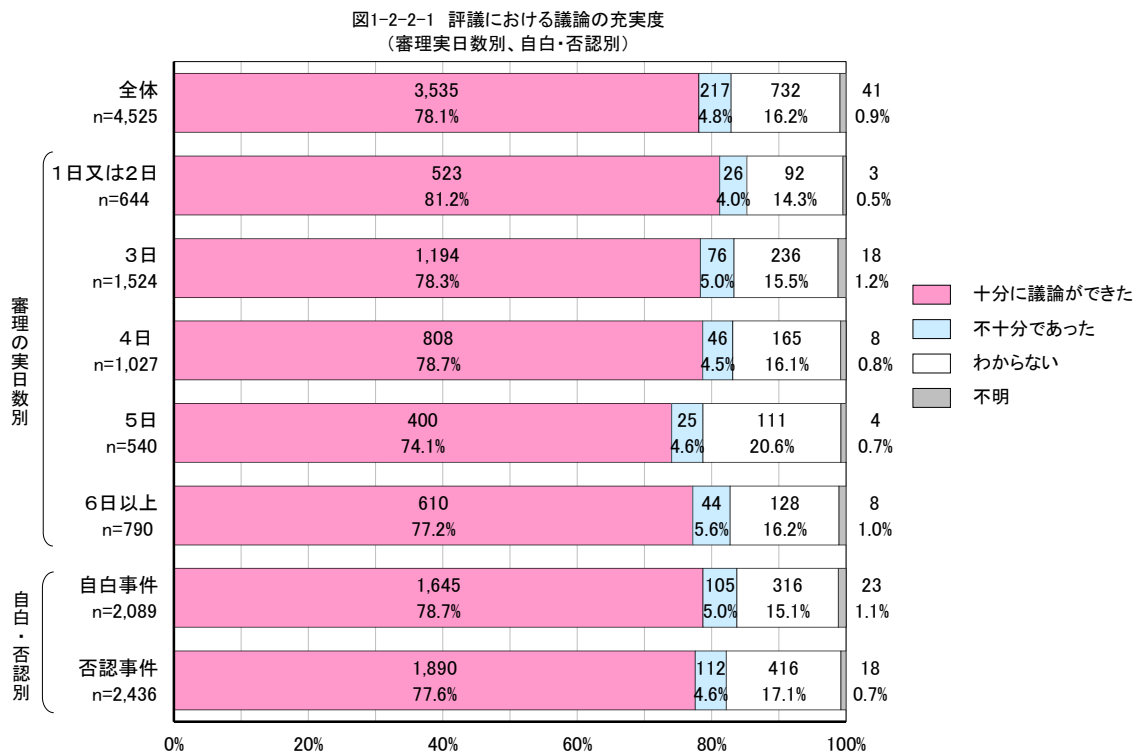
(ii) 評議における議論の充実度

問6 あなたは評議で十分な議論ができたと感じていますか。



【他のデータとのクロス集計】

『評議における議論の充実度』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 1-2-2-1 である。審理実日数別、自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。

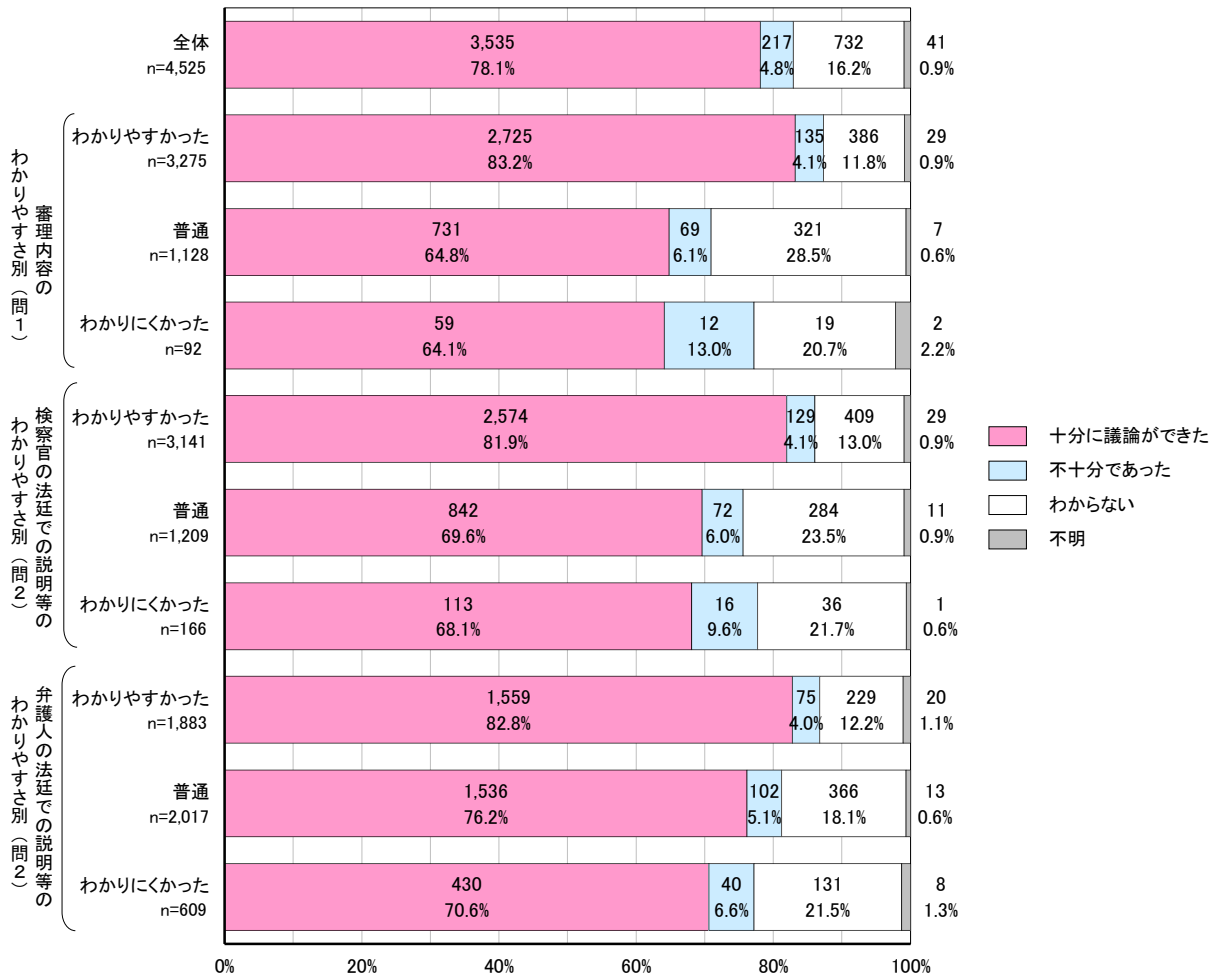




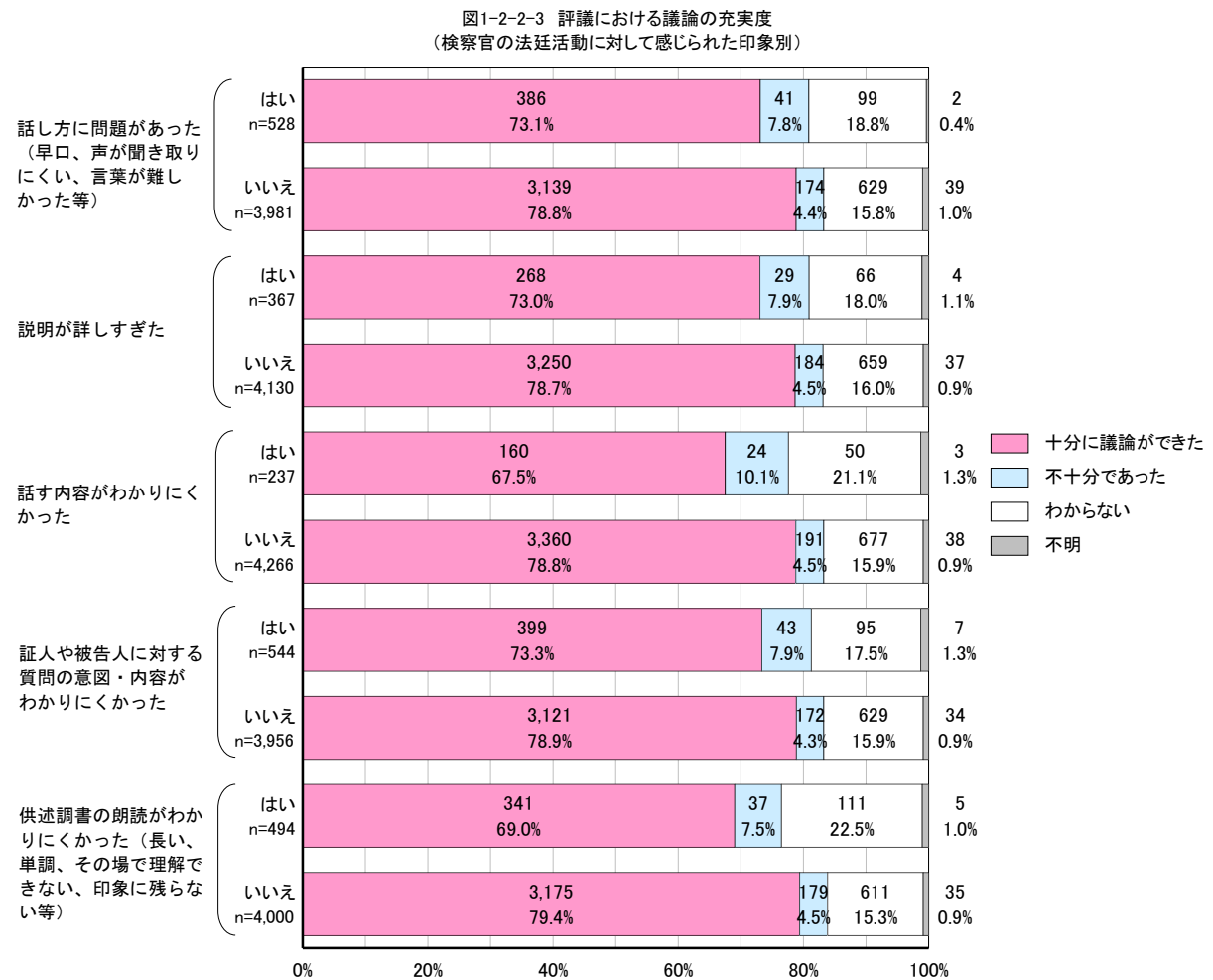
『評議における議論の充実度』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図 1-2-2-2 である。

いずれの区分でも「わかりやすかった」と回答した層において、「十分に議論ができた」と回答している者の割合が高くなっている。

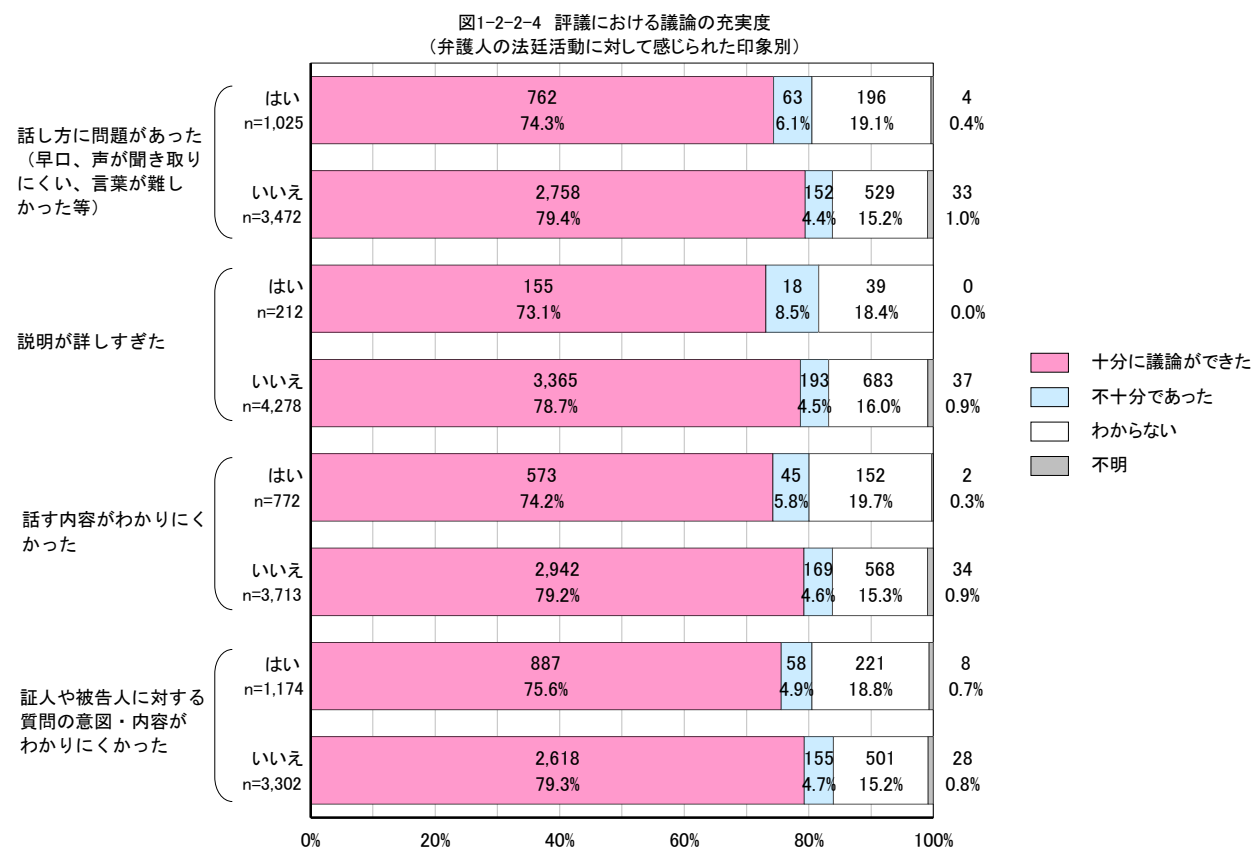
図1-2-2-2 評議における議論の充実度  
 (審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、  
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



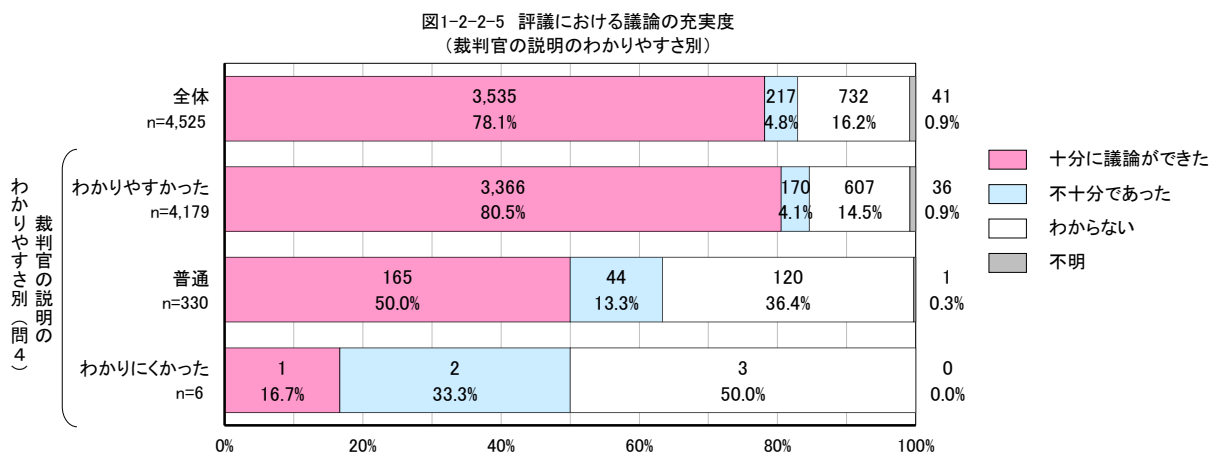
『評議における議論の充実度』を検察官の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図1-2-2-3である。いずれの区分でも「いいえ」と回答した層において、「十分に議論ができた」と回答している者の割合が高くなっている。



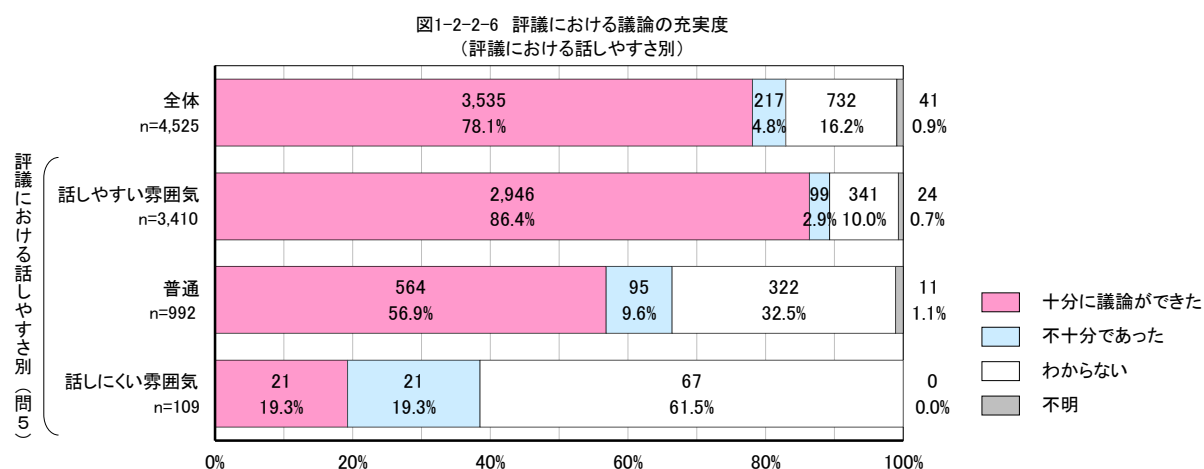
『評議における議論の充実度』を弁護人の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図1-2-2-4である。いずれの区分でも「いいえ」と回答した層において、「十分に議論ができた」と回答している者の割合が高くなっている。



『評議における議論の充実度』を裁判官の説明のわかりやすさ別でみたのが、図1-2-2-5である。裁判官の説明が「わかりやすかった」とする層で、「十分に議論ができた」とする回答の割合が高くなっている。



『評議における議論の充実度』を評議における話しやすさ別でみたのが、図 1-2-2-6 である。「話しやすい雰囲気であった」と答えた層で、「十分に議論ができた」との回答が 86.4%となっているのに対し、「話しにくい雰囲気であった」と答えた層では、19.3%にとどまっている。



(iii) 評議の進め方(裁判官の進行、裁判官の説明、評議の時間、休憩の取り方など)についての意見や感想など(問7)

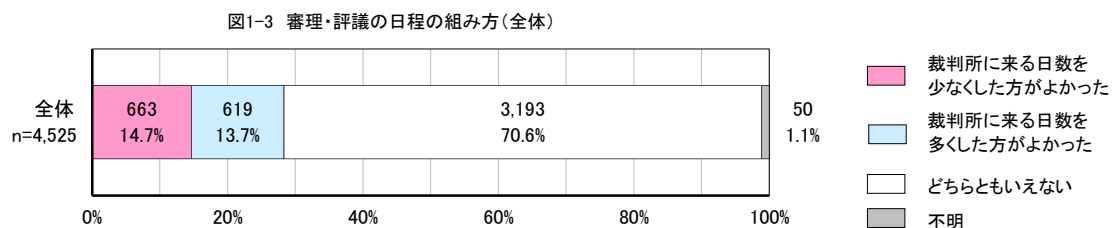
評議の進め方について、気づいた点を自由に記載してもらったところ、全4,525名中、2,764名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表(177頁以下)記載の項目別に分類したところ、「進行が適切だった」などとするものが最も多く、「対応(接遇)が適切だった」「わかりやすかった」などがそれに続いている。

詳しくは、上記自由記載分類・整理表を参照されたい。

### (3) 審理・評議の日程の組み方について

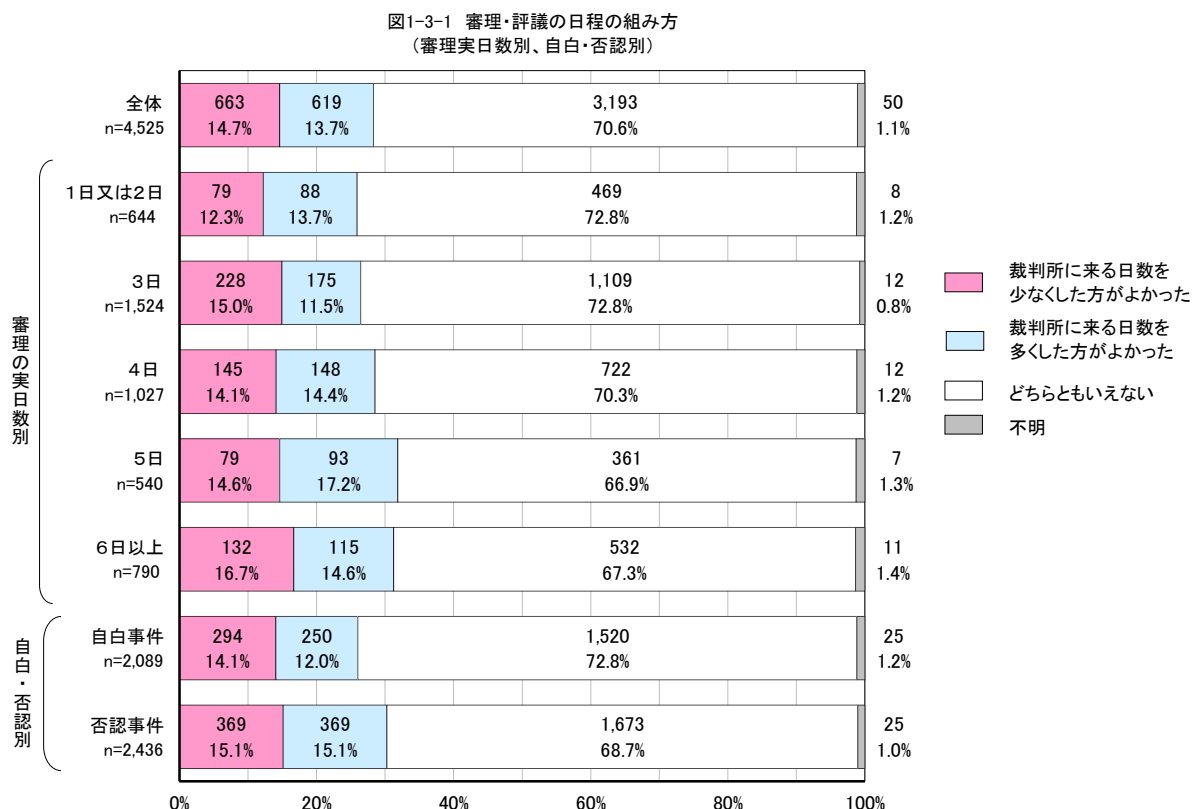
問8 審理・評議の日程の組み方をどう思いましたか。



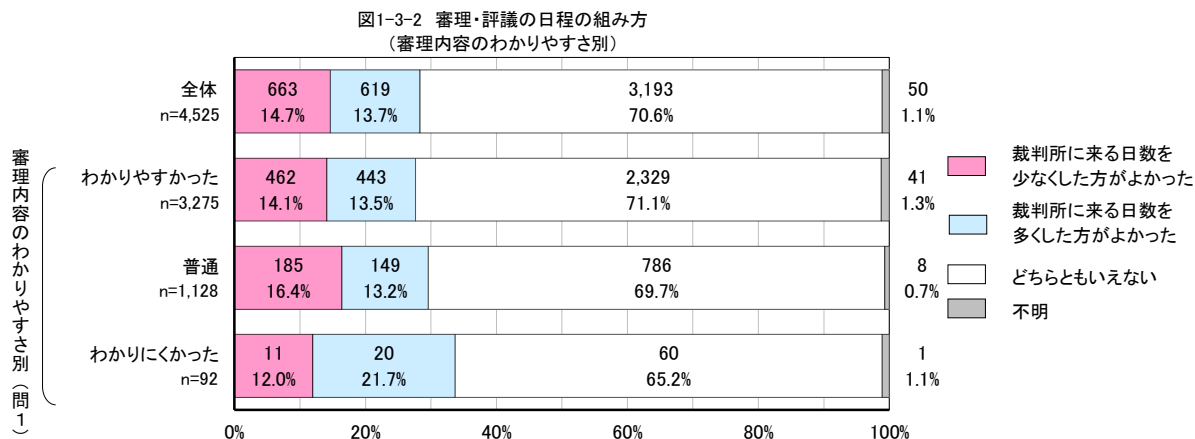
審理・評議の日程の組み方について、「どちらともいえない」との回答が最も多く、70.6%となっている。「どちらかといえば、裁判所に来る日数を少なくした方がよかった」との回答が14.7%であったのに対し、「どちらかといえば、裁判所に来る日数を多くした方がよかった」との回答は13.7%であった。

#### 【他のデータとのクロス集計】

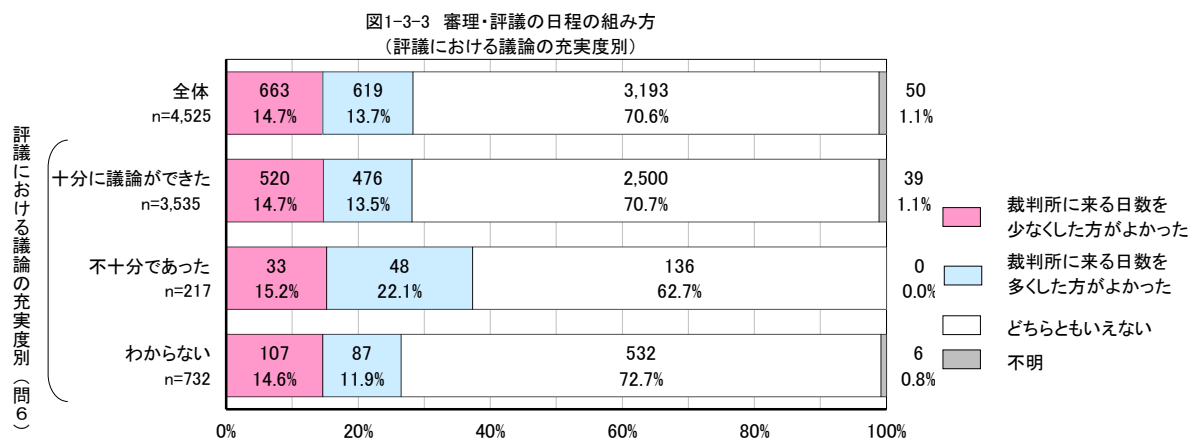
『審理・評議の日程の組み方』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図1-3-1である。審理実日数別、自白・否認別にかかわらず、「どちらともいえない」とする回答が最も多く、どの層においても各回答の割合に大きな違いはみとれない。



『審理・評議の日程の組み方』を審理内容のわかりやすさ別でみたのが、図 1-3-2 である。審理内容のわかりやすさにかかわらず、「どちらともいえない」とする回答が最も多いものの、審理内容が「わかりやすかった」「普通」と回答した層で「裁判所に来る日数を少なくした方がよかった」とする回答が多いのに対し、「わかりにくかった」と回答した層で「裁判所に来る日数を多くした方がよかった」とする回答が多い。



『審理・評議の日程の組み方』を評議における議論の充実度別でみたのが、図 1-3-3 である。評議における議論の充実度にかかわらず、「どちらともいえない」とする回答が最も多いものの、「十分に議論ができた」「わからない」と回答した層で、「裁判所に来る日数を少なくした方がよかった」とする回答が多い。

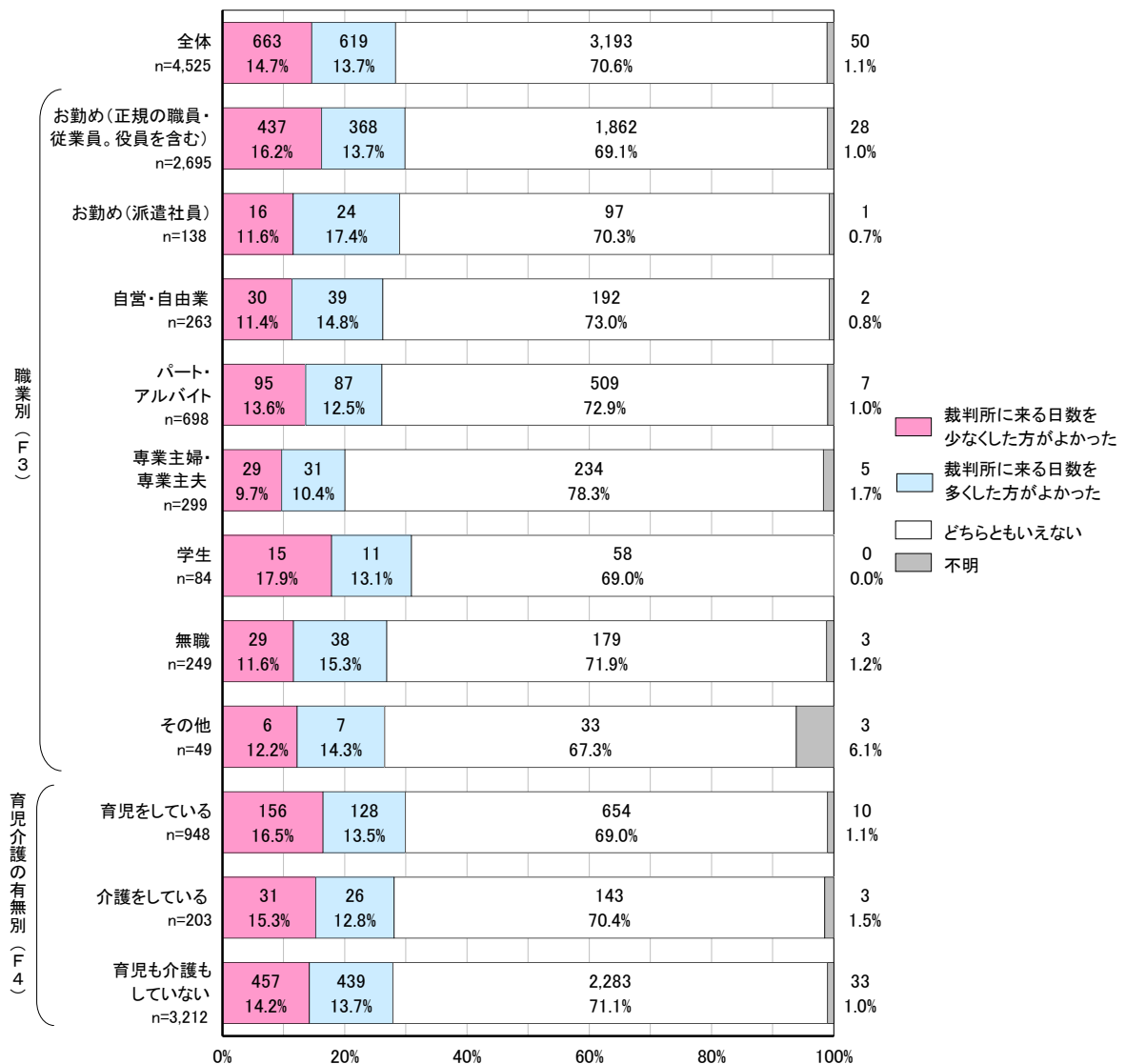


『審理・評議の日程の組み方』を職業別、育児介護の有無別でみたのが、図1-3-4である。

職業別でみると、職業にかかわらず、どの層についても「どちらともいえない」とする回答が最も多い。「裁判所に来る日数を少なくした方がよかった」との回答は、学生の層が17.9%と最も高く、以下、お勤め（正規の職員・従業員。役員を含む）の層（16.2%）、パート・アルバイトの層（13.6%）、お勤め（派遣社員）の層（11.6%）、無職の層（11.6%）、自営・自由業の層（11.4%）、専業主婦・専業主夫の層（9.7%）の順で低くなっている。「裁判所に来る日数を多くした方がよかった」との回答は、お勤め（派遣社員）の層が17.4%と最も高く、以下、無職の層（15.3%）、自営・自由業の層（14.8%）、お勤め（正規の職員・従業員。役員を含む）の層（13.7%）、学生の層（13.1%）、パート・アルバイトの層（12.5%）、専業主婦・専業主夫の層（10.4%）の順で低くなっている。

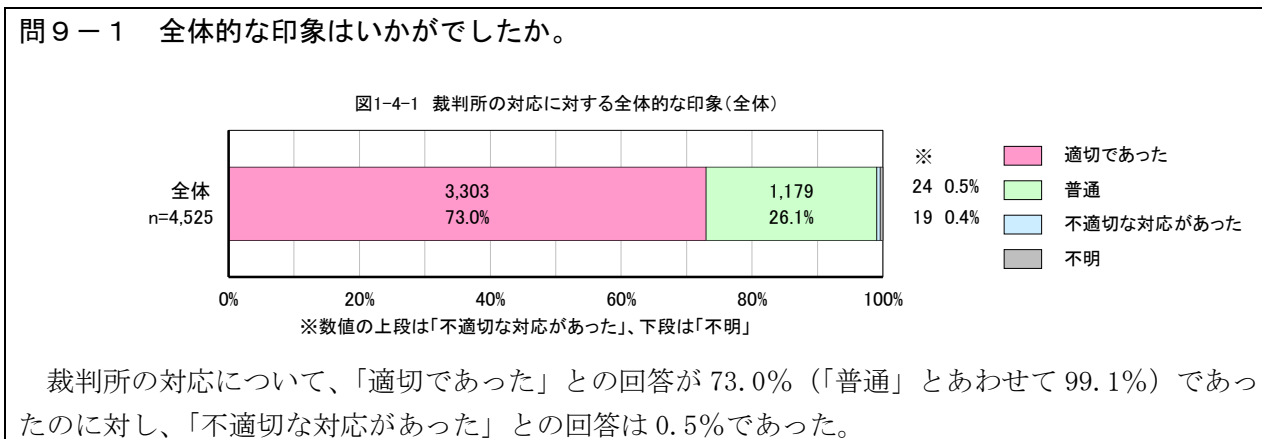
育児介護の有無別にみると、育児介護の有無にかかわらず、どの層についても「どちらともいえない」とする回答が最も多いものの、「裁判所に来る日数を少なくした方がよかった」とする回答が「裁判所に来る日数を多くした方がよかった」とする回答を上回っている。

図1-3-4 審理・評議の日程の組み方  
(職業別、育児介護の有無別)



#### (4) 裁判所の対応(裁判所からの情報の提供、裁判所職員の対応、裁判所の設備など)について

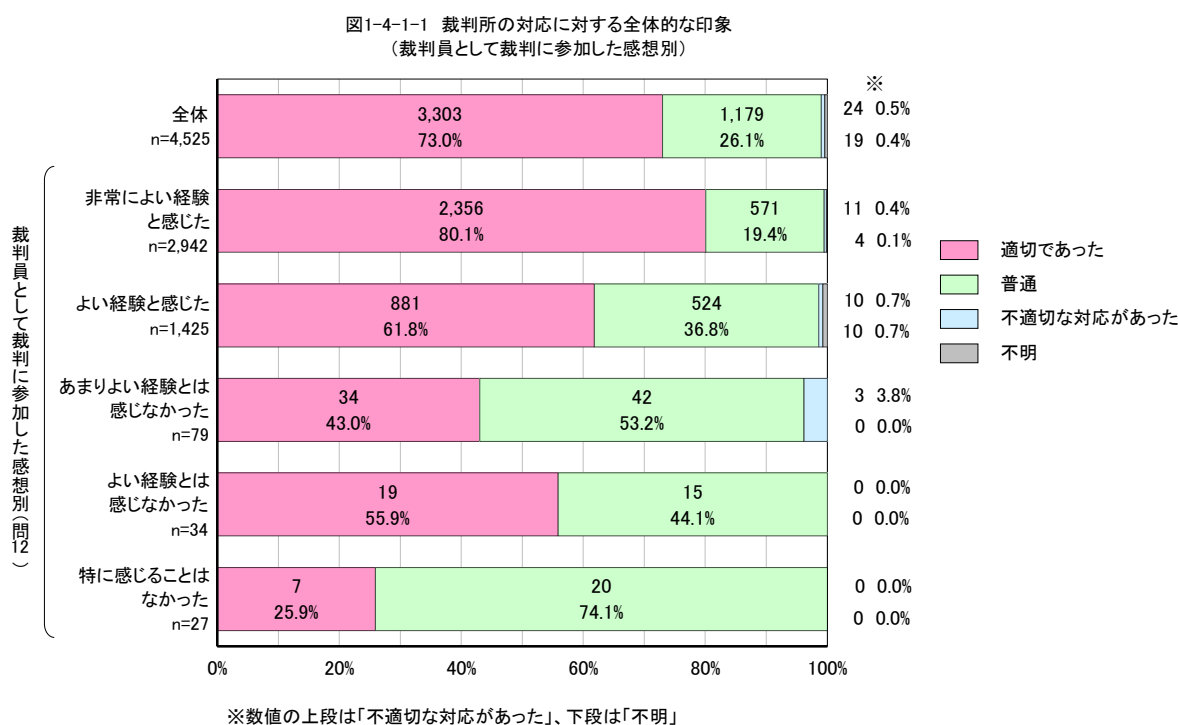
##### (i) 全体的な印象



##### 【他のデータとのクロス集計】

『裁判所の対応に対する全体的な印象』を裁判員として裁判に参加した感想別でみたのが、図1-4-1-1である。

裁判に参加した感想で「非常によい経験と感じた」と「よい経験と感じた」をあわせた『よい経験』と感じたと回答した層で「適切であった」と回答する割合が高い。





(ii) 裁判所の対応について感じたこと（問9-2）

裁判所の対応（裁判所からの情報の提供、裁判所職員の対応、裁判所の設備など）について、「ア 「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届いてから裁判員等選任手続期日の前日まで」、「イ 裁判員等選任手続期日当日」、「ウ 裁判員に選任されてから本日まで」の3つに分け、自由な意見を記載してもらった。

なお、記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類した。

ア 「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届いてから裁判員等選任手続期日の前日まで  
全4, 525名中、回答があったのは1, 722名である。

「事前送付物」に関するものが最も多く、職員の対応について「適切だった、気を遣ってもらった」などがそれに続いている。

詳しくは、資料編の自由記載分類・整理表（181頁以下）を参照されたい。

イ 裁判員等選任手続期日当日

全4, 525名中、回答があったのは1, 845名である。

特に項目を特定することなく、「全般的に問題がなかった」とするものが最も多く、職員の対応について「適切だった、気を遣ってもらった」などがそれに続いている。

詳しくは、資料編の自由記載分類・整理表（182頁以下）を参照されたい。

ウ 裁判員に選任されてから本日まで

全4, 525名中、回答があったのは2, 117名である。

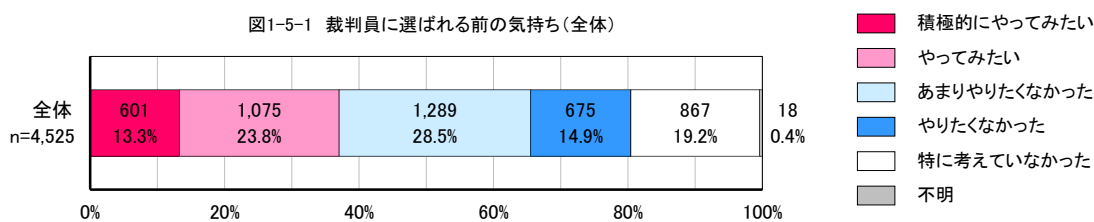
職員の対応について「適切だった、気を遣ってもらった」などとするものが最も多く、特に項目を特定することなく、「全般的に問題がなかった」がそれに続いている。

詳しくは、資料編の自由記載分類・整理表（185頁以下）を参照されたい。

## (5) 裁判員を務めた感想等について

### (i) 裁判員に選ばれる前の気持ち

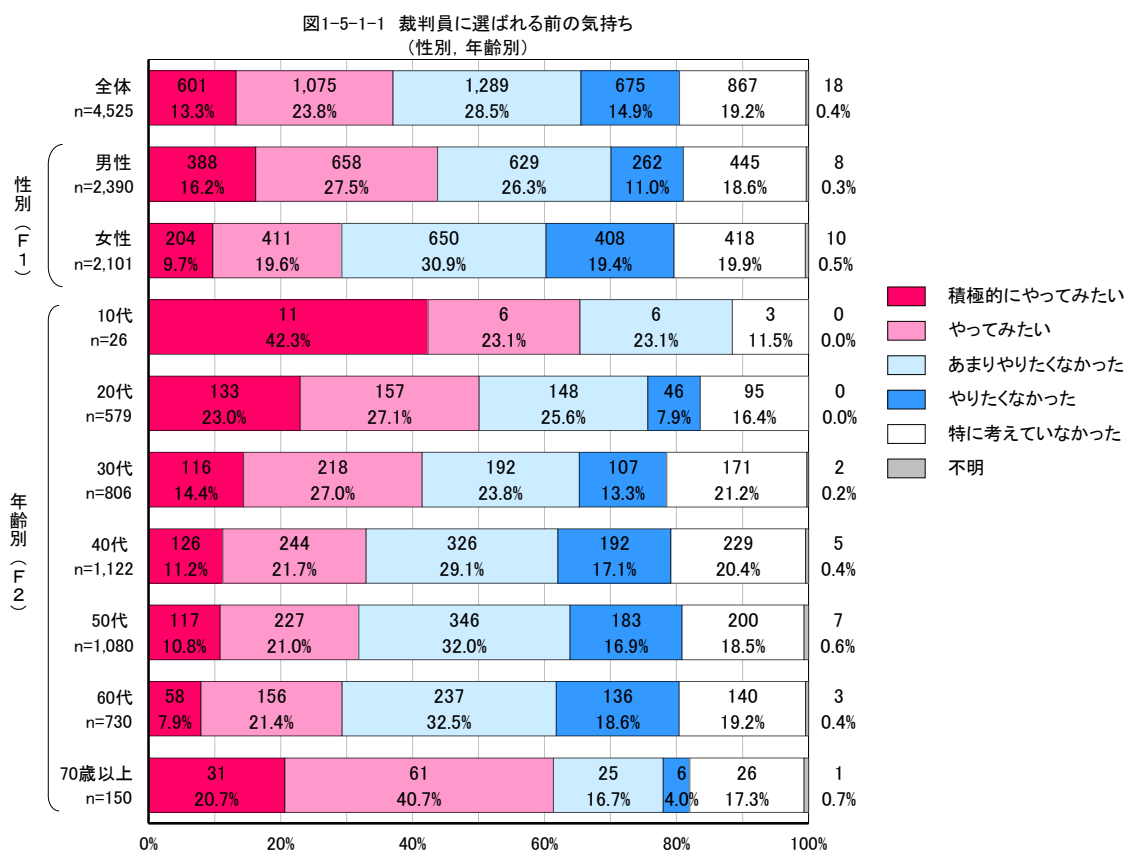
問10 裁判員として裁判に参加することについて、裁判員に選ばれる前にはどう思っていましたか。



裁判員に選ばれる前の気持ちについて、「積極的にやってみよう」(13.3%)、「やってみよう」(23.8%)をあわせた『積極的な参加意向』は37.1%であるのに対し、「あまりやりたくなかった」(28.5%)、「やりたくなかった」(14.9%)をあわせた『消極的な参加意向』は43.4%である。

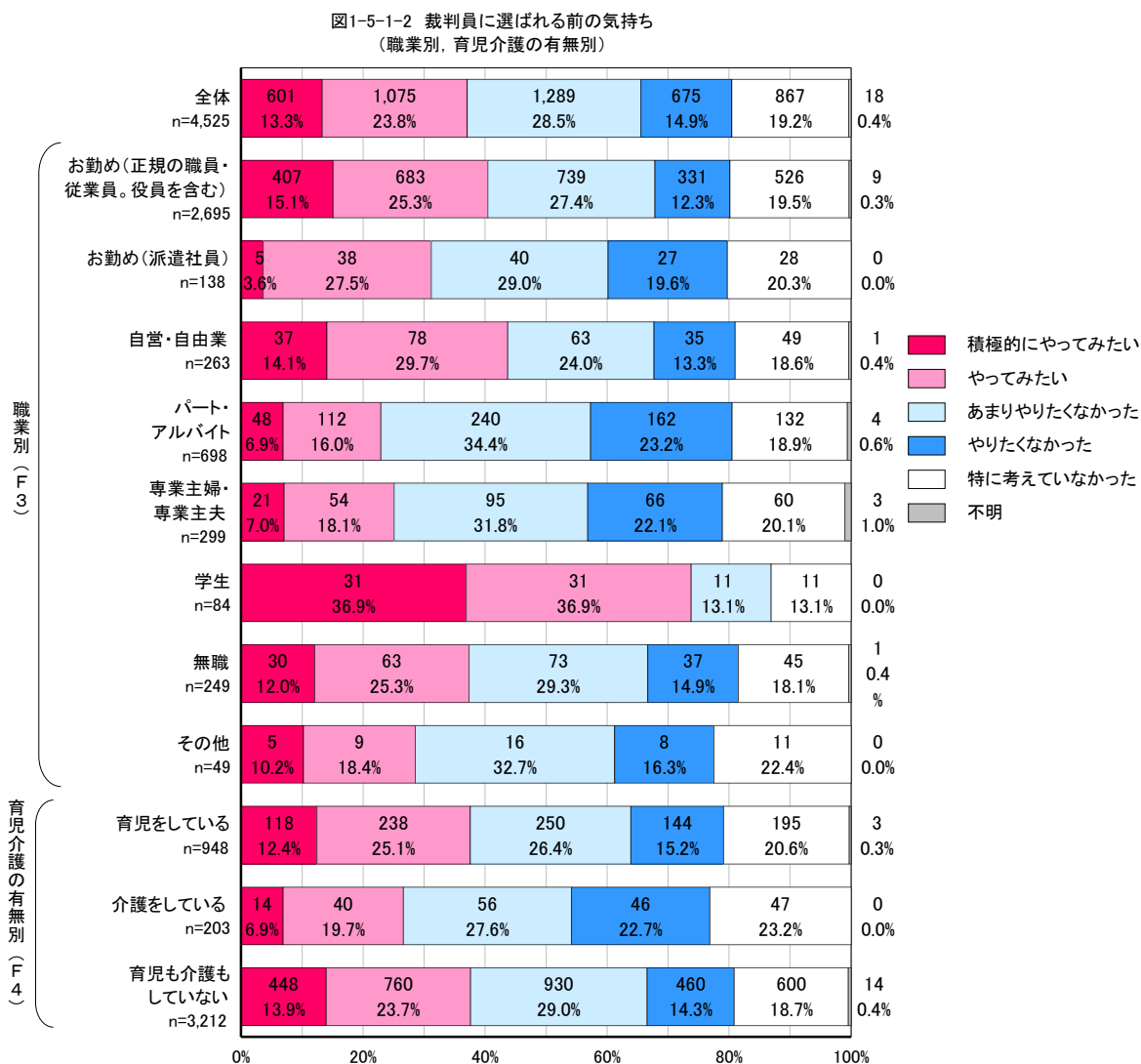
### 【他のデータとのクロス集計】

『裁判員に選ばれる前の気持ち』を性別、年齢別でみたのが、図1-5-1-1である。性別でみると、男性のほうが『積極的な参加意向』(43.7%)が高く、女性のほうが『消極的な参加意向』(50.3%)が高い。年齢別でみると、若年層ほど『積極的な参加意向』が高く、60代までは年齢が高くなるにしたがって低くなっている。なお、10代と70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが、学生と70歳以上は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。



『裁判員に選ばれる前の気持ち』を職業別、育児介護の有無別でみたのが、図1-5-1-2である。職業別でみると、学生の層が73.8%と最も高い『積極的な参加意向』を示しているが、学生は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。以下、自営・自由業の層(43.8%)、お勤め(正規の職員・従業員。役員を含む)の層(40.4%)、無職の層(37.3%)、お勤め(派遣社員)の層(31.1%)、専業主婦・専業主夫の層(25.1%)、パート・アルバイトの層(22.9%)の順で『積極的な参加意向』は低くなっている。

育児介護の有無別では、介護をしている層の『積極的な参加意向』が比較的低くなっている。



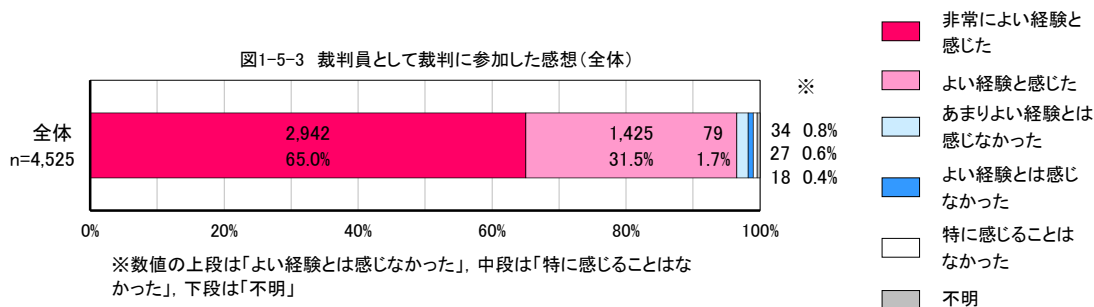
(ii) 問10で答えた理由(問11)

『裁判員に選ばれる前の気持ち』(問10)の理由を自由に記載してもらったところ(問11)、全4,525名中、4,319名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表(186頁以下)記載の項目別に分類したところ、裁判員に選任されることに対し、『積極的な参加意向』を示した理由として、「貴重な経験である、関心があった」が最も多く、逆に、『消極的な参加意向』を示した理由として「責任が重い、他人の人生を決めることへの不安・負担などの精神的負担を理由とするもの」が最も多い。

詳しくは、上記自由記載分類・整理表を参照されたい。

(iii) 裁判員として裁判に参加した感想

問12 裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとってどのような経験であったと感じましたか。

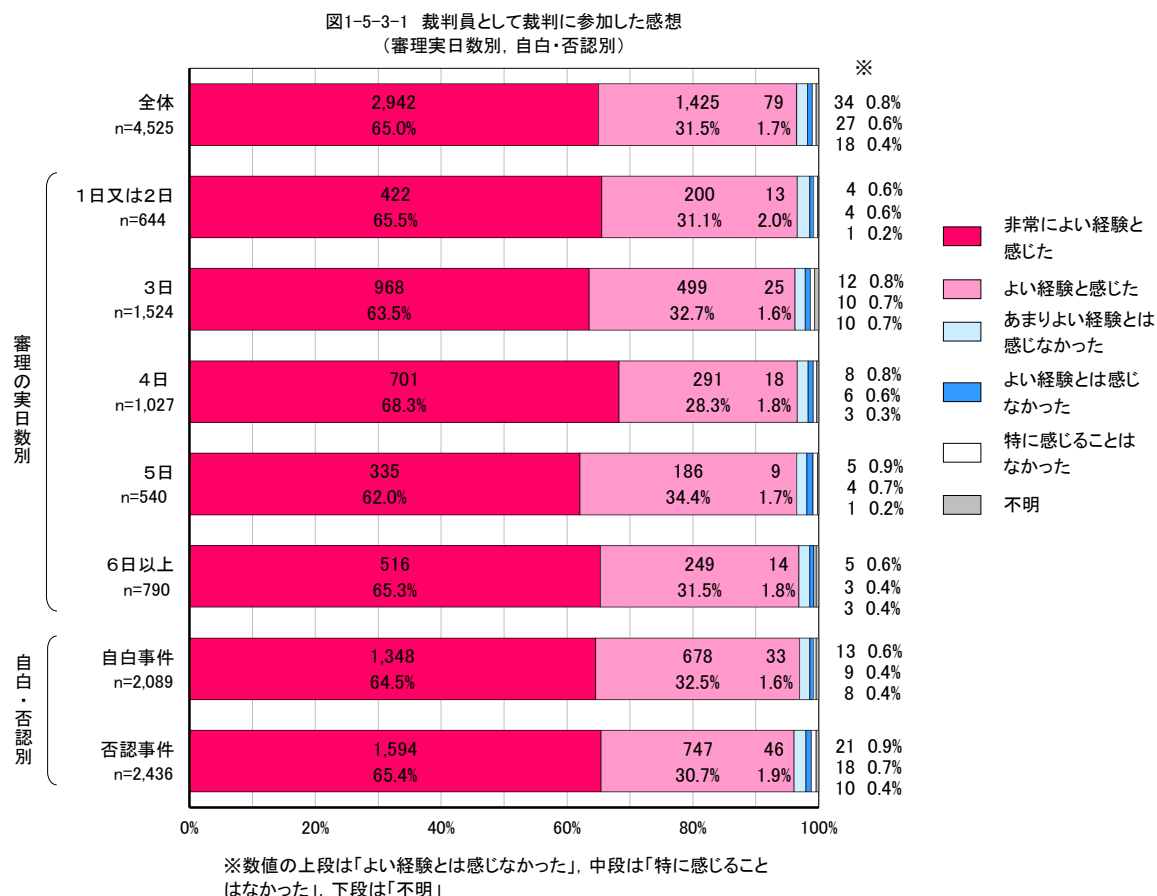


参加したことは「非常によい経験と感じた」との回答が65.0%である。これに、「よい経験と感じた」との回答(31.5%)をあわせた『よい経験』は96.5%になる。

【他のデータとのクロス集計】

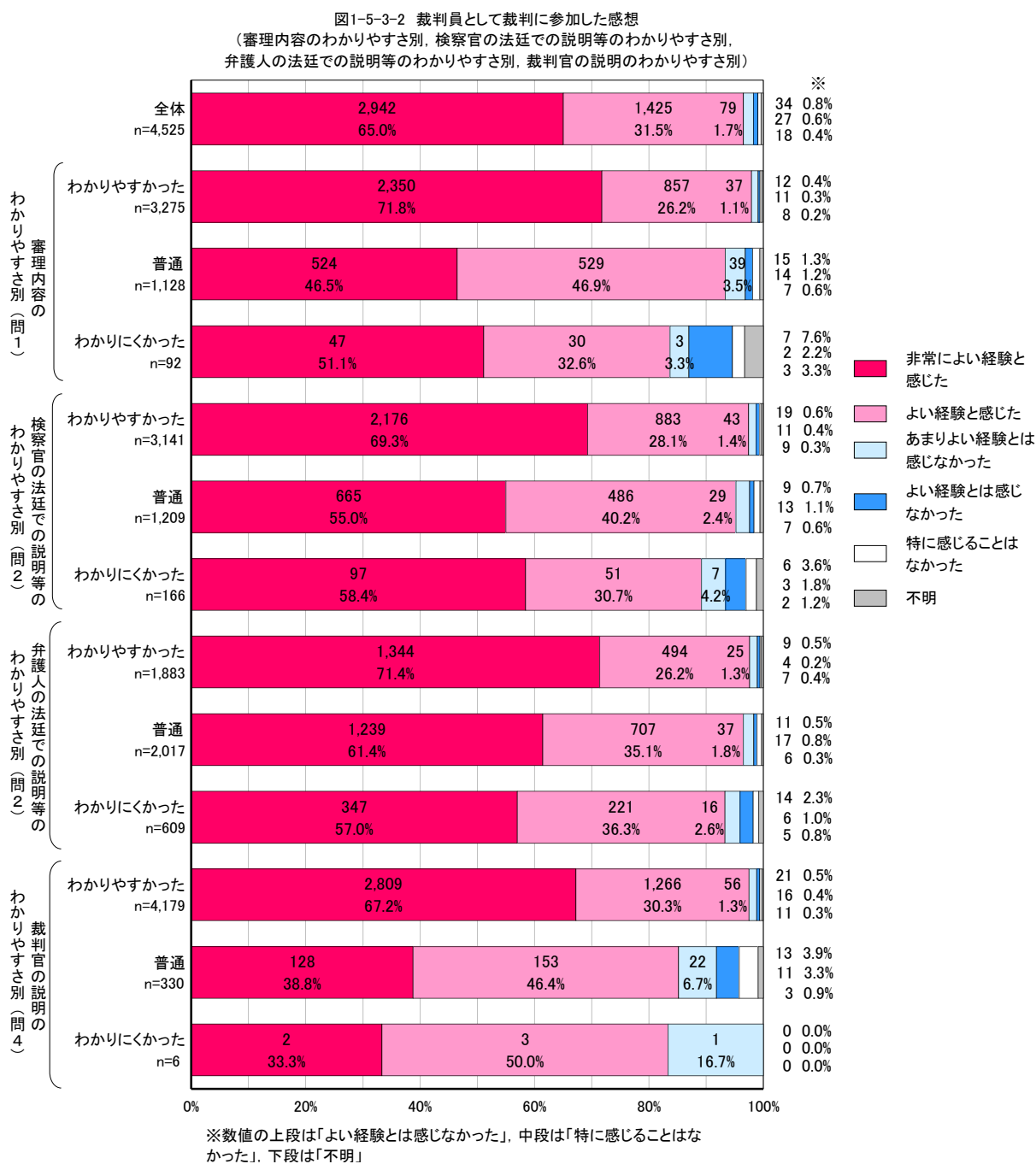
『裁判員として裁判に参加した感想』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図1-5-3-1である。

審理実日数別、自白・否認に関わらず、95%以上が『よい経験』と感じている。

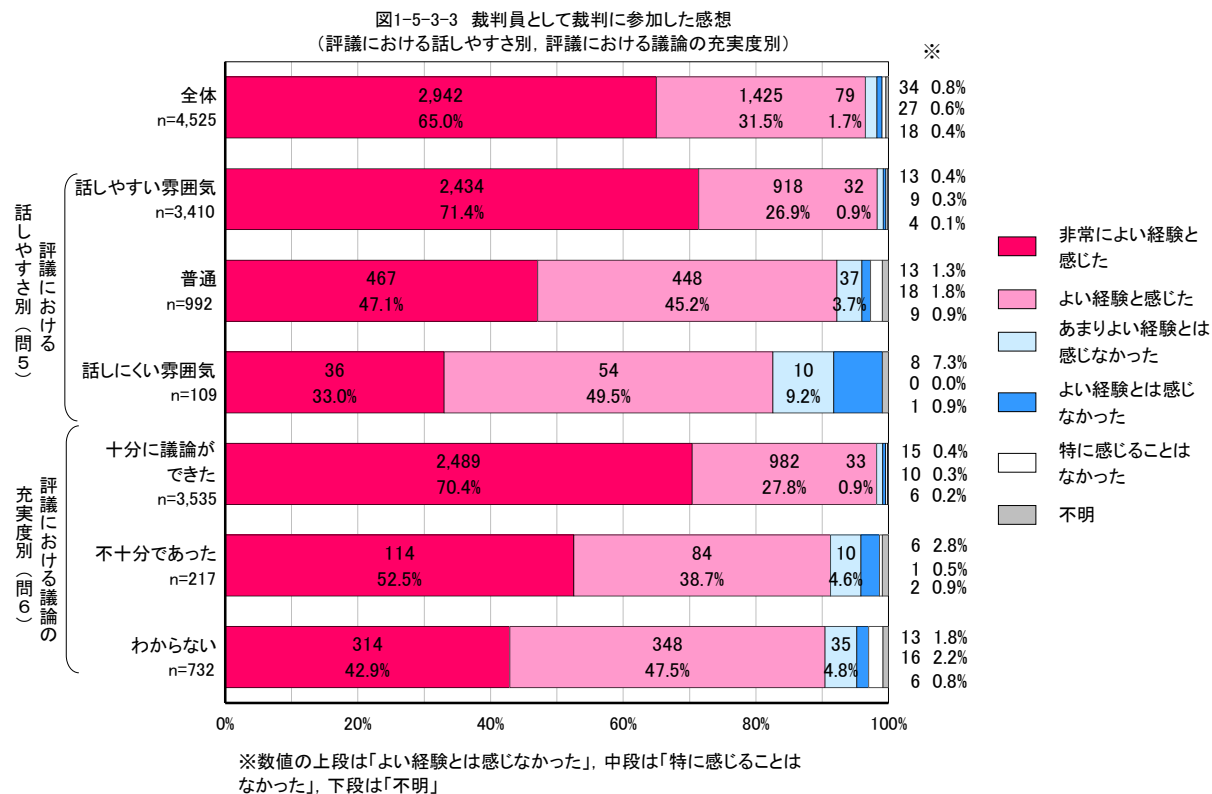


『裁判員として裁判に参加した感想』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別、裁判官の説明のわかりやすさ別でみたのが、図1-5-3-2である。

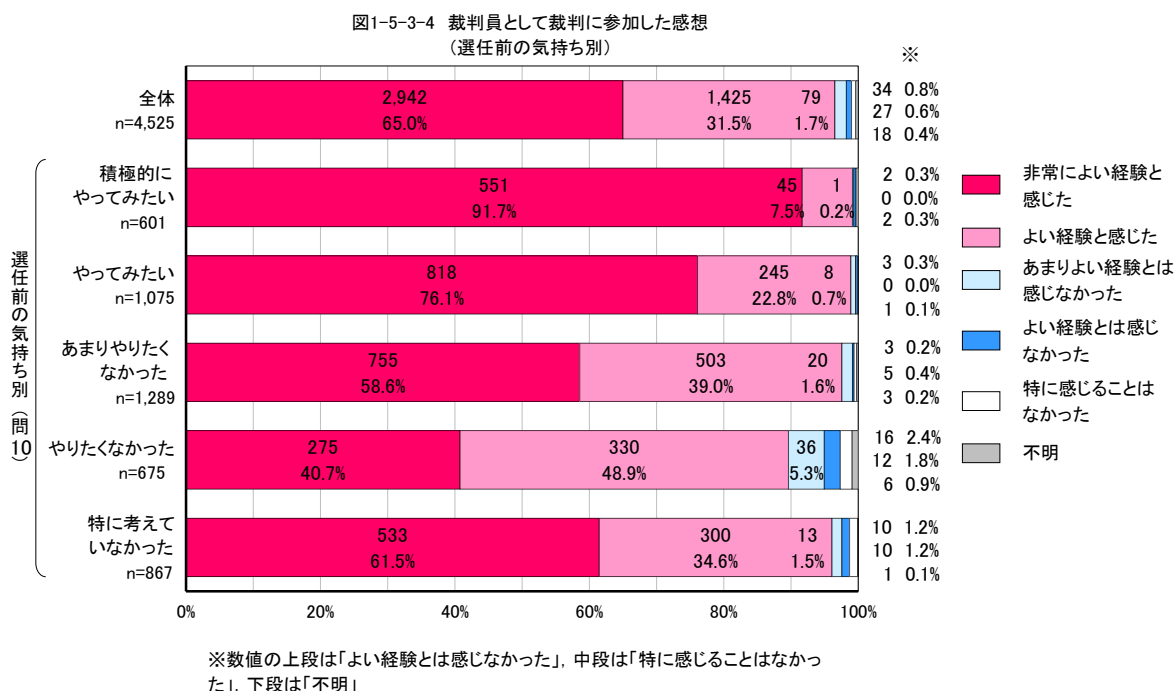
「わかりやすかった」、「普通」と回答した層では、いずれの区分でも「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」との回答が高い割合を占めている。特に「わかりやすかった」と回答した層では、「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が65%以上と、他の層よりも高くなっている。



『裁判員として裁判に参加した感想』を評議における話しやすさ別、評議における議論の充実度別でみたのが、図1-5-3-3である。「話しやすい雰囲気であった」、「十分に議論ができた」と答えた層では、「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合がそれぞれ71.4%、70.4%と、他の層よりも高くなっている。



『裁判員として裁判に参加した感想』を選任前の気持ち別でみたのが、図1-5-3-4である。「特に考えていなかった」と回答した層を除くと、選任前に参加意向が積極的な層ほど「非常によい経験と感じた」の割合が高くなっている。また、選任前に「やりたくなかった」と回答した層であっても、選任後は89.6%が『よい経験』と感じたと回答している。



(iv) 問12で答えた理由 (問13)

『裁判員として裁判に参加した感想』(問12)の理由を自由に記載してもらったところ(問13)、全4,525名中、4,320名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表(188頁以下)記載の項目別に分類したところ、裁判員に選任されたことを『よい経験』と感じた理由について、「裁判や裁判所のことがわかった、身近になった」が最も多く、「普段できない貴重な経験をした、やりがいがあった」がそれに続いている。

詳しくは、上記自由記載分類・整理表を参照されたい。

(6) その他の全般的な意見や感想など(問14)

全般的な感想について、自由に記載してもらったところ、全4,525名中、2,167名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表(191頁以下)記載の項目別に分類したところ、参加した感想が最も多く、裁判官・職員の対応に関する意見がそれに続いている。

詳しくは、上記自由記載分類・整理表を参照されたい。